

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い

第1章 総則

(目的)

第1条 この金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、当社が定める事項について規定することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「アップフロントフィー」とは、金利スワップ取引の成立時における当事者間の合意に従い授受される金銭（固定金利及び変動金利を除く。）をいう。
- (2) 「金利スワップ取引清算業務システム」とは、当社の金利スワップ取引清算業務に関して当社と清算参加者との間で情報を授受するために用いるシステムをいう。
- (2) の 2 「C F T C R e g u l a t i o n」とは、C o d e o f F e d e r a l R e g u l a t i o n s T I T L E 1 7 C o m m o d i t y a n d S e c u r i t i e s E x c h a n g e s C H A P T E R I C O M M O D I T Y F U T U R E S T R A D I N G C O M M I S S I O Nをいう。
- (3) 「当初証拠金所要額割増額」とは、本業務方法書等の定めるところにより当社が清算参加者の当初証拠金所要額の引上げ措置を行う場合において、当初証拠金所要額に加算すべき額をいう。
- (4) 「バックロード取引」とは、清算参加者が当社に対して当社営業日の午後7時から午後8時の間に債務負担の申込みを行った適格金利スワップ取引であって、当該申込みが行われた日において取引日から10当社営業日が経過しているものをいう。
- (4) の 2 「パッケージ取引」とは、清算参加者が、当社に対して、任意に組み合わせた複数の適格金利スワップ取引について一括で債務負担の申込みを行う場合における当該取引の集合をいう。
- (5) 「2000年版ISDA定義集」とは、ISDAが2000年に公表した2000 ISDA D e f i n i t i o n s（ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加（当社が公示により定めるものを除く。）を含む。）をいう。
- (5) の 2 「2006年版ISDA定義集」とは、ISDAが2007年に公表した2006 ISDA D e f i n i t i o n s（ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加

(当社が公示により定めるものを除く。)を含む。)をいう。

- (6) 「限月取引」とは、証券取引等業務方法書第73条の6第1項に規定する限月取引をいう。
- (7) 「清算値段」とは、証券取引等業務方法書第73条の7に規定する国債証券先物取引における清算値段をいう。
- (8) 「清算数値」とは、証券取引等業務方法書第73条の7に規定する金利先物取引における清算数値をいう。
- (9) 「L a r g e 取引」とは、証券取引等業務方法書第73条の11に規定する現物先物取引をいう。
- (10) 「M i n i 取引」とは、証券取引等業務方法書第73条の7に規定する現金決済先物取引をいう。

(当社が指定する通貨)

第2条の2 業務方法書第2条第1項第1号の6、第11号、第50号及び第55号に規定する当社が指定する通貨は、米ドルとする。

(保証に関する書面)

第3条 業務方法書第2条第1項第4号及び第8条第5項に規定する当社が定める様式は、別紙様式第1号の様式とする。

(クロスマージンを行うことができる国債証券先物取引及び金利先物取引)

第3条の2 業務方法書第2条第1項第13号の5に規定する当社が定める国債証券先物取引及び金利先物取引は、次に掲げるものとする。

- (1) L a r g e 取引のうち最初に取引最終日が到来する限月取引(取引最終日まで3当社営業日以内となったものを除く。)及び当該限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引
- (2) M i n i 取引のうち前号に規定するL a r g e 取引と取引最終日の属する月を同一とする限月取引(取引最終日まで2当社営業日以内となったものを除く。)
- (3) 金利先物取引のうち、当社が公示により定める限月取引

(指定市場開設者)

第3条の3 業務方法書第2条第1項第23号の2に規定する当社が定める指定市場開設者は、株式会社大阪取引所とする。

(正味現在価値の算出方法)

第4条 業務方法書第2条第1項第26号に規定する当社が定める方法は、当社が公示により定める。

(清算委託者)

第5条 業務方法書第2条第1項第27号に規定する当社が定める要件は、第27条第1項第2号に規定する当社が通知又は公示により定める照合方法又は電子取引基盤の利用者であることとする。

(破綻処理手続への参加の委託)

第5条の2 業務方法書第9条第1項第3号bに規定する当社が定める者は、清算参加者とする。

- 2 業務方法書第9条第1項第3号bの委託は、委託を受けた者が破綻処理入札に参加し、入札対象取引を落札した場合には、その計算で入札対象取引を成立させることをその内容とする。
- 3 前項に規定する委託（以下「破綻処理手続参加委託」という。）に係る契約には、委託を受けた者による金利スワップ破綻管理委員会規則第9条第1項に規定する破綻処理演習への参加、利益相反を回避するための方法、破綻清算参加者の破綻処理の手続に関する秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。）の保持に関する事項及び当該手続に関する本業務方法書等の規定その他当該手続に関し当社がその都度定める事項を遵守する旨を規定するものとする。
- 4 破綻処理手続参加委託は、既に他の清算参加者から破綻処理手続参加委託を受けている者に行うことはできないものとする。

(破綻処理手続参加委託に関する変更手続)

第5条の3 清算参加者が、破綻処理手続参加委託を取りやめようとする場合は、あらかじめ自社における業務方法書第9条第1項第3号bに規定する業務執行の体制を記載した当社所定の書面を当社に提出し、当社の承認を得なければならない。

- 2 清算参加者が、新たに破綻処理手続参加委託を行おうとする場合は、あらかじめ破綻処理手続参加委託を受ける者及びその者における業務方法書第9条第1項第3号bに規定する業務執行の体制を記載した当社所定の書面並びに当該破綻処理手続参加委託に係る契約書を当社に提出し、当社の承認を得なければならない。
- 3 破綻処理手続参加委託を行っている清算参加者は、破綻処理手続参加委託に係る契約が終了した場合（第1項に規定する承認を得た場合を除く。）は、その旨を当社所定の書面により当社に報告するものとする。

(清算参加者契約)

第6条 業務方法書第2条第1項第30号及び第11条に規定する当社が定める様式は、別紙様式第2号の様式とする。

(清算受託契約)

第7条 業務方法書第2条第1項第31号に規定する当社が定める様式は、別紙様式第3号及び同第3号の2の様式とする。

2 当社が別紙様式第3号又は同第3号の2を変更する場合、当社は、当該変更の施行日の1か月前までに、清算参加者に対して当該変更の内容を通知する。ただし、当該変更が清算参加者及び清算委託者の権利義務に影響を与えないものである場合又はその変更の内容が軽微なものである場合は、事前の通知に代えて事後速やかに通知することで足りるものとする。

3 清算参加者は、前項の規定により別紙様式第3号又は同第3号の2の変更について当社から通知を受けた場合には、その内容を、速やかに清算受託契約を締結している清算委託者に通知するものとする。

4 当社が別紙様式第3号又は同第3号の2を変更した場合、締結済みの清算受託契約は、当該変更の施行日に、当然に、当該変更後の様式第3号及び同第3号の2の内容に変更されるものとする。

(代用有価証券の種類)

第8条 業務方法書第2条第1項第45号に規定する当社が定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債証券
- (2) アメリカ合衆国財務省証券

2 前項の規定にかかわらず、当初証拠金のうちカスタマーバッファーに区分されるものについては、業務方法書第2条第1項第45号に規定する有価証券は定めないものとする。

(適格金利スワップ取引の要件)

第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件）とする。ただし、第5号eからgまでに掲げる事項の取扱いは、当社が公示により定める。

- (1) I S D A定義集、2006年版I S D A定義集又は2000年版I S D A定義集に基づく金利スワップ取引であること。
- (2) 削除
- (3) 金利スワップ取引の当事者である双方の清算参加者において当該金利スワップ取引に係る債務を当社に債務負担させるために、当社に対して業務方法書第48条に基づく申込みの手續がなされたこと。
- (4) 固定金利と変動金利の交換又は変動金利と変動金利の交換を行う取引であること。
- (5) 変動金利の決定方法が次のaからgまでに掲げるものであり、かつ、変動金利の金利計算期間が当該aからgまでに定める期間であること。

a J P Y - T I B O R 1か月、3か月又は6か月

- b JPY-TONA-OIS Compound 1日
 - c JPY-TIBOR-17097 1か月、3か月又は6か月
 - d JPY-TONA-OIS-COMPOUND 1日
 - e USD-LIBOR-BBA 1か月、3か月又は6か月
 - f EUR-EURIBOR-Telera te又はEUR-EURIBOR-Reuters 3か月又は6か月
 - g AUD-BBR-BBSW 3か月又は6か月
- (6) 削除
- (7) 想定元本及び決済通貨が次のaからdまでに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該aからdまでに定める通貨であること。
- a JPY-TIBOR、JPY-TONA-OIS Compound、JPY-TIBOR-17097又はJPY-TONA-OIS-COMPOUND 日本円
 - b USD-LIBOR-BBA 米ドル
 - c EUR-EURIBOR-Telera te又はEUR-EURIBOR-Reuters ユーロ
 - d AUD-BBR-BBSW オーストラリア・ドル
- (8) 契約期間が、次のa及びbに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該a及びbに定める日数以上であること。
- a JPY-TONA-OIS Compound又はJPY-TONA-OIS-COMPOUND 7日
 - b 上記aに掲げる変動金利の決定方法以外の変動金利の決定方法 28日
- (9) 債務負担の申込みの日における終了日までの期間について、次のaからdまでに掲げる金利スワップ取引ごとに、当該aからdまでに定める期間であること。
- a 変動金利としてAUD-BBR-BBSWであるものを対象とする金利スワップ取引 3日以上3,666日以内
 - b 変動金利としてEUR-EURIBOR-Telera te又はEUR-EURIBOR-Reutersであるものを対象とする金利スワップ取引 3日以上7,318日以内
 - c 変動金利としてJPY-TIBOR、JPY-TIBOR-17097又はUSD-LIBOR-BBAであるものを対象とする金利スワップ取引（当該取引のうち、前bに掲げる取引に該当するものを除く。） 3日以上10,971日以内
 - d 上記aからcに掲げる金利スワップ取引以外の金利スワップ取引 3日以上14,623日以内
- (10) 想定元本の金額が、一定であること又は金利スワップ取引の開始時に想定元本の逓減若しくは逓増方法を定め、当該方法による想定元本の逓減若しくは逓増の金額が当該金利

スワップ取引の期間中には変わらないものであること及び次の a 及び b に掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該 a 及び b に定める事項を満たすこと。

- a 変動金利として JPY-TIBOR、JPY-TONA-OIS Compound、JPY-TIBOR-17097 又は JPY-TONA-OIS-COMPOUND であるものを対象とする金利スワップ取引 1円以上4兆円未満であり、かつ、小数点以下の桁がすべて0であること。
 - b 変動金利として USD-LIBOR-BBA、EUR-EURIBOR-Telera te、EUR-EURIBOR-Reuters 又は AUD-BBR-BBSW であるものを対象とする金利スワップ取引 通貨単位が100分の1以上4兆未満であり、かつ、小数点第3位以下の桁がすべて0であること。
- (11) 日数計算が ISDA 定義集 Section 4.6.1 (ii) から (viii) までに掲げるもの、2006年版 ISDA 定義集 Section 4.16 (b) から (h) までに掲げるもの又は2000年版 ISDA 定義集 Annex Article 4.16 (b) から (f) までに掲げるもののいずれかであること。
- (12) 営業日調整が Following Business Day Convention、Modified Following Business Day Convention 又は Preceding Business Day Convention のいずれかであること。
- (13) 金利支払日に係る営業日として、次の a から d までに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該 a から d までに定める都市又は営業日が指定されていること (東京以外の都市が指定されている場合を含む)。
- a 変動金利として JPY-TIBOR、JPY-TONA-OIS Compound、JPY-TIBOR-17097 又は JPY-TONA-OIS-COMPOUND であるものを対象とする金利スワップ取引 東京
 - b 変動金利として USD-LIBOR-BBA であるものを対象とする金利スワップ取引 ニューヨーク
 - c 変動金利として EUR-EURIBOR-Telera te 又は EUR-EURIBOR-Reuters であるものを対象とする金利スワップ取引 Target 営業日
 - d 変動金利として AUD-BBR-BBSW であるものを対象とする金利スワップ取引 シドニー
- (14) 金利更改日に係る営業日として、次の a から d までに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該 a から d までに定める都市又は営業日が指定されていること (東京以外の都市が指定されている場合を含む)。
- a 変動金利として JPY-TIBOR、JPY-TONA-OIS Compound、JPY-TIBOR-17097 又は JPY-TONA-OIS-COMPOUND であ

るものを対象とする金利スワップ取引 東京

b 変動金利としてEUR-EURIBOR-Te l e r a t e又はEUR-EURIBO
R-R e u t e r sであるものを対象とする金利スワップ取引 T a r g e t 営業日

c 変動金利としてAUD-BBR-BBSWであるものを対象とする金利スワップ取引
シドニー

d 変動金利としてUSD-LIBOR-BBAであるものを対象とする金利スワップ取引
ロンドン

(15) 前各号に掲げるもののほか、当社が公示により定める要件を満たす金利スワップ取引であること。

(ISDA関連取扱文書の指定)

第10条 業務方法書第2条第1項第70号に規定する当社が定める文書は、次の各号に掲げる本規則の規定に基づき、当該各号に掲げる事項に関し、当社が清算参加者への通知又は公示により定めた文書とする。

(1) 第29条第2項第1号 スケジュール (ISDA基本契約に規定するS c h e d u l eをいう。以下同じ。)に規定された事項とみなされる事項

(2) 第29条第2項第2号 清算約定に対してISDA基本契約及びISDA定義集を適用するにあたり必要な読替えに関する事項

(ISDA定義集の変更、修正又は追加に係る当社の指定)

第11条 業務方法書第2条第1項第72号に規定する当社が定める2021 ISDA I n t e r e s t R a t e D e r i v a t i v e s D e f i n i t i o n sの変更、修正又は追加は、ISDAが公表した変更、修正又は追加(当社が公示により定めるものを除く。)とする。

(清算参加者及び清算委託者が意思表示の有無等を知ることができる措置)

第12条 業務方法書第6条第2項に規定する当社が定める方法は、当社が、金利スワップ取引清算業務システムを用いて行う方法とする。

(代用有価証券)

第13条 業務方法書第7条第1項に規定する当社が定める代用有価証券の代用価格は、別表1の「代用有価証券の種類」欄に掲げる有価証券の種類に応じて、同表の「時価」欄に掲げる時価に、同表の「時価に乗すべき率」欄の値を乗じた額(委託当初証拠金の代用有価証券の代用価格にあっては、当該額を超えない範囲内で受託清算参加者及び清算委託者が合意する額)とする。

2 業務方法書第7条第2項に規定する代用有価証券の預託の方法その他代用有価証券に関する

事項は、次に定めるとおりとする。

(1) 国債証券の預託方法その他の取扱い

- a 清算参加者は、代用有価証券として国債証券を当社に預託する場合（清算委託者の代理人として預託する場合を含む。）には、日本銀行金融ネットワークシステムを利用し、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。
- b 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、上記aに規定する国債証券の預託及び返戻を、代理人を通じて行い、受けることができる。この場合において、当該預託及び返戻は、日本銀行又はその下位機関に設けられた当該代理人名義の口座を通じて行うこととする。

(2) アメリカ合衆国財務省証券の預託方法その他の取扱い

- a 清算参加者は、代用有価証券としてアメリカ合衆国財務省証券（以下「財務省証券」という。）を当社に預託する場合（清算委託者の代理人として預託する場合を含む。）には、預託の都度、あらかじめ当社が通知により定めるところにより同意を得るものとする。
- b 清算参加者は、前号の規定に基づき財務省証券を当社に預託する場合（清算委託者の代理人として預託する場合を含む。）には、預託しようとする財務省証券について、アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に設けられた当社名義の口座に、差入日の前日のアメリカ合衆国東部時間の午後2時までに振替を行うものとし、当該口座振替を行う日の午後4時までに、その旨を当社に通知するものとする。この場合における口座振替（同一銀行内の口座振替である場合を除く。）は、アメリカ合衆国のFederal Reserve Communications Systemを通じて行うものとする。
- c 清算参加者は、代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合（清算委託者の代理人として返戻を求める場合を含む。）には、当該返戻を受けようとする日の午前11時までに、その旨を当社に通知するものとする。
- d 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、上記aからcに規定する財務省証券の預託及び返戻を、代理人を通じて行い、受けることができる。この場合において、当該預託及び返戻は、当該代理人名義の口座を通じて行うこととする。

(3) 換価処分

当社は、次に掲げる場合には、清算参加者又は清算委託者から預託を受けた代用有価証券を当社が相当と認める方法、時期、価格等により処分（当該処分による取得金の異なる通貨への両替又は異なる通貨での処分を含む。）し、又は代用有価証券に基づく権利を直接行使したうえで、その取得金からこれらの処分等に要した費用を控除した残額を、当該清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当し、又は業務方法書第103条第1項若しくは第110条第1項の規定による損失の補填に充てることことができる。

- a 当社が当該清算参加者の破綻等を認定した場合

- b 当社が当該清算参加者の決済不履行を認定した場合
 - c 当社が業務方法書第103条第1項又は第110条第1項の規定により当該清算参加者が当社に預託した金利スワップ清算基金を取り崩す場合
 - d 当該清算参加者が当社に対する債務について期限の利益を喪失し、又は当該債務の期限が到来した場合
- (4) 委託当初証拠金の代用有価証券に関する準用
前号の規定は、委託当初証拠金として清算委託者から受託清算参加者に預託された代用有価証券について準用する。

第2章 清算参加者

(金利スワップ清算資格の取得申請)

第14条 業務方法書第8条第1項又は第3項の金利スワップ清算資格の取得の申請は、取得申請者が、次に掲げる事項（業務方法書第8条第3項の金利スワップ清算資格の取得の申請にあつては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した当社所定の金利スワップ清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
 - (2) 本店又は主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) その他当社が取得申請者の承認審査（業務方法書第8条第2項に規定する承認審査をいう。以下同じ。）を行うにあたり必要と認める事項
- 2 前項の金利スワップ清算資格取得申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 取得申請者の登記事項証明書又はこれに代わる書類
 - (2) 取得申請者の代表者（清算参加者契約に署名又は記名押印する予定の代表者に限る。）の印鑑証明書又は当社が認めるこれに代わる書類
 - (3) 金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員（金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員が存在しない場合には、金利スワップ取引に関する事業を統括する者）の氏名を記載した書類
 - (4) 金利スワップ取引の清算業務に係る損失の危険の管理方法、その他業務の方法を記載した書類
 - (5) その他当社が取得申請者の承認審査を行うにあたり必要と認める書類
- 3 特定承継金融機関等である取得申請者については、前項各号に掲げる書類のうち、当社が適当と認めるものを省略することができるものとする。

(金利スワップ清算資格の取得手続)

第15条 業務方法書第10条第1項に規定する当社が定める金利スワップ清算資格の取得手続

は、金利スワップ清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第13条第1項の規定による清算参加者代表者の届出、業務方法書第14条の規定による決済業務責任者の届出、第18条第1項又は第2項の日本銀行当座勘定を特定する情報の届出その他取得申請者に対する金利スワップ清算資格の付与に関し当社が必要と認める手続とする。

- 2 前項に規定する金利スワップ清算資格取得手数料の額は100万円とし、取得申請者は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、業務方法書第10条第3項に規定する当社が定める金利スワップ清算資格の取得手続について準用する。この場合において、第1項中「金利スワップ清算資格取得手数料の支払い、業務方法書第13条第1項の規定による清算参加者代表者の届出」とあるのは「業務方法書第13条第1項の規定による清算参加者代表者の届出」と読み替えるものとする。

(クライアント・クリアリングの取扱いの承認申請)

第15条の2 業務方法書第12条の2第1項のクライアント・クリアリングの取扱いの承認の申請は、次に掲げる事項を記載した当社所定の申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
 - (2) 本店又は主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) その他当社がクライアント・クリアリングの取扱いの承認を行うにあたり必要と認める事項
- 2 前項のクライアント・クリアリングの取扱いの承認申請書には、クライアント・クリアリングに係る次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 清算約定及び清算委託取引の決済に係る体制
 - (2) 清算委託者に対するリスク管理に係る体制
 - (3) 利益相反を防止するための体制
- 3 前項の規定にかかわらず、クライアント・クリアリングの取扱いの承認の申請を行う特定承継金融機関等である取得申請者については、前項の書類の添付を省略することができるものとする。

(届出方法)

第16条 業務方法書第13条第1項、第14条、第19条、第27条の6、第27条の7、第44条及び第45条の規定による当社への届出は、当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 業務方法書第13条第1項、第14条、第19条、第27条の6、第27条の7及び第44条の規定による当社への届出は、当社がその都度指定するときまでに行うものとする。

(審問の手続)

第17条 業務方法書第15条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の審問の手続は、次に定めるところにより行う。

- (1) 当社は、審問の事項、場所及び期日を、その対象とする清算参加者に対してあらかじめ通知する。
- (2) 当該清算参加者は、その代表者又は代表者に代わる者を審問の場所に出頭させ、当社の審問に対して誠実に回答させなければならない。
- (3) 当該清算参加者は、審問の際に陳述をすることができる。
- (4) 当社は審問の事項、当該清算参加者の回答内容及び陳述内容その他必要と認める事項について記録を作成する。

（金銭等の授受の方法）

第18条 業務方法書第17条第1項、第71条又は第107条第1項第1号の規定により金銭（日本円に限る。）の授受を行う場合は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して、当社名義の日本銀行当座勘定と当該清算参加者名義の日本銀行当座勘定の間の振替により行うものとする。

- 2 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、前項に規定する金銭の授受を、代理人を通じて行うことができる。この場合において、当該授受は、当該代理人名義の日本銀行当座勘定を通じて行うこととする。
- 3 業務方法書第17条第1項又は第71条の規定により金銭（米ドルに限る。）の授受を行う場合は、当社が指定する銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより行うものとする。

（当社が定める外国為替相場等）

第18条の2 業務方法書第17条第3項（業務方法書第63条第2項、同第67条第2項及び同第108条第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する当社が定める外国為替相場は、金利スワップ清算基金の預託を行う前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場とする。

- 2 業務方法書第17条第3項に規定する当社が定める率は、100分の94とする。

（金利スワップ取引清算業務に関する免責の例外）

第19条 業務方法書第18条に規定する当社が定める損害は、検査員（金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者に対する検査に関する規則に規定する検査員をいう。）又は補助員（同規則に規定する補助員をいう。）が同規則第5条の義務に違反したことにより清算参加者に生じた損害とする。

（報告事項）

第20条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる

事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。

- (1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の2第2項第2号又は同法第33条の3第2項第2号に基づく損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき（外国銀行にあつては、第14条第2項に定める金利スワップ清算資格取得申請書の添付書類における同項第4号に掲げる事項を変更したとき）（軽微な変更を除く。）。
- (2) 指定親会社（金融商品取引法57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）が同法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について同法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。
- (3) 金融商品取引業者にあつては金融商品取引業に係る業務を休止し、又は再開したとき、登録金融機関にあつては登録金融機関業務を休止し、又は再開したとき。
- (4) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又は外国倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。以下次号までにおいて同じ。）を行い、又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (5) 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又は外国倒産処理手続の承認の申立ての事実があったことを知ったとき。
- (6) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。
- (6) の2 業務方法書第2条第1項第59号gに規定する清算参加者にあつては、先物・オプション取引口座設定約諾書又は国債先物等清算受託契約書の定めるところにより当然に期限の利益を喪失したとき。
- (6) の3 その清算参加者口座にクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定が記録されている清算参加者であつて、かつ、当該クロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係るクロスマージン利用者が業務方法書第2条第1項第13号の9dに掲げる者に該当する場合にあつては、当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を委託する国債先物等非清算参加者が先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより当然に期限の利益を喪失したとき。
- (7) 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。
- (8) 業務方法書第9条第1項第2号a又はbの要件を満たさないこととなったとき。
- (9) 総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。

- (10) 大株主上位10名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。)に関する変更について知ったとき(当社が通知で定める期間ごとに限る。)
- (11) 法令(金融商品取引法及びその関係法令をいい、これらに相当する外国の法令を含む。以下本条において同じ。)の規定により処分又は処罰を受けたこと(外国の法令による場合は、金利スワップ取引に係る業務に対するものに限る。)を知ったとき。
- (12) 指定親会社又は特定主要株主(金融商品取引法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。)が法令の規定により処分又は処罰を受けたことを知ったとき。
- (12)の2 前2号に規定する処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
- (13) 金融商品取引業者にあつてはその役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関にあつてはその役員(金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員(金利スワップ取引に関する事業を統括する者)に限る。)が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は同法の規定により罰金の刑を受けた事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき。
- (14) 指定親会社の役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。
- (15) 金融商品取引業者の主要株主(金融商品取引法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき)。
- (16) 指定親会社の主要株主が金融商品取引法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。
- (17) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が500億円未満のものを除く。以下同じ。)を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったこと(上訴の場合を含む。)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停(調停を求める事項の価額が500億円未満のものを除く。以下同じ。)を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。
- (18) 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。
- (18)の2 金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第46条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、登録金融機関にあつては、金融商品取引法第48条の2第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、外国法人である金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第49条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき。
- (19) 金融商品取引法第56条の2に基づくモニタリング調査表(登録金融機関にあつて

- は、当社が通知により定める主要勘定状況表）を作成したとき。
- (20) 金融商品取引法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。
 - (21) 最終指定親会社（金融商品取引法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が金融商品取引法第57条の17第3項の規定に従い公衆縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。
 - (22) 金融商品取引業者にあつては金融商品取引法第46条の3に規定する事業報告書を作成したとき、登録金融機関にあつては銀行法（昭和56年法律第59号）第19条に規定する単体又は連結の業務報告書若しくは同条に規定する中間業務報告書又は保険業法（平成7年法律105号）第110条に規定する単体又は連結の業務報告書若しくは同条に規定する中間業務報告書を作成したとき（外国法人である登録金融機関にあつてはこれらの書類に相当する書類を作成したとき）。
 - (23) 金融商品取引法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したとき。
 - (24) 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。
 - (25) 当社が通知により定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。
 - (26) 外国法人である金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第49条の3第1項に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。
 - (27) （削除）
 - (28) 清算委託者との間で清算受託契約の内容を変更したとき（第7条第4項に定めるところにより清算受託契約の内容が変更されたときを除く。）。
 - (28)の2 清算委託者が商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）を行うことを知ったとき。
 - (29) 清算委託者が決済を履行しないとき。
 - (30) 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。
 - (31) 金融商品取引法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなった場合に限る。）の届出を行ったとき。
 - (32) 指定親会社の指定があつたこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失つたことを知ったとき。
 - (33) 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。
 - (34) 新たに特定主要株主に該当した者があつたこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があつたことを知ったとき。
 - (35) 金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員（金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員が存在しない場合には、金利スワップ取引に関する事業を統括する者）の変更があつたとき。
 - (36) 事業年度の末日の変更があつたとき。

- 2 清算参加者は、前項第22号に掲げる事項に係る報告をする場合には、同号の事業報告書若しくは単体の業務報告書又はこれらの書類に相当する書類に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書（これに準ずるものとして当社が適当と認めるものを含む。）を同項本文の報告書に添付するものとする。
- 3 清算参加者がその親会社等から親会社等保証を受けている場合には、業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、第1項各号（同項第8号を除く。）に掲げる事項が生じた場合のほか、次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を報告するものとする。
- (1) 当該親会社等（指定親会社を除く。）が第1項第4号、第6号、第11号又は第17号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 当該親会社等が第1項第19号、第22号、第25号又は第26号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 当該清算参加者又は当該親会社等について、業務方法書第9条第2項各号の要件を満たさないこととなったとき。
 - (4) 金融商品取引業者又は登録金融機関でない当該親会社等にあつては、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - a すべての事業を休止し、又は再開したとき。
 - b 貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。
- 4 第2項の規定は、前項の場合において、清算参加者が、その親会社等（当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）が第1項第22号又は前項第4号bに該当することとなった場合の報告をする場合について準用する。

（金利スワップ清算資格の喪失申請）

第21条 業務方法書第22条の金利スワップ清算資格の喪失申請は、金利スワップ清算資格を喪失しようとする清算参加者が、次に掲げる事項を記載した当社所定の金利スワップ清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
 - (2) 本店又は主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) 金利スワップ清算資格の喪失を申請する理由
- 2 前項の金利スワップ清算資格喪失申請書には、金利スワップ清算資格の喪失にあたり当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

（金利スワップ清算資格の喪失時期）

第22条 業務方法書第23条第1項に規定する当社が定める時点は、第27条第2項に定めるところにより当社が受領した債務負担の申込みに係る通知のすべてについて、第28条第2項

に定めるところにより債務負担要件の確認を行った時点とする。

(クライアント・クリアリングの取扱いの承認の取消申請)

第22条の2 業務方法書第27条の2のクライアント・クリアリングの取扱いの承認の取消申請は、クライアント・クリアリングの取扱いを廃止しようとする清算参加者が、次に掲げる事項を記載した当社所定のクライアント・クリアリングの取扱いの承認の取消申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名

2 前項のクライアント・クリアリングの取扱いの承認の取消申請書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

(リスク量が多い場合における当初証拠金所要額の引上げ)

第23条 業務方法書第29条第2項に規定する当社が定めるリスク量は、清算参加者の自己取引口座又は委託取引口座に記録されている円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定ごとに、当社が通知により定める区分に応じて算出したPVO1（金利水準が1ベーシスポイント変動した場合における正味現在価値の変化額として当社が通知により定める方法により算出した額をいう。次項において同じ。）とし、同項に規定する水準は、通知により定める。

2 クロスマージン利用者である清算参加者の自己取引口座又はクロスマージン利用者である清算委託者のために設定された委託取引口座に関する前項の規定の適用については、同項中「円貨建清算約定」とあるのは「円貨建清算約定、クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定」と、「正味現在価値」とあるのは「正味現在価値（クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定にあつてはその現在価値（クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引について当社が通知又は公示により定める方法により、想定される将来キャッシュフローをもとに算出した額をいう。))）」とする。

3 業務方法書第29条第2項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、前2項の規定により算出したPVO1の水準が同項の規定により定める水準を超過した額（外貨建清算約定にあつては、当該超過額に当社が公示により定める為替相場の気配値を乗じた額）に、基準ベーシスポイント（PVO1の水準に応じた金利変動のリスクとして当社が通知により定める数値をいう。）を乗じた額に、当社が第1項の規定により定める区分ごとの金利変動のリスクの相関関係を当社が公示により定める方法により反映した額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。

(自己資本額に比してリスクが大きい場合における当初証拠金所要額の引上げ)

第23条の2 業務方法書第29条の2第1項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、自己取引口座又は委託取引口座（以下本条において「取引口座」という。）ごとに、次の各号に掲げる各取引口座に係る当初証拠金所要額の清算参加者の自己資本額に占める割合に応じて、当該当初証拠金所要額に当該各号に定める値を乗じた金額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。

- (1) 50パーセント超60パーセント以下 0.2
- (2) 60パーセント超70パーセント以下 0.4
- (3) 70パーセント超80パーセント以下 0.6
- (4) 80パーセント超90パーセント以下 0.8
- (5) 90パーセント超 1.0

(信用状況に応じた清算参加者に対する措置)

第24条 業務方法書第32条の当初証拠金所要額の引上げ措置は、当社が通知により定める割増率に応じて算出した額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。

2 業務方法書第32条第1項第1号aに規定する当社の定める水準は、清算参加者の自己資本規制比率（特別金融商品取引業者である場合は自己資本規制比率及び連結自己資本規制比率。以下本条において同じ。）については250パーセントと、その信用状況については当該清算参加者の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合に該当するときとする。

3 業務方法書第32条第1項第1号bに規定する当社の定める水準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- (1) 国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「国際統一基準行等」という。）である場合

次のaからcまでに定める水準（外国銀行にあつては、これに準ずる水準）

a 単体又は連結普通株式等Tier1比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあつては、単体又は連結普通出資等Tier1比率とする。以下同じ。）については5.625パーセント、その信用状況については当該清算参加者の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合

b 単体又は連結Tier1比率については7.5パーセント、その信用状況については当該清算参加者の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合

c 単体又は連結総自己資本比率については10パーセント、その信用状況については当該清算参加者の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合

- (2) 国際統一基準行等、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関（以下「国内基準行等」という。）である場合

清算参加者の国内基準に係る単体又は連結自己資本比率については5パーセント、その信用状況については当該清算参加者の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合

- 4 業務方法書第32条第1項第1号cに規定する当社の定める水準は、清算参加者の単体又は連結ソルベンシー・マージン比率については500パーセントと、その信用状況については当該清算参加者の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合に該当するときとする。
- 5 業務方法書第32条第1項第2号aに規定する当社の定める水準は、清算参加者の自己資本規制比率については250パーセントと、当該親会社等の信用状況については当該親会社等の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合に該当するときとする。
- 6 業務方法書第32条第1項第2号bに規定する当社の定める水準は、次の各号に掲げる清算参加者の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 国際統一基準行等である場合

次のaからcまでに定める水準（外国銀行にあつては、これに準ずる水準）

- a 清算参加者の単体又は連結普通株式等Tier1比率については5.625パーセント、当該親会社等の信用状況については当該親会社等の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合
- b 清算参加者の単体又は連結Tier1比率については7.5パーセント、当該親会社等の信用状況については当該親会社等の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合
- c 清算参加者の単体又は連結総自己資本比率については10パーセント、当該親会社等の信用状況については当該親会社等の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合

(2) 国内基準行等である場合

清算参加者の国内基準に係る単体又は連結自己資本比率については5パーセント、当該親会社等の信用状況については当該親会社等の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合

- 7 業務方法書第32条第1項第2号cに規定する当社の定める水準は、清算参加者の単体又は連結ソルベンシー・マージン比率については500パーセントと、当該親会社等の信用状況については当該親会社等の信用力が十分でないおそれがあると当社が通知又は公示により定める場合に該当するときとする。
- 8 業務方法書第32条第1項第2号aからcまでに規定する当社の定める事由は、次の各号に掲げる清算参加者の親会社等の区分に従い、当該各号に定める事由とする。

(1) 金融商品取引業者である場合

自己資本規制比率が250パーセントを下回ること。

(2) 国際統一基準行等である場合

次の a から c までに該当すること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること）。

- a 単体又は連結普通株式等 T i e r 1 比率が 5. 6 2 5 パーセントを下回ること。
- b 単体又は連結 T i e r 1 比率が 7. 5 パーセントを下回ること。
- c 単体又は連結総自己資本比率が 1 0 パーセントを下回ること。

(3) 国内基準行等である場合

国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 5 パーセントを下回ること。

(4) 保険会社である登録金融機関である場合

単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 5 0 0 パーセントを下回ること。

(5) 前各号のいずれにも該当しない場合

前各号に準じる場合に該当していること。

(当初証拠金所要額の引上げ措置の重畳適用)

第 2 5 条 清算参加者に対して複数の当初証拠金所要額の引上げ措置が行われた場合には、各当初証拠金所要額の引上げ措置に係る当初証拠金所要額割増額を合算する。

第 3 章 有価証券等清算取次ぎ

(清算受託契約に係る誓約書)

第 2 6 条 業務方法書第 4 3 条第 2 項に規定する当社が定める誓約書は、別紙様式第 4 号及び同第 4 号の 2 の様式によるものとする。

(バックアップ受託者の指定等)

第 2 6 条の 2 業務方法書第 4 5 条の 2 第 3 項に規定する当社に対する届出は、清算約定の通貨ごとにバックアップ受託者の指定を行っている場合には、その旨を明らかにしたうえで届け出るものとする。

2 業務方法書第 4 5 条の 2 第 4 項に規定する当社に対する報告は、次に定めるとおりとする。

(1) 次の a 又は b に掲げる事項についてバックアップ受託者の指定の当事者となる清算委託者及び受託清算参加者が合意をしている場合は、当該 a 又は b に定める内容について速やかに当社に対して報告することとする。

- a バックアップ受託者の指定の当事者となる清算委託者及び受託清算参加者の間において、当該清算委託者の計算により成立している清算約定（委託分）及び清算委託取引の全部又は一部を当該受託清算参加者へ承継させるための条件
当該承継させるための条件
- b 当該清算委託者の計算により成立している清算約定（委託分）及び清算委託取引の全部

又は一部を当該受託清算参加者へ円滑に承継させるための体制整備を行うこと

当該体制整備の内容

- (2) 前号 a 又は b に掲げる事項について合意していたバックアップ受託者が、当該合意の内容を変更又は当該合意を解消した場合は、その旨（前号 b に掲げる事項を変更した場合は、変更後の内容を含む。）を速やかに当社に対して報告することとする。
- 3 業務方法書第 4 5 条の 2 第 5 項に規定する当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定めるすべての内容とする。
- (1) 前項 1 号 a に定める条件についてあらかじめ合意すること
- (2) 前号に規定する合意に従ってバックアップ受託者へ清算約定（委託分）及び清算委託取引を承継させることが可能かについて、清算委託者及びバックアップ受託者の双方が定期的に確認を行うこと
- (3) 清算約定（委託分）及び清算委託取引を承継させた後に日々行うこととなる金銭等の授受に係るオペレーションを確立すること（清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る情報の授受方法、金銭等の授受に利用する口座情報の確認を含む。）
- (4) 第 1 号に規定する合意に基づき、清算約定（委託分）及び清算委託取引の承継を実際に行ったと仮定した場合における定期的な訓練を実施すること

（国債先物等バックアップ受託者の指定等）

第 2 6 条の 3 業務方法書第 4 5 条の 3 第 4 項に規定する当社に対する報告は、次に定めるとおりとする。

- (1) 次の a 又は b に掲げる事項について国債先物等バックアップ受託者の指定の当事者となるクロスマージン利用者（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。以下本条において同じ。）及び国債先物等清算参加者が合意をしている場合は、当該 a 又は b に定める内容について速やかに、クロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。

a 国債先物等バックアップ受託者の指定の当事者となるクロスマージン利用者及び国債先物等清算参加者の間において、国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務の全部又は一部につき当該国債先物等清算参加者に国債先物等承継を行うための条件

当該国債先物等承継を行うための条件

b 当該国債先物清算約定等に係る権利義務及び当該金利先物清算約定等に係る権利義務の全部又は一部につき当該国債先物等清算参加者に円滑に国債先物等承継を行うための体制整備を行うこと

当該体制整備の内容

- (2) 前号 a 又は b に掲げる事項について合意していた国債先物等バックアップ受託者又は

国債先物等非清算参加者が、当該合意の内容を変更又は当該合意を解消した場合は、その旨（前号 b に掲げる事項を変更した場合は、変更後の内容を含む。）を速やかにクロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。

2 業務方法書第 4 5 条の 3 第 5 項に規定する当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定めるすべての内容とする。

- (1) 前項第 1 号 a に定める条件についてあらかじめ合意すること
- (2) 前号に規定する合意に従って国債先物等バックアップ受託者に国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物等承継を行うことが可能かについて、クロスマージン利用者及び国債先物等バックアップ受託者の双方が定期的に確認を行うこと
- (3) 国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物等承継を行った後に日々行うこととなる金銭等の授受に係るオペレーションを確立すること（国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務に係る情報の授受方法、金銭等の授受に利用する口座情報の確認を含む。）
- (4) 第 1 号に規定する合意に基づき、国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務の国債先物等承継を実際に行ったと仮定した場合における定期的な訓練を実施すること

第 4 章 債務負担及び清算約定

（債務負担等の申込方法等）

第 2 7 条 業務方法書第 4 8 条第 1 項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者を除く。）の計算により成立した適格金利スワップ取引について債務負担の申込みを行う場合

受託清算参加者が当該清算委託者の適格金利スワップ取引について業務方法書第 5 4 条の 2 第 3 項に規定する承諾を行う方法

- (2) 前号に掲げる適格金利スワップ取引以外について債務負担の申込みを行う場合

当社が通知又は公示により定める照合方法又は電子取引基盤を用いる方法

2 当社は、業務方法書第 4 8 条第 1 項に規定する通知の受領を、当社営業日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで及び午後 5 時 3 0 分から午後 7 時までの間、順次行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、バックロード取引に係る債務負担の申込みが行われた場合には、当社は、当該申込みに係る通知を、当該申込みが行われた日の翌当社営業日の午前 8 時までに受領するものとする。

(債務負担に係る条件等)

第28条 業務方法書第49条第1項に規定する当社が定める条件は、同項の適格金利スワップ取引が次に掲げる要件のすべて（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の適格金利スワップ取引にあつては、第1号に掲げる要件に限る。また、第3号及び第4号に掲げる要件にあつては、当該適格金利スワップ取引がパッケージ取引に属する場合に限る。）を満たすこととする。

- (1) 第9条に定める要件を満たすものであること。
 - (2) 次項各号に係る債務負担の申込みについて業務方法書第49条第1項の規定により債務負担要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日が金利支払日にあたらないこと。
 - (3) 次項各号に掲げる債務負担の申込みについて業務方法書第49条第1項の規定により債務負担要件の確認を行う日（当社が午後4時以降に債務負担の申込みを受領した場合にあつては、同項の規定により債務負担要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日）がアップフロントフィーの決済日にあたらないこと。
 - (4) パッケージ取引を構成する適格金利スワップ取引について、当事者が各取引間で同一であることその他当社が通知又は公示により定める要件を満たすこと。
 - (5) 構成するパッケージ取引を特定するための情報が付されていること。
- 2 当社は、業務方法書第49条第1項の規定による債務負担要件の確認を、次の各号に掲げる債務負担の申込みの区分に応じて、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) バックロード取引に係る債務負担の申込み
当該債務負担の申込みを受領した日の午前8時までに行う。
 - (2) バックロード取引以外の取引に係る債務負担の申込み
債務負担の申込み（当該取引がパッケージ取引を構成する場合には、当該パッケージ取引を構成するすべての適格金利スワップ取引に係る申込み）を受領した後速やかに行う。
- 3 業務方法書第49条第1項に規定する当社が定める時点は、当社が同項の規定により債務負担要件の充足を確認（同条第4項の規定による臨時の確認を含む。）を行った時点とする。
- 4 業務方法書第49条第1項に規定する当社の定める算出方法は、別表2に規定する方法とする。
- 5 業務方法書第49条第1項第1号に規定する当社が定める金額は、別表3に定める金額とする。
- 6 業務方法書第49条第1項第2号aに規定する当社が定める上限額は、20億円とする。
- 7 業務方法書第49条第1項第2号bに規定する当社が定める方法は、金利スワップ取引清算業務システムを用いる方法とし、当該申告の内容は、申告を行った日の翌当社営業日に反映されるものとする。
- 8 業務方法書第49条第2項及び第3項に規定する当社の通知は、C F T C R e g u l a t i o n 3 9 . 1 2 (b) (7) (i i) 及び (i i i) の規定に即して、可能な限り速やかに行うものとする。

- 9 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が前条第3項の規定に従い受領した債務負担の申込みに関する業務方法書第49条第2項及び第3項に規定する当社の通知を、当該債務負担の申込みに係る通知を受領した日の午前8時5分以降速やかに行う。
- 10 当社は、金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、債務負担の申込みに係る通知を受領する時間を変更することができる。この場合において、当社は、当該変更を行ったときは、遅滞なく、変更後の時間を清算参加者に通知するものとする。

(清算約定の内容等)

第29条 業務方法書第51条第1項に規定する当社が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 1987 ISDA Interest Rate and Currency Exchange Agreement (Scheduleを含む。)
 - (2) 1987 ISDA Interest Rate Swap Agreement (Scheduleを含む。)
 - (3) 1992 ISDA Master Agreement (Scheduleを含む。)
 - (4) 2002 ISDA Master Agreement (Scheduleを含む。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当社が公示により指定するもの
- 2 業務方法書第51条第1項の規定により清算約定に対してISDA基本契約及びISDA定義集を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、次に定めるとおりとする。
- (1) 本業務方法書等に規定する事項その他の当社が公示により定める事項を、スケジュールに規定された事項とみなす。
 - (2) 変動金利の決定方法のうちJPY-TIBOR-17097及びJPY-TONA-OIS COMPOUNDは、それぞれJPY-TIBOR及びJPY-TONA-OIS Compoundと読み替える。
 - (3) 前2号に規定するほか、清算約定に対してISDA基本契約及びISDA定義集を適用するにあたり必要な読替えは、当社が公示により定めるところによる。
- 3 業務方法書第51条第2項に規定する当社が定める内容は、当社が公示により定める。

(損益差金等の授受の申込みの方法等)

第29条の2 業務方法書第51条の2第1項及び第4項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。

- 2 業務方法書第51条の2第1項に規定する損益差金等の授受の申込みについて、清算参加者が自己取引口座又は委託取引口座に記録されることとなるすべての清算約定(担保型)について

損益差金等の授受の申込みを行おうとする場合には、当社に対して、あらかじめ、その旨を届け出るものとする。この場合において、当社が当該届出を受理した日以降新たに当該自己取引口座又は委託取引口座に記録される清算約定（担保型）は、その記録時点で前項の規定に従い当社に対して損益差金等の授受の申込みが行われたものとみなす。

3 業務方法書第51条の2第2項に規定する当社の定める条件は、損益差金等の授受の申込みに係る清算約定（担保型）について、当社が確認を行う時点において、既に発生している預託又は支払いが完了していない変動証拠金に関する債権債務がないこととする。

4 当社は、業務方法書第51条の2第1項の規定による損益差金等の授受の申込みについて、同条第2項の規定による資金決済化要件の充足の確認を、当該申込みを受けた日の午後4時（業務方法書第53条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッション要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2第2項の規定に従い当社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2の3第2項の規定に従い当社が参加者提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2の4第4項の規定に従い当社がJSCC提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第58条の3第1項又は同第58条の5第1項の規定に従い当社が清算参加者からの承継又は移管の申込みを承諾したときは、当該承諾の時点をいう。）以降速やかに行うものとする。ただし、午後4時より後の当該申込み（午後5時30分から午後7時までの間に新たに自己取引口座又は委託取引口座に記録された清算約定について、第2項の規定により当社に対して損益差金等の授受の申込みが行われたものとみなされる場合を含む。）については、午後7時以降速やかに当該要件の充足の確認を行うものとする。

5 業務方法書第51条の2第3項に規定する当社が定める差引計算については、当社及び清算参加者は、資金決済化要件を満たす清算約定につき当該要件の充足の確認を行った日までに相手方に預託すべき変動証拠金に相当する額として算出される額（以下本項において「本資金決済化金額」という。）を、当該日までに相手方に預託すべき変動証拠金の差引累計額（変動証拠金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）から減じ、差引計算後の額の変動証拠金の差引累計額が正数となる場合には、相手方に当該額の変動証拠金が預託されているものとみなし、当該差引累計額が負数となる場合には、相手方からその負数の絶対値に相当する金額の変動証拠金の預託を受けているものとみなす。この場合において、当社及び清算参加者は、本資金決済化金額に相当する金銭を、損益差金に係る支払債務が成立した時点で、当該債務の弁済に充当する。

6 当社は、金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、損益差金等の授受の申込みについて資金決済化要件の充足の確認を行わないこととし又は確認を行う時間を変更することができる。この場合において、当社は、当該確認を行わないこと又は当該確認を行う時間を変更すること及びその変更後の時間を、遅滞なく清算参加者に通知するものとする。

(清算約定の取引毎コンプレッションの申込みの方法等)

第30条 業務方法書第53条第1項及び第5項に規定する当社が定める方法は、取引毎コンプレッションを行おうとする自己取引口座又は委託取引口座に記録されている清算約定を、金利スワップ取引清算業務システムを用いて指定する方法とする。

2 業務方法書第53条第2項に規定する当社が定める条件は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 取引毎コンプレッションの申込みに係る清算約定

変動金利の決定方法その他の経済条件のうち、当社が通知又は公示により指定する経済条件が、取引毎コンプレッションの申込みが行われた他の清算約定のいずれかと合致していること。

(2) 取引毎コンプレッションにより新たに成立する清算約定

a 第9条第10号に規定する要件を満たすこと。

b 取引毎コンプレッション要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日が金利支払日にあたらないこと。

3 当社は、午後4時までに行われた業務方法書第53条第1項の規定による取引毎コンプレッションの申込みについて、同条第2項の規定による取引毎コンプレッション要件の確認を、当該申込みを受けた日の午後4時以降速やかに行うものとする。

4 取引毎コンプレッションにより新たに成立する清算約定について当該取引毎コンプレッションの申込みが行われた清算約定と同一となる経済条件その他新たに成立する清算約定に関する事項は、当社が通知又は公示により定める。

5 業務方法書第53条第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定する取引毎コンプレッション要件の充足を確認することができたときに既に発生している債権債務のうち次の各号に掲げるもの(第2号に掲げる債権債務にあつては、当該取引毎コンプレッションの申込みの対象が外貨建清算約定である場合に限る。)をいう。

(1) 支払いが完了していないアップフロントフィーに関する債権債務

(2) 預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務

6 当社は、金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、取引毎コンプレッション要件の確認を行わないこととし又は取引毎コンプレッション要件の確認を行う時間を変更することができる。この場合において、当社は、当該確認を行わないこと又は当該確認を行う時間を変更すること及びその変更後の時間を、遅滞なく清算参加者に通知するものとする。

(清算約定のクーポン・ブレンディングの申込みの方法等)

第30条の2 業務方法書第53条の2第1項及び第5項に規定する当社が定める方法は、クーポン・ブレンディングを行おうとする自己取引口座又は委託取引口座に記録されている清算約

定を、金利スワップ取引清算業務システムを用いて指定する方法とする。

- 2 業務方法書第53条の2第2項に規定する当社の定める条件は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。
 - (1) クーポン・ブレンディングの申込みに係る清算約定
 - a 削除
 - b 削除
 - c 変動金利の決定方法その他の経済条件のうち、当社が通知又は公示により指定する経済条件が、クーポン・ブレンディングの申込みが行われた他の清算約定のいずれかと合致していること。
 - d 固定金利と変動金利の交換を行う取引であること。
 - e 想定元本の金額が一定であること。
 - (2) クーポン・ブレンディングにより新たに成立する清算約定
 - a 第9条第10号に規定する要件を満たすこと。
 - b クーポン・ブレンディング要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日が金利支払日にあたらないこと。
- 3 当社は、午後4時までに行われた業務方法書第53条の2第1項の規定によるクーポン・ブレンディングの申込みについて、同条第2項の規定によるクーポン・ブレンディング要件の確認を、当該申込みを受けた日の午後4時以降速やかに行うものとする。
- 4 クーポン・ブレンディングにより新たに成立する清算約定について当該クーポン・ブレンディングの申込みが行われた清算約定と同一となる経済条件その他新たに成立する清算約定に関する事項は、当社が通知又は公示により定める。
- 5 業務方法書第53条の2第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定するクーポン・ブレンディング要件の充足を確認することができたときに既に発生している債権債務のうち次の各号に掲げるもの（第2号に掲げる債権債務にあつては、当該クーポン・ブレンディングの申込みの対象が外貨建清算約定である場合に限る。）をいう。
 - (1) 支払いが完了していないアップフロントフィーに関する債権債務
 - (2) 預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務
- 6 当社は、金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、クーポン・ブレンディング要件の確認を行わないこととし又はクーポン・ブレンディング要件の確認を行う時間を変更することができる。この場合において、当社は、当該確認を行わないこと又は当該確認を行う時間を変更すること及びその変更後の時間を、遅滞なく清算参加者に通知するものとする。

(清算約定の一括コンプレッションの申込みの方法等)

第30条の3 業務方法書第53条の2の2第1項に規定する当社が定める方法は、T r i O p

tima ABの提供する triReduce又はQuantile Technologies Limitedの提供する方法を用いて申込みをする方法とする。

- 2 業務方法書第53条の2の2第2項に規定する当社の定める条件は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 一括コンプレッション成立要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日が、一括コンプレッションの申込みに係る清算約定及び一括コンプレッションにより新たに成立する清算約定の金利支払日又はアップフロントフィーの決済日にあたらぬこと。
 - (2) 一括コンプレッションにより新たに成立する清算約定が第9条に規定する適格金利スワップ取引の要件（第3号に掲げるものを除く。）を満たすこと。
- 3 当社は、業務方法書第53条の2の2第2項の規定による一括コンプレッション成立要件の確認を、当社が同条第1項の規定による申込みを受けた日の午後3時30分までに行うものとする。
- 4 当社が、一括コンプレッションの申込みの対象となっている清算約定（委託分）について、業務方法書第53条の2の2第2項に定める日中証拠金所要額が当社に預託又は交付されていることの確認を行うにあたっては、当該清算約定（委託分）に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファの額を預託額に含めて、不足額の確認を行う。
- 5 業務方法書第53条の2の2第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定する一括コンプレッション成立要件の充足を確認することができたときに既に発生している当該一括コンプレッションの申込みの対象である外貨建清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務とする。
- 6 業務方法書第53条の2の2第4項に規定する当社が定める時点は、一括コンプレッション成立要件の確認を行う日の午後3時30分とする。
- 7 業務方法書第53条の2の2第5項に規定する当社が定める債務負担の申込みに係る通知を受領しない時間は、一括コンプレッションが行われる日の午後1時から午後3時30分までとする。ただし、当該時間帯の途中において当社が一括コンプレッションの成立を確認した場合は、速やかに当該債務負担の申込みに係る通知の受領を再開するものとする。
- 8 業務方法書第53条の2の2第6項に規定する解約手数料は、一括コンプレッションが成立した翌々当社営業日に当社と一括コンプレッションにより終了した清算約定の当事者である清算参加者との間で授受するものとする。
- 9 第3項、第6項及び第7項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、同各項に規定する時限を臨時に変更することができる。この場合において、当社は臨時に時限を変更する旨及び変更後の時限を、全清算参加者に対して通知する。

（清算約定の参加者提案型コンプレッションの申込みの方法等）

- 第30条の4 業務方法書第53条の2の3第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。

- 2 業務方法書第53条の2の3第2項に規定する当社の定める条件は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 参加者提案型コンプレッション成立要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日が、参加者提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及び参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定の金利支払日にあたらないこと。
 - (2) 参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定が第9条に規定する適格金利スワップ取引の要件（同条第3号及び第10号に掲げるものを除く。）を満たすこと。
 - (3) 参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定の想定元本の金額が一定であること。
 - (4) 参加者提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及び参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定のアップフロントフィーの決済日が参加者提案型コンプレッション成立要件の確認を行う日以前であること。
 - (5) 想定される将来キャッシュフローの合計値その他の経済条件のうち、当社が通知又は公示により指定する経済条件が、参加者提案型コンプレッションの成立により終了する清算約定及び参加者提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定において合致していること。
- 3 当社は、業務方法書第53条の2の3第2項の規定による参加者提案型コンプレッション成立要件の確認を、当社が同条第1項の規定による参加者提案型コンプレッションの申込みを受けた日の午後4時以降速やかに行うものとする。
- 4 当社が、参加者提案型コンプレッションの申込みの対象となっている清算約定（委託分）について、業務方法書第53条の2の3第2項に定める債務負担時所要証拠金が当社に預託又は交付されていることの確認を行うにあたっては、当該清算約定（委託分）に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファの額を預託額に含めて、不足額の確認を行う。
- 5 業務方法書第53条の2の3第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定する参加者提案型コンプレッション成立要件の充足を確認することができたときに既に発生している当該参加者提案型コンプレッションの申込みの対象である外貨建清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務とする。
- 6 業務方法書第53条の2の3第5項に規定する解約手数料は、参加者提案型コンプレッションが成立した翌々当社営業日に当社と参加者提案型コンプレッションにより終了した清算約定の当事者である清算参加者（共同清算参加者を含む。次項において同じ。）との間で授受するものとする。
- 7 当社は、金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、参加者提案型コンプレッション成立要件の確認を行わないこととし又は参加者提案型コンプレッション成立要件の確認を行う時間を変更することができる。この場合において、当社は、当該確認を行わないこと又は当該確認を行う

時間を変更すること及びその変更後の時間を、遅滞なく清算参加者に通知するものとする。

(清算約定の J S C C 提案型コンプレッションの申込みの方法等)

第 30 条の 4 の 2 業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 1 項に規定する当社への意思表示は、清算参加者が、J S C C 提案型コンプレッションを行おうとする清算約定（清算約定（自己分）及び清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。）に係る清算約定（委託分）とする。）について、当社所定の書面を当社がその都度指定するときまでに当社に提出する方法により行うものとする。

2 業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 2 項及び第 7 項に規定する当社が定める方法は、J S C C 提案型コンプレッションを行おうとする自己取引口座又は委託取引口座に記録されている清算約定を、金利スワップ取引清算業務システムを用いて指定する方法とする。

3 業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 4 項に規定する当社が定める方法は、清算参加者が、J S C C 提案型コンプレッション成立要件を確認する日の午前 10 時までに当社所定の書面を当社に提出する方法とする。

4 業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 4 項に規定する当社が定める条件は、次に定めるとおりとする。

(1) J S C C 提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及び J S C C 提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定が、固定金利と変動金利を交換する想定元本の金額が一定の円貨建清算約定であること

(2) J S C C 提案型コンプレッション成立要件の確認を行う日からその翌当社営業日までの日が、J S C C 提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及び J S C C 提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定の金利支払日にあたらないこと。

(3) J S C C 提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及び J S C C 提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定のアップフロントフィーの決済日が、J S C C 提案型コンプレッションの利用に係る意思表示の期限日以前であること。

(4) J S C C 提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定が、当社がその都度指定するときまでに債務負担されたものであること

(5) J S C C 提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定が第 9 条に規定する適格金利スワップ取引の要件（同条第 1 項第 3 号に掲げるものを除く。）を満たすこと。

5 当社は、業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 4 項の規定による J S C C 提案型コンプレッション成立要件の確認を、当社が通知により定める日の午後 4 時以降速やかに行うものとする。

6 当社が、J S C C 提案型コンプレッションの申込みの対象となっている清算約定（委託分）について、業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 4 項に定める債務負担時所要証拠金が当社に預託又は交付されていることの確認を行うにあたっては、当該清算約定（委託分）に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファの額を預託額に含めて、不足額の確認を行う。

7 業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 8 項に規定する解約手数料は、J S C C 提案型コンプレッシ

オンが成立した翌々当社営業日に当社と J S C C 提案型コンプレッションにより終了した清算約定の当事者である清算参加者との間で授受するものとする。

- 8 当社は、業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 4 項に規定する J S C C 提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行った時点で、J S C C 提案型コンプレッションの申込みがなされた清算約定について、同第 5 3 条第 1 項の規定による取引毎コンプレッションの申込み又は同第 5 3 条の 2 第 1 項によるクーポン・ブレンディングの申込みが行われていた場合、J S C C 提案型コンプレッションに係る申込みを優先する。
- 9 当社は、業務方法書第 5 3 条の 2 の 4 第 4 項に規定する承諾が同条第 2 項に規定する J S C C 提案型コンプレッションの申込みを行ったすべての清算参加者から行われない場合又は金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社若しくは当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、J S C C 提案型コンプレッション成立要件の確認を行わないこととし又は J S C C 提案型コンプレッション成立要件の確認を行う時間を変更することができる。この場合において、当社は、当該確認を行わないこと又は当該確認を行う時間を変更すること及びその変更後の時間を、遅滞なく清算参加者に通知するものとする。

(清算約定(自己分)の承継等時に授受する金銭等に関する事項)

第 3 0 条の 5 業務方法書第 5 8 条の 3 第 4 項第 1 号 c に規定する期限前終了手数料及び承継時等支払金額は、次に定めるところにより円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定ごとに算出するものとする。

(1) 期限前終了手数料の額は、当該各清算約定について当該終了の日までに当社から清算参加者に預託すべき変動証拠金の差引累計額(変動証拠金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額(当該各清算約定が清算約定(決済型)である場合には、当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき損益差金に係る調整金の額とする。)と同額とし、当該額が正数の場合には当社から清算参加者に期限前終了手数料を支払い、当該額が負数の場合には清算参加者から当社に期限前終了手数料を支払うものとする。

(2) 当社及び承継清算参加者は、承継申込清算約定(業務方法書第 5 8 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する承継の対象となる清算約定をいう。以下同じ。)の終了日までに承継元清算参加者が当社に預託した変動証拠金の差引累計額に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額(当該承継申込清算約定が清算約定(決済型)である場合には、当該終了日までに承継元清算参加者が当社に交付した損益差金の差引累計額(損益差金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。)に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき損益差金に係る調整金を加減した額とする。)と同額の承継時等支払金額を授受するものとする。この場合において、当該額が正数の場合には当社から承継清算参加者に承継時等支払金額を支払い、当該額が負数の場合には承継清算参加者から当社に承継時等支払金額を

支払う。

- 2 当社、承継清算参加者及び承継元清算参加者は、業務方法書第58条の3第4項第1号cの規定に従い、前項の規定により算出した承継時等支払金額及び期限前終了手数料を、承継申込清算約定の終了の日の翌当社営業日に変動証拠金等と差引計算して授受を行う。
- 3 前2項の規定は、当社が、業務方法書第58条の5第4項第4号c及び第5号cの規定により期限前終了手数料及び承継時等支払金額を算出する場合に準用する。この場合において、第1項柱書中「第58条の3第4項第1号c」とあるのは「第58条の5第4項第4号c及び第5号c」と、同項第2号中「承継清算参加者は」とあるのは「移管先清算参加者（業務方法書第58条の4第1項第5号に規定する清算委託取引の移管の場合には当該移管先清算委託者の受託清算参加者。以下本条において同じ。）は」と、「承継申込清算約定（業務方法書第58条の2第1項第1号に規定する承継の対象となる清算約定をいう。以下同じ。）」とあるのは「業務方法書第58条の5第4項第4号bの規定により終了する清算約定（委託分）（業務方法書第58条の4第1項第5号に規定する清算委託取引の移管の場合には業務方法書第58条の5第4項第5号bの規定により終了する清算約定（委託分）。以下本条において同じ。）」と、「承継元清算参加者」とあるのは「移管元清算委託者の受託清算参加者」と、「当該承継申込清算約定」とあるのは「業務方法書第58条の5第4項第4号bの規定により終了する清算約定（委託分）」と、「承継元清算参加者が」とあるのは「移管元清算委託者の受託清算参加者が」と、「承継清算参加者に」とあるのは「移管先清算参加者に」と、「承継清算参加者から」とあるのは「移管先清算参加者から」と、第2項中「承継清算参加者」とあるのは「移管元清算委託者の受託清算参加者」と、「承継元清算参加者」とあるのは「移管先清算参加者（業務方法書第58条の4第1項第5号に規定する清算委託取引の移管の場合には当該移管先清算委託者の受託清算参加者）」と、「業務方法書第58条の3第4項第1号c」とあるのは「業務方法書第58条の5第4項第4号c及び第5号c」と、「承継申込清算約定」とあるのは「業務方法書第58条の5第4項第4号bの規定により終了する清算約定（委託分）」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当社が、業務方法書第58条の3第4項第3号cの規定により期限前終了手数料及び承継時等支払金額を算出する場合に準用する。この場合において、第1項柱書中「第58条の3第4項第1号c」とあるのは「第58条の3第4項第3号c」と、同項第2号中「承継清算参加者は」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者は」と、「承継申込清算約定（業務方法書第58条の2第1項第1号に規定する承継の対象となる清算約定をいう。以下同じ。）」とあるのは「業務方法書第58条の3第4項第3号bの規定により終了する清算約定（自己分）」と、「承継元清算参加者」とあるのは「移管元清算参加者」と、「当該承継申込清算約定」とあるのは「当該清算約定（自己分）」と、「承継元清算参加者が」とあるのは「移管元清算参加者が」と、「承継清算参加者に」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者に」と、「承継清算参加者から」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者から」と、第2項中「承継清算参加者」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者」と、「承継元清算参加者」とあるのは「移管元清算参加者」と、「業務方法書第58条の3第4項

第1号c」とあるのは「業務方法書第58条の3第4項第3号c」と、「承継申込清算約定」とあるのは「業務方法書第58条の3第4項第3号bの規定により終了する清算約定（自己分）」と読み替えるものとする。

（清算約定（自己分）の承継により新たに発生する権利義務に関する事項）

第30条の6 業務方法書第58条の3第4項第1号aに規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。

（承継等に係る当社への申込み等に関する事項）

第30条の7 業務方法書第58条の2第4項及び同第58条の4第4項に規定する当社に対する申込みは、承継又は移管を希望する当社営業日の午前8時30分から午後3時までの間に金利スワップ取引清算業務システムを用いる方法又は当社が通知若しくは公示により定める方法により行うものとする。

2 業務方法書第58条の2第5項及び同第58条の4第5項に規定する当社からの通知の方法は、金利スワップ取引清算業務システムを用いる方法とする。

3 業務方法書第58条の2第6項及び同第58条の4第6項に規定する承継又は移管の申込みに対する承諾の通知は、当該申込みがあった当社営業日の午後3時までに、金利スワップ取引清算業務システムを用いて行うものとする。

4 業務方法書第58条の2第8項及び同第58条の4第8項に規定する承継又は移管の申込みの撤回の申告は、当社に対して承継又は移管の申込みを行った当社営業日の午後3時までに、金利スワップ取引清算業務システムを用いて行うものとする。

5 当社が業務方法書第58条の3第1項及び同第58条の5第1項に規定する債務負担時所要証拠金を算出し、当社に対して債務負担時所要証拠金の額を預託又は交付していることを確認する時点は、当該承継又は移管の申込みがあった当社営業日の午後4時とする。

（区分口座の変更に係る当社への申告等に関する事項）

第30条の8 業務方法書第59条の2第2項及び同第59条の3第2項に規定する、区分口座の変更に係る当社への申告は、当該変更を希望する当社営業日の午前8時30分から午後3時までの間に、金利スワップ取引清算業務システムを用いて行うものとする。

2 業務方法書第59条の2第4項及び同第59条の3第4項に規定する、区分口座の変更に係る申告の撤回は、当該申告があった当社営業日の午後3時までに、金利スワップ取引清算業務システムを用いて行うものとする。

3 業務方法書第59条の2第3項及び同第59条の3第3項に規定する、区分口座の変更を行う時点は、申告があった当社営業日の午後4時とする。

（有価証券等清算取次ぎの委託に係る通知）

第31条 業務方法書第54条第1項（業務方法書第54条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による有価証券等清算取次ぎの委託に係る通知は、第27条第1項第2号に規定する当社が通知又は公示により定める照合方法又は電子取引基盤を用いる方法により行うものとする。

2 業務方法書第54条第1項（業務方法書第54条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する当社が定める事項は、当社が通知又は公示により指定する事項とする。

（有価証券等清算取次ぎの委託の申込みに対する通知の省略）

第31条の2 業務方法書第54条の2第4項に規定する当社が定める申告（申告内容の変更に係る申告を含む。）は、当社所定の書面を当社に提出して行うものとする。

2 業務方法書第54条の2第4項に規定する同条第2項及び第3項に規定する通知の省略を解消する場合の申告は、当社所定の書面を当社に提出して行うものとする。

（清算取次原取引の要件）

第32条 業務方法書第54条第3項第1号c（業務方法書第54条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する当社が定める清算取次原取引の要件は、次のすべての要件とする。

- （1） 第9条に定める要件（同条第3号に掲げる要件を除く。）を満たす金利スワップ取引であること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、当社が公示により定める要件を満たす金利スワップ取引であること。

（有価証券等清算取次ぎの委託に基づく金利スワップ取引の成立）

第33条 業務方法書第55条第1項（業務方法書第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する清算委託者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けた受託清算参加者と当該委託に係る指定相手方との間の金利スワップ取引は、当該清算委託者及び当該指定相手方（当該指定相手方が有価証券等清算取次ぎの委託を受けた受託清算参加者であるときは、当該委託をした清算委託者）が第27条第1項第2号に規定する当社が通知又は公示により定める照合方法又は電子取引基盤を用いる方法により当社が通知又は公示により指定する事項を当社に通知し、当社において債務負担要件が充足されたことを確認したことを停止条件として、当該確認の時点において同項の規定に従って成立するものとする。

（清算約定（委託分）に関する損益差金等の授受の申込み）

第33条の2 業務方法書第55条の3に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める。

（清算取次原取引と同一である条件）

第34条 業務方法書第54条第3項第2号（業務方法書第54条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する当社が定める制限は、当社が通知で定める委託取引口座ごとのリスクに係る制限とする。

- 2 業務方法書第54条第4項第1号（業務方法書第54条の2第1項において準用する場合を含む。）及び第55条第1項（業務方法書第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する当社が定める条件は、当社が公示により定める。

（清算委託取引終了時の清算約定（委託分）の取扱い）

第35条 業務方法書第55条第4項（業務方法書第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する当社が定める場合は、清算受託契約の定めるところによりすべての清算委託取引が終了した場合とする。

- 2 業務方法書第55条第4項（業務方法書第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する当社が定める時点は、清算委託取引の終了について受託清算参加者から当社に届出があった日の翌当社営業日とする。

（清算約定（委託分）に関する一括コンプレッションの申込み）

第35条の2 業務方法書第57条第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める。

- 2 業務方法書第57条の2第2項に規定する当社が定める内容は、当社が通知又は公示により定める。

（清算約定（委託分）に関する参加者提案型コンプレッションの申込み）

第35条の2の2 業務方法書第57条の3第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。

- 2 業務方法書第57条の4第2項に規定する当社が定める内容は、当社が通知又は公示により定める。

（清算約定（委託分）の承継時に授受する金銭等に関する事項）

第35条の3 業務方法書第58条の5第4項第1号cに規定する期限前終了手数料及び承継時等支払金額は、次に定めるところにより円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定ごとに算出するものとする。

- (1) 期限前終了手数料の額は、当該各清算約定について当該終了の日までに当社から清算参加者に預託すべき変動証拠金の差引累計額（変動証拠金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。以下本条において同じ。）に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額（当該各清算約定が清算約定（決済型）である場合には、当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき損益差金に係る調整金の額とする。）と同額とし、当該

額が正数の場合には当社から清算参加者に期限前終了手数料を支払い、当該額が負数の場合には清算参加者から当社に期限前終了手数料を支払うものとする。

(2) 当社、承継清算参加者及び清算委託者は、承継申込清算約定（業務方法書第58条の4第1項第1号に規定する承継の対象となる清算約定をいう。以下同じ。）の終了日までに清算委託者が承継元清算参加者に預託した変動証拠金の差引累計額に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額（当該承継申込清算約定が清算約定（決済型）である場合には、当該終了日までに承継元清算参加者が当社に交付した損益差金の差引累計額（損益差金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき損益差金に係る調整金を加減した額とする。）と同額の承継時等支払金額を授受するものとする。この場合において、当該額が正数の場合には当社から承継清算参加者及び承継清算参加者から清算委託者に承継時等支払金額を支払い、当該額が負数の場合には清算委託者から承継清算参加者及び承継清算参加者から当社に承継時等支払金額を支払う。

2 当社、承継清算参加者、承継元清算参加者及び清算委託者は、業務方法書第58条の5第4項第1号cの規定に従い、前項の規定により算出した承継時等支払金額及び期限前終了手数料を、承継申込清算約定の終了の日の翌当社営業日に変動証拠金等と差引計算して授受を行う。

（清算約定（委託分）の承継により新たに発生する権利義務に関する事項）

第35条の4 業務方法書第58条の5第4項第1号a（a）及び（b）に規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。

（承継又は移管が行われた場合の債権債務に関する事項）

第35条の4の2 業務方法書第58条の3第4項第1号b、第2号並びに第3号a（a）及びb並びに同第58条の5第4項第1号b、第2号、第3号b、第4号b及び第5号bに規定する当社が定める債権債務は、次の各号に掲げる区分に応じて、同第58条の3第1項及び同第58条の5第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該各号に定める債権債務とする。

(1) 外貨建清算約定

当該清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務

(2) 外貨建清算約定に係る清算委託取引

当該清算委託取引に基づく支払いが完了していない決済金額に係る債権債務

（清算委託取引又は清算約定（自己分）の移管により新たに発生する権利義務に関する事項）

第35条の4の3 業務方法書第58条の3第4項第3号a（b）並びに同第58条の5第4項第4号a及び第5号a（b）に規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。

(承継又は移管が行われた場合の債務負担時所要証拠金に関する事項)

第35条の4の4 業務方法書第58条の3第1項に定める債務負担時所要証拠金が当社に預託又は交付されていることの確認にあたっては、移管先清算委託者に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファの額を預託額に含めて、不足額の確認を行う。

2 業務方法書第58条の5第1項に定める債務負担時所要証拠金が当社に預託又は交付されていることの確認にあたっては、次の各号に掲げる承継又は移管の区分に応じて、当該各号に掲げるカスタマーバッファの額を預託額に含めて、不足額の確認を行う。

(1) 業務方法書第58条の4第1項第1号に規定する清算約定(委託分)の承継 承継元清算参加者及び承継清算参加者のそれぞれについて、承継の対象となる清算約定(委託分)に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファの額

(2) 業務方法書第58条の4第1項第2号から第5号までに規定する清算委託取引の移管 移管元清算委託者(移管先清算委託者に対して移管する場合には当該移管先清算委託者を含む。)に係る委託取引口座に充当されているカスタマーバッファの額

(ヘッジ口座及びノンヘッジ口座の区分)

第35条の5 清算参加者は、業務方法書第59条第7項の申告及び届出は、清算委託者が主としてヘッジ取引(CFTC Regulation 1.3に規定するHedgingに係る取引をいう。以下同じ。)を行っている場合は、当該口座をヘッジ口座として、主としてヘッジ取引以外の目的で取引を行っている場合は、当該口座をノンヘッジ口座として行うものとする。

(損益差金に係る時点)

第35条の6 業務方法書第61条の2第2項に規定する当社が定める場合は、同第51条の2第1項の規定による損益差金等の授受の申込みが午後4時以降に行われており(午後5時30分から午後7時までの間に新たに記録された清算約定について、第29条の2第2項の規定により当社に対して損益差金等の授受の申込みが行われたものとみなされる場合を含む。)、当該申込み日の正味現在価値を算出する場合とし、当社が定める時点は、当該申込みが行われた清算約定について、第29条の2第4項の規定により資金決済化要件の充足の確認が行われた時点とする。

第5章 証拠金等

(当初証拠金所要額の算出方法等)

第36条 業務方法書第64条第1項に規定する当社が定める当初証拠金所要額の算出方法、同第65条第1項に規定する当社が定める清算委託者の当初証拠金所要額の算出方法、同第68条第1項に規定する当社が定める日中証拠金所要額の算出方法及び同第69条第1項に規定する当社が定める清算委託者の日中証拠金所要額の算出方法は、別表2に規定する方法とする。

- 2 業務方法書第64条第4項に規定する当社が定める当初証拠金所要額の清算参加者への通知の方法及び同第68条第4項に規定する当社が定める日中証拠金所要額の清算参加者への通知の方法は、金利スワップ清算業務システムを用いる方法とする。

(受託清算参加者と清算委託者の合意に基づく清算委託者に対する当初証拠金所要額の割増しの申告等)

第36条の2 業務方法書第65条の2に規定する当社が定める申告(申告内容の変更に係る申告を含む。以下本項において同じ。)は、当社所定の書面を当社に提出して行うものとする。この場合において、当該申告を行おうとする清算参加者は、あらかじめ当該申告の適用対象となる清算委託者との間で当該申告の内容に関して合意しなければならない。

- 2 業務方法書第65条の2の当初証拠金所要額の引上げを解消する場合の申告は、当社所定の書面を当社に提出して行うものとする。この場合において、当該申告を行おうとする清算参加者は、あらかじめ当該申告の適用対象となる清算委託者との間で当該申告の内容に関して合意しなければならない。
- 3 業務方法書第65条の2に規定する当社が定める当初証拠金所要額の引上げは、第1項の申告において受託清算参加者から申告された割増率を、当該申告の対象となる清算委託者の当初証拠金所要額に乗じた金額を、当初証拠金所要額に加算すべき額とする方法により行うものとする。
- 4 前項の規定によって当初証拠金所要額に加算された額は、第25条の規定による合算後の当初証拠金所要額割増額とこれを合算する。

(清算委託取引終了時の当初証拠金の返還)

第37条 業務方法書第76条第3項に規定する当社が定める場合は、清算受託契約の定めるところによりすべての清算委託取引が終了した場合(当社が当該清算受託契約を締結している受託清算参加者の破綻等を認定した場合を除く。)とする。

- 2 前項の場合、当社は、清算委託者から預託を受けた当初証拠金の全部を、当該清算委託者との間で同項の清算受託契約を締結している受託清算参加者に交付する。
- 3 受託清算参加者は、前項の規定により当社から交付を受けた当初証拠金(当初証拠金が金銭である場合には、当該金銭を異なる通貨へ両替した際に要した費用を控除した後の残額を、当初証拠金が代用有価証券である場合には、清算受託契約の定めるところにより、当該代用有価証券の代用価格の計算における時価に相当する金銭又は当該代用有価証券の換価処分に要した費用を控除した後の残額に限る。)を、清算受託契約の定めるところにより清算委託者が清算委託取引に関して当該受託清算参加者に対して負担する未履行債務(当該清算委託取引の終了に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。)及び当該清算委託者が、当該清算委託者の委託取引口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に関して当該受託清算参加者に対して負担する債務に充当し、その残額を当該清

算委託者に返還する。

(変動証拠金所要額)

第38条 業務方法書第78条第1項に規定する当社が定める変動証拠金所要額の算出方法及び同条第2項に規定する当社が定める清算約定（担保型）の清算約定（委託分）の変動証拠金所要額の算出方法は、次の各号に掲げる通貨の清算約定（担保型）ごとに、当該各号に定める方法とする。

(1) 円貨建清算約定

算出日の前当社営業日の午後3時2分における清算イールド・カーブに基づいて当該当社営業日の午後4時の時点（業務方法書第51条の2第2項の規定に従い当社が資金決済化要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッション要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2第2項の規定に従い当社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2の3第2項の規定に従い当社が参加者提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2の4第4項の規定に従い当社がJ S C C提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第58条の3第1項又は同第58条の5第1項の規定に従い当社が清算参加者からの承継又は移管の申込みを承諾したときは、当該承諾の時点をいう。以下本号及び次条において同じ。）における清算約定（担保型）の円貨建清算約定について算出した正味現在価値と、算出日の午後3時2分における清算イールド・カーブに基づいて当該算出日の午後4時の時点における清算約定（担保型）の円貨建清算約定について算出した正味現在価値の差額に相当する額を求める方法

(2) 豪ドル建清算約定

前号に定める方法を準用する。この場合において、「算出日の前当社営業日」とあるのは「算出日の直前の当社営業日かつシドニー営業日である日」と、「円貨建清算約定」とあるのは「豪ドル建清算約定」と読み替えるものとする。

(3) 米ドル建清算約定

第1号に定める方法を準用する。この場合において、「算出日の前当社営業日」とあるのは「算出日の直前の当社営業日かつニューヨーク営業日である日」と、「円貨建清算約定」とあるのは「米ドル建清算約定」と読み替えるものとする。

(4) ユーロ建清算約定

第1号に定める方法を準用する。この場合において、「算出日の前当社営業日」とあるのは「算出日の直前の当社営業日かつT a r g e t営業日である日」と、「午後3時2分における清算イールド・カーブ」とあるのは「午前11時2分における清算イールド・カーブ」と、「円貨建清算約定」とあるのは「ユーロ建清算約定」と読み替えるものとする。

- 2 前項第1号における清算約定（担保型）の円貨建清算約定に係る正味現在価値の算出において、当該正味現在価値が固定金額又は変動金額を授受する日の前当社営業日に係るものである場合は、当該正味現在価値から、当該固定金額及び変動金額の受領額を差し引き、かつ支払額を加算するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号から第4号に定める清算約定（担保型）の外貨建清算約定に係る正味現在価値の算出に準用する。この場合において、「円貨建清算約定」とあるのは「外貨建清算約定」と、「固定金額又は変動金額を授受する日の前当社営業日に係るものである場合は」とあるのは「固定金額又は変動金額を授受する日が休業日かつ外貨本国営業日である日である場合であって、当該固定金額又は変動金額を授受する日の前当社営業日に係るものであるときは」と読み替える。

（損益差金所要額）

第38条の2 業務方法書第78条の2に規定する当社が定める損益差金所要額の算出方法及び当社が定める清算約定（決済型）の清算約定（委託分）の損益差金所要額の算出方法は、次の各号に掲げる通貨の清算約定（決済型）ごとに、当該各号に定める方法とする。

（1） 円貨建清算約定

算出日の午後3時2分における清算イールド・カーブに基づいて当該算出日の午後4時の時点における清算約定（決済型）の円貨建清算約定について算出した正味現在価値に相当する額を求める方法

（2） 豪ドル建清算約定

前号に定める方法を準用する。この場合において、「円貨建清算約定」とあるのは「豪ドル建清算約定」と読み替えるものとする。

（3） 米ドル建清算約定

第1号に定める方法を準用する。この場合において、「円貨建清算約定」とあるのは「米ドル建清算約定」と読み替えるものとする。

（4） ユーロ建清算約定

第1号に定める方法を準用する。この場合において、「午後3時2分における清算イールド・カーブ」とあるのは「午前11時2分における清算イールド・カーブ」と、「円貨建清算約定」とあるのは「ユーロ建清算約定」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項第1号に定める清算約定（決済型）の円貨建清算約定に係る正味現在価値の算出に準用する。この場合において、「清算約定（担保型）」は「清算約定（決済型）」と読み替えるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項第2号から第4号までに定める清算約定（決済型）の外貨建清算約定に係る正味現在価値の算出に準用する。この場合において、「清算約定（担保型）」は「清算約定（決済型）」と読み替えるものとする。

第39条 削除

(清算イールド・カーブの決定方法等)

第40条 業務方法書第79条に規定する当社が定める数値は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 金利スワップ取引の気配値に係る情報提供者が提供する金利スワップ取引に係る気配値のうち当社が通知により定めるもの
 - (2) 清算約定の固定金利その他の当社が通知により定めるもの
- 2 業務方法書第79条の清算イールド・カーブの決定は、前項に定める数値を基準として、当社が通知により定める方法により行う。

第41条 削除

(変動証拠金に係る利息の算出)

第42条 業務方法書第83条第1項に規定する当社が定める基準金利は、次の各号に掲げる通貨の清算約定(担保型)に応じて、当該各号に定める金利とする。

- (1) 円貨建清算約定 日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レートの加重平均値
 - (2) 豪ドル建清算約定 オーストラリア準備銀行が公表するA u s t r a l i a n O v e r n i g h t I n d e x A v e r a g e
 - (3) 米ドル建清算約定 米国連邦準備銀行が公表するF e d e r a l F u n d s R a t e
 - (4) ユーロ建清算約定 欧州中央銀行が公表するE u r o O v e r n i g h t I n d e x A v e r a g e
- 2 変動証拠金に係る利息は、次の各号に掲げる通貨の清算約定(担保型)に応じて、当該各号に定める算式により算出した額を合計した額とする。
- (1) 円貨建清算約定 算出日の前当社営業日において当社又は各清算参加者に預託されている円貨建清算約定に係る変動証拠金×基準金利×算出日の前当社営業日から算出日までの日数/365日
 - (2) 豪ドル建清算約定 算出日において当社又は各清算参加者に預託されている豪ドル建清算約定に係る変動証拠金×基準金利×算出日の直前の当社営業日かつシドニー営業日である日から算出日までの日数/365日
 - (3) 米ドル建清算約定 算出日において当社又は各清算参加者に預託されている米ドル建清算約定に係る変動証拠金×基準金利×算出日の直前の当社営業日かつニューヨーク営業日である日から算出日までの日数/360日
 - (4) ユーロ建清算約定 算出日において当社又は各清算参加者に預託されているユーロ建清算約定に係る変動証拠金×基準金利×算出日の直前の当社営業日かつT a r g e t 営業日である日から算出日までの日数/360日

- 3 業務方法書第83条の2第1項に規定する損益差金に係る調整金は、次の各号に掲げる通貨の清算約定（決済型）に応じて、当該各号に定める算式により算出した額を合計した額とする。
- (1) 円貨建清算約定 前項第1号の規定を準用する。この場合において、「預託されている円貨建清算約定に係る変動証拠金」は「交付されている円貨建清算約定に係る損益差金」と読み替えるものとする。
 - (2) 豪ドル建清算約定 前項第2号の規定を準用する。この場合において、「預託されている豪ドル建清算約定に係る変動証拠金」は「交付されている豪ドル建清算約定に係る損益差金」と読み替えるものとする。
 - (3) 米ドル建清算約定 前項第3号の規定を準用する。この場合において、「預託されている米ドル建清算約定に係る変動証拠金」は「交付されている米ドル建清算約定に係る損益差金」と読み替えるものとする。
 - (4) ユーロ建清算約定 前項第4号の規定を準用する。この場合において、「預託されているユーロ建清算約定に係る変動証拠金」は「交付されているユーロ建清算約定に係る損益差金」と読み替えるものとする。

第5章の2 クロスマージン制度

(クロスマージン制度利用の届出)

- 第42条の2 業務方法書第84条の2第1項に規定する当社への届出は、次の各号に掲げる者に関する当該各号に定める事項（第4号に掲げる者に関する同号に定める事項については、同号のクロスマージン利用者となる者が業務方法書第2条第1項第13号の9dに掲げる者に該当する場合に限る。）を記載した当社所定の届出書を当社に提出して行うものとする。この場合において、届出書を提出しようとする清算参加者は、あらかじめ第2号から第4号までに掲げる者との間で第3号に掲げる者のクロスマージン制度の利用に関して合意しなければならない。
- (1) 当該清算参加者
 - a 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
 - b 本店又は主たる事務所の所在地
 - c 代表者の氏名
 - (2) クロスマージン申請者となる国債先物等清算参加者
前号aからcまでに掲げる事項
 - (3) クロスマージン利用者となる者
第1号aからcまでに掲げる事項
 - (4) クロスマージン利用者となる者が国債証券先物取引又は金利先物取引を委託する国債先物等非清算参加者
第1号aからcまでに掲げる事項
- 2 清算参加者は、当該清算参加者がクロスマージン申請者となる国債先物等清算参加者と異

なる企業集団に属する場合であって、清算委託者が当該国債先物等清算参加者でない場合には、当該清算委託者について、前項第3号に掲げるクロスマージン利用者となる者として届け出ることができない。

- 3 清算参加者は、既にクロスマージン利用者である者を、第1項第3号に掲げるクロスマージン利用者となる者として届け出ることができない。
- 4 第1項の届出書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

(クロスマージン制度利用の届出の変更)

第42条の3 業務方法書第84条の2第2項に規定する当社への届出は、当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。当該届出によりクロスマージン利用者に係る次に掲げる者を変更しようとする場合には、届出書を提出しようとする清算参加者は、あらかじめ当該変更後の次の各号に掲げる者及び当該クロスマージン利用者との間で、当該クロスマージン利用者によるクロスマージン制度の利用に関して合意しなければならない。

- (1) クロスマージン申請者
- (2) クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を委託する国債先物等非清算参加者

(クロスマージン制度利用の取りやめの届出)

第42条の4 業務方法書第84条の3に規定する当社への届出は、クロスマージン制度の利用を取りやめようとするクロスマージン利用者及び当該利用者に係る前条各号に掲げる者に係る次に掲げる事項を記載した当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名

(クロスマージンの承諾等に係る通知方法)

第42条の5 業務方法書第84条の4第1項及び第2項に規定するクロスマージンの申請の内容に係る清算参加者への通知の方法及び清算参加者から当社への当該申請に対する諾否の通知の方法は、金利スワップ清算業務システムを用いる方法とする。

(クロスマージンの承諾を行うための要件)

第42条の6 業務方法書第84条の4第1項に規定する当社が定める要件は、クロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者である清算参加者について、当社が、当該申請時点において、当該クロスマージンの申請の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉をクロスマージン制度の対象としたと仮定して別表2第1項第1号に準じて算出した当該申請時点

における清算約定（自己分）の当初証拠金所要額に相当する額（当社が、市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更した額とする。以下本条において同じ。）が、当該建玉を除いて別表2第1項第1号に準じて算出した当該申請時点における清算約定（自己分）の当初証拠金所要額に相当する額を下回ることを確認できたこととする。

- 2 前項の規定は、清算委託者がクロスマージン利用者である場合について準用する。この場合において、前項中「清算参加者」とあるのは「清算委託者」と、「別表2第1項第1号」とあるのは「別表2第1項第2号」と、「清算約定（自己分）」とあるのは「清算約定（委託分）」とそれぞれ読み替えるものとする。

（国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉の清算参加者口座への記録）

第42条の7 業務方法書第84条の4第3項に規定する当社が定める要件は、クロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者である清算参加者について、当社が、次の各号のいずれかの条件を確認できたこととする。

（1） 清算参加者が、クロスマージンの承諾を行った日（以下本条及び次条において「クロスマージン承諾日」という。）に当該清算参加者の自己取引口座について算出した当初証拠金所要額に変動証拠金所要額（外貨建清算約定に係る変動証拠金所要額にあつては、当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額）及び損益差金所要額（外貨建清算約定に係る損益差金所要額にあつては、当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額）を加減した額に、第43条の3第1項の規定に従い当該清算参加者に係る決済未了金額を日本円に換算した額及び当該自己取引口座に記録されている外貨建清算約定に係る決済金額（当該クロスマージン承諾日が金利支払日であるものに限る。）の額を当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額の合計額を加算した額以上の金銭又は代用有価証券を、当社に対して預託していること。

（2） 清算参加者が、クロスマージン承諾日の翌当社営業日において、業務方法書第48条の規定に従い当社に対して債務負担の申込みを行った場合に、業務方法書第49条の規定する債務負担要件を充足していること。

- 2 前項の規定は、当該クロスマージン利用者が清算委託者である場合について準用する。この場合において、前項第1号中「当該清算参加者のために設定された自己取引口座」とあるのは「当該清算参加者を受託清算参加者とするクロスマージン利用者である清算委託者のために設定された委託取引口座」と、「預託」とあるのは「預託又は交付」と、前項第2号中「当社に対して債務負担の申込みを行った場合に」とあるのは「清算委託者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づき当社に対して債務負担の申込みを行った場合に」とそれぞれ読み替えるものとする。

（クロスマージン対象国債先物清算約定の建玉及びクロスマージン対象金利先物清算約定の建玉

の清算参加者口座からの抹消)

第42条の8 業務方法書第84条の4第4項に規定する抹消は、次の各号のいずれかの条件を当社が確認した場合において、当該確認をした時点において行うものとする。

- (1) クロスマージン承諾日の翌当社営業日における前条第1項第1号（前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する条件
 - (2) クロスマージン承諾日の翌々当社営業日における前条第1項第1号（前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する条件
 - (3) クロスマージン承諾日の翌々当社営業日における前条第1項第2号（前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する条件
- 2 前項の規定にかかわらず、クロスマージン承諾日の翌当社営業日において新たなクロスマージンの申請が行われ承諾された場合には、当社が前条に規定する条件を確認した時点において抹消するものとする。

(発生する債権債務の内容)

第42条の9 業務方法書第84条の5第1項の規定により成立する債権債務の内容は、次の各号に掲げる債権債務に応じて、当該各号に定める内容とする。

- (1) 清算参加者が当社に対して負担する債権債務
証券取引等業務方法書第73条の15の4第1項の規定により消滅する債権のうち、クロスマージン申請者が当社に対して有していた債権と同一内容の債権及び同項の規定により消滅する債務のうち、クロスマージン申請者が当社に対して負担していた債務と同一内容の債務
- (2) 当社が清算参加者に対して負担する債権債務
証券取引等業務方法書第73条の15の4第1項の規定により消滅する債権のうち、当社がクロスマージン申請者に対して有していた債権と同一内容の債権及び同項の規定により消滅する債務のうち、当社がクロスマージン申請者に対して負担していた債務と同一内容の債務

第5章の3 カスタマーバッファー制度

(カスタマーバッファーの利用の申告)

第42条の10 業務方法書第84条の6第1項から第4項までに規定する当社が定める方法は、金利スワップ取引清算業務システムを用いて行う方法とする。

(カスタマーバッファーの利用)

第42条の11 業務方法書第84条の7第1項に規定するカスタマーバッファーの委託取引口座への充当は、有価証券清算取次ぎの委託に係る業務方法書第54条第1項（業務方法書第5

- 4条の2第1項で準用される場合を含む。)に規定する通知を当社が受領した順に行うものとする。
- 2 業務方法書第84条の7第2項に規定するカスタマーバッファの委託取引口座への充当は、同項に規定する日中証拠金不足額が小さい委託取引口座から行うものとする。
 - 3 業務方法書第84条の7第3項に規定する当社が定める時点は、日中証拠金の計算時及び午後5時30分の直前とする。
 - 4 業務方法書第84条の7第3項に規定する債務負担時所要証拠金に相当する額として当社が定める額は、算出日の午後5時30分の直前における各委託取引口座の清算約定に係る午後5時30分時点の債務負担時所要証拠金に相当する額とする。
 - 5 業務方法書第84条の7第4項に規定する当社が定める時点は、午後7時の直前とする。

第6章 資金決済

(日本円による資金決済の方法)

第43条 業務方法書第85条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の授受とする。

- (1) 清算約定(担保型)の円貨建清算約定に係る変動証拠金
- (1)の2 清算約定(決済型)の円貨建清算約定に係る損益差金
- (2) 清算約定(担保型)の円貨建清算約定に係る変動証拠金の利息
- (2)の2 清算約定(決済型)の円貨建清算約定に係る損益差金に係る調整金
- (3) 円貨建清算約定に係るアップフロントフィー
- (4) 第四階層特別清算料担保金(金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第24条第1号の規定により日本円により預託するものに限る。)
- (5) 円貨建清算約定に係る固定金額
- (6) 円貨建清算約定に係る変動金額
- (7) 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第8条第5項第1号に規定する承継時支払金額、同項第2号に規定する未払債務(日本円により授受するものに限る。)及び業務方法書第94条の3第5項第4号に規定するクロスマージン更新差金相当額
- (8) 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第14条に規定する落札時支払金額(日本円により授受するものに限る。)
- (9) 業務方法書第97条第2項に規定する清算約定の終了に係る期限前終了手数料(円貨建清算約定に係るものに限る。)
- (10) 解約手数料(日本円により授受するものに限る。)
- (11) 業務方法書第77条の2の規定により当社と清算参加者の間で授受するクロスマージン更新差金
- (12) 業務方法書第58条の3第4項第1号c及び第3号c並びに同第58条の5第4項第1

- 号 c、第 4 号 c 及び第 5 号 c に規定する期限前終了手数料及び承継時等支払金額（円貨建清算約定に係るものに限る。）
- 2 業務方法書第 8 5 条第 1 項に規定する当社が定める方法は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して、当社名義の日本銀行当座勘定と清算参加者名義の日本銀行当座勘定の間の振替により行う方法とする。
 - 3 清算参加者は、当社が定める事項を記載した書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得た場合には、前項に規定する金銭の授受を、代理人を通じて行うことができる。この場合において、当該授受は、当該代理人名義の日本銀行当座勘定を通じて行うこととする。
 - 4 業務方法書第 8 5 条第 2 項に規定する差引計算は、第 1 項各号に掲げる金銭の総受取額と総支払額の差引計算とする。

（外貨による資金決済）

- 第 4 3 条の 2 業務方法書第 8 5 条の 4 第 1 項に規定する金銭の授受は、外貨建清算約定の通貨に応じて、当社が通知により指定する銀行（以下本条及び次条において「指定銀行」という。）において、次の各号に掲げる方法に区分して、当該各号に定めるものについて行うものとする。
- (1) 日本国内において、指定銀行に開設された当社名義の口座を通じて授受する方法 次の a から h までに掲げる金銭
 - a 清算約定（担保型）の外貨建清算約定に係る変動証拠金
 - a の 2 清算約定（決済型）の外貨建清算約定に係る損益差金
 - b 清算約定（担保型）の外貨建清算約定に係る変動証拠金の利息
 - b の 2 清算約定（決済型）の外貨建清算約定に係る損益差金に係る調整金
 - c 第四階層特別清算料担保金（金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第 2 4 条第 1 号の規定により日本円以外の通貨により預託するものに限る。）
 - d 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第 8 条第 4 項第 1 号に規定する承継時支払金額及び同項第 2 号に規定する未払債務（日本円以外の通貨により授受するものに限る。）
 - e 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第 1 4 条に規定する落札時支払金額（日本円以外の通貨により授受するものに限る。）
 - f 業務方法書第 9 7 条第 2 項に規定する清算約定の終了に係る期限前終了手数料（外貨建清算約定に係るものに限る。）
 - g 解約手数料（日本円以外の通貨により授受するものに限る。）
 - h 業務方法書第 5 8 条の 3 第 4 項第 1 号 c 及び第 3 号 c 並びに同第 5 8 条の 5 第 4 項第 1 号 c、第 4 号 c 及び第 5 号 c に規定する期限前終了手数料及び承継時等支払金額（円貨建清算約定に係るものを除く。）
 - (2) 外貨建清算約定に係る決済都市において、指定銀行に開設された当社名義の口座を通じて授受する方法 次の a から c までに掲げる金銭

- a 外貨建清算約定に係るアップフロントフィー
 - b 外貨建清算約定に係る固定金額
 - c 外貨建清算約定に係る変動金額
- 2 前項第2号に規定する外貨建清算約定に係る決済都市は、次の各号に掲げる外貨建清算約定に応じて、当該各号に定める都市とする。
- (1) 豪ドル建清算約定 シドニー
 - (2) 米ドル建清算約定 ニューヨーク
 - (3) ユーロ建清算約定 ロンドン
- 3 清算参加者は、前項に規定する金銭の授受のための指定銀行について、あらかじめ当社所定の届出書により当社に対して届け出るものとする。
- 4 清算参加者は、前項に規定する届出の内容を変更しようとする場合には、その変更後の内容を、あらかじめ当社所定の届出書により当社に対して届け出るものとする。
- 5 業務方法書第85条の4第2項に規定する差引計算は、第1項各号に掲げる金銭の総受取額と総支払額の差引計算とする。

(外貨建清算約定に係る資金決済等未了の場合の取扱い)

- 第43条の3 業務方法書第85条の5第2項に規定する当初証拠金所要額の加算は、決済未了金額に係る外貨建清算約定が記録されている自己取引口座又は委託取引口座ごとに、当該決済未了金額を当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額を当該自己取引口座又は委託取引口座に係る当初証拠金所要額に加算することで行うものとする。
- 2 前項の規定により当初証拠金所要額の加算を行った場合に、決済未了清算参加者が当社に対して決済未了金額の預託又は支払いを完了したことを当社が確認したときは、当社は、前項の規定により自己取引口座又は委託取引口座に係る当初証拠金所要額に加算した額を、当該自己取引口座又は委託取引口座に係る当初証拠金所要額から減額する。
- 3 前2項の規定は、日中証拠金所要額について準用する。
- 4 決済未了清算参加者は、決済未了金額の額に応じて当社が公示により定める方法により算出する遅延損害金を当社に対して支払わなければならない。ただし、指定銀行のシステム稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により当社が必要と認める場合には、この限りでない。

第7章 清算預託金

(清算預託金の管理)

- 第44条 業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算預託金（清算委託者が預託した当初証拠金を除く。）の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) 金銭（日本円に限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類（金利スワップ清算基金、当初証拠金、第三階層特別清算料担保金及び破綻時証拠金の種類をいう。以下本条において同じ。）に区分して帳簿により管理する。

- a 清算預託金の種類ごとに開設した当社名義の決済性預金口座への預金
- b 信託業務を営む銀行への金銭信託

(1) の 2 金銭（米ドルに限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

- a 清算預託金の種類ごとに開設した当社名義の普通預金口座への預金
- b 信託業務を営む銀行への金銭信託

(2) 国債証券

次に掲げる方法により当社の固有財産とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

- a 日本銀行の国債振替決済制度において日本銀行に開設された当社名義の分別管理口座への記録
- b 信託業務を営む銀行への信託

(3) 財務省証券

次に掲げる方法により当社の固有財産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

- a アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に開設された当社名義の口座への記録
- b 信託業務を営む銀行への信託

2 清算委託者（第6項に規定する清算委託者を除く。以下本項において同じ。）の当初証拠金に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算委託者の当初証拠金の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) 金銭（日本円に限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

- a 当社名義の決済性預金口座への預金
- b 信託業務を営む銀行への金銭信託

(1) の 2 金銭（米ドルに限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が

預託した清算預託金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

- a 清算預託金の種類ごとに開設した当社名義の普通預金口座への預金
- b 信託業務を営む銀行への金銭信託

(2) 国債証券

次に掲げる方法により当社の固有財産とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

- a 日本銀行の国債振替決済制度において日本銀行に開設された当社名義の分別管理口座への記録
- b 信託業務を営む銀行への信託

(3) 財務省証券

次に掲げる方法により当社の固有財産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

- a アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に開設された当社名義の口座への記録
- b 信託業務を営む銀行への信託

3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者又は清算委託者が届け出た場合には、金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金として当該清算参加者又は清算委託者から預託を受けた金銭（日本円に限る。）に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座（当社が指定するものに限る。）への預金により当社の固有資産及び他の清算業務に係る預かり資産とは分別して保管し、清算参加者又は清算委託者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する方法とする。ただし、当該金銭の額が当社が通知又は公示により定める上限額を超える場合、当該上限額を超えた部分に係る金銭については、当社は、第1項第1号b又は第2項第1号bに掲げる方法により前2項の規定に従って分別して保管し、清算参加者又は清算委託者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理するものとする。

4 前項の規定は、当社が指定できる当座預金口座が存在しない場合には適用しない。

5 第3項の届出及びその取下げは、当社が公示又は通知により定めるところによりあらかじめ行うものとする。

6 FCM清算参加者（U. S. C o m m o d i t y E x c h a n g e A c t に規定された F u t u r e s C o m m i s s i o n M e r c h a n t（以下「FCM」という。以下同じ。）である清算参加者をいう。）と清算受託契約を締結した清算委託者の当初証拠金に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、C F T C R e g u l a t i o n 1. 4 9に基づき信託業務を営む銀行への信託により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産、清算参加者が預託した清算預託金及び前項の清算委託者が預託した当初証拠金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する方法とする。

(清算預託金の運用)

第44条の2 前条第1項第1号b及び同条第2項第1号bに定める方法により管理されているもののうち、清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金に関して当社が行う業務方法書第87条第2項に規定する運用は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 金融機関に対する有担保によるコール資金の貸付
 - (2) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行の銀行勘定に対する貸付
 - (3) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行への普通預金
 - (4) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行への定期預金
 - (5) 金融機関に対するリバースレポ取引
 - (6) 国債証券への投資
- 2 前条第6項に定める方法により管理されているもののうち、FCM清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者が金銭により当社に預託している当初証拠金に関して当社が行う業務方法書第87条第2項に規定する運用は、当該清算委託者の当初証拠金を信託している信託業務を営む銀行への普通預金により行うものとする。
- 3 前条第1項第1号の2b及び第2項第1号の2bに定める方法により管理されているもののうち、清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金に関して当社が行う業務方法書第87条第2項に規定する運用は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 金融機関に対するリバースレポ取引
- (2) 次に掲げる銀行の銀行勘定に対する貸付
 - a 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行（当該信託業務を営む銀行の関係会社を含む。以下この項において同じ。）
 - b 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の授受で利用する当社が指定する銀行
- (3) 前号a又はbに掲げる銀行への普通預金
- (4) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行のカストディ口座への預け金

(清算預託金の運用により生じた収益又は損失の取扱い)

第44条の3 業務方法書第87条第4項に規定する利息は、運用により生じた収益の合計額から当社が公示により定める金額を控除した残額を、各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（第44条第3項

の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。)の合計額を当社が公示により定める期間において平均した額に応じて按分した額とする。この場合において、利息の計算は、当該金銭により預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の通貨の種類ごとに行う。

- 2 当社は、前項の規定により算出された利息を各清算参加者及び各清算委託者に支払うものとする。このうち、清算委託者に係る利息については、当該清算委託者が有価証券等清算取次ぎの委託を行っている受託清算参加者に支払うものとし、当該受託清算参加者は、当社から清算委託者に係る利息として受領した金銭の全部を当該清算委託者に前項の規定により算出された利息として支払うものとする。
- 3 業務方法書第87条第5項に規定する各清算参加者及び各清算委託者が負担する額は、損失額を当社が公示により定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（第44条第3項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額に応じて按分した額とする。この場合において、各清算参加者及び各清算委託者が負担する額の計算は、当該金銭により預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の通貨の種類ごとに行う。
- 4 業務方法書第87条第6項に規定する当社の定める方法は、前項の規定により算出された各清算参加者及び各清算委託者が負担する損失の額を、前項に定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の額に応じて按分し、当該按分後の損失の額を当該金銭により当社に預託された金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金から充当する方法とする。

第8章 雑則

第45条 削除

(通知等の方法)

第46条 業務方法書第125条に規定する当社が定める通知の方法は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める方法とする。

- (1) 当社がすべての清算参加者に通知する場合において、T a r g e t J S C Cサイトを
利用することができるとき

T a r g e t J S C Cサイトを利用する方法

- (2) 前号に規定する場合において、T a r g e t J S C Cサイトを利用することができな
いとき

書面を送付する方法又はファクシミリ装置を用いて送信する方法

- (3) 当社が一部の清算参加者に通知する場合

書面を送付する方法、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法

- 2 前項の規定にかかわらず、清算参加者に対する通知の方法について本業務方法書等に別段の定めがある場合には、当該定めに従う。ただし、当該定めで規定する通知の方法を利用することができない場合には、当社は、前項第3号の方法により清算参加者への通知を行う。
- 3 業務方法書第125条に規定する当社が定める公示及び公表の方法は、当社のウェブサイトに掲載する方法とする。

(清算参加者契約の契約書等の保管)

第47条 当社は、清算参加者契約の契約書及び業務方法書第43条第2項の誓約書（以下本条において「清算参加者契約書等」という。）を、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）である受託清算参加者又は清算委託者（以下本条において「情報授受者」という。）が清算取次原取引に係る情報を清算受託契約の相手方である清算委託者又は受託清算参加者から受領し、又は当該清算委託者又は当該受託清算参加者に提供することについて当該清算取次原取引の相手方である他の清算参加者又は他の清算委託者が同意していることを証する書面として、情報授受者のためにも保管するものとする。

- 2 前項の規定による清算参加者契約書等の保管の方法、清算参加者契約書等に関する情報授受者からの照会に対する対応その他の必要な事項は、当社が通知又は公示により定める。

(FCMの登録等に関する届出)

第47条の2 清算参加者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当社が公示により定めるところによりあらかじめその旨を当社に届け出るものとする。

- (1) 当該清算参加者がFCMとして登録しようとする場合又はFCMとしての登録を抹消しようとする場合
- (2) 当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者がFCMとして登録しようとする場合若しくは登録を抹消しようとする場合又はFCMである者と清算受託契約を締結しようとする場合
- (3) 当該清算参加者がU. S. Person (U. S. Commodity Futures Trading Commission (以下「米国商品先物取引委員会」という。以下同じ。))が公表するInterpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) IV.A.4.に規定されるU. S. Personをいう。以下同じ。)に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合
- (4) 当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者がU. S. Personに該当することとなる場合若しくは該当しなくなる場合又はU. S. Personである者と

清算受託契約を締結しようとする場合

(FCM清算参加者の報告事項)

第47条の3 FCM清算参加者は、CFTC Regulation 22.14 (c) (2)に基づき当社に報告するものとする。

2 FCM清算参加者は、CFTC Regulation Part 17及びPart 20に基づき米国商品先物取引委員会に対して報告した場合は、当該報告に係る写しを提出することにより当社に報告するものとする。

(清算約定の内容等の報告)

第47条の4 当社は、当社がその金利スワップ取引清算業務の遂行のために外国の法令に基づく登録、認証、指定その他の許認可若しくはその免除を受けた当該外国の政府、政府機関、地方公共団体及び中央銀行（以下本項において「外国政府等」という。）のうち当社が公示により定めるもの又は当該外国政府等が指定する取引情報蓄積業務と同種の業務を行う者に対して、当該外国の法令及び当該外国政府等による命令、通知その他の行政権限の行使又は当社と当該外国政府等との合意事項であって当社が公示により定めるものを遵守するために必要な清算約定の内容等に関する報告を行うものとする。

2 清算参加者は、Swap Data Repository (U. S. Commodity Exchange Act Section 1a (48) に規定するSwap Data Repositoryをいう。以下「SDR」という。) に対し、清算約定に係るCFTC Regulation Part 45に基づく報告を行わないものとする。

3 受託清算参加者は、清算委託者がSDRに対し、委託清算約定（別紙様式第3号「金利スワップ清算受託契約書」第2条第1号に規定する委託清算約定及び別紙様式第3号の2「Interest Rate Swap Clearing Brokerage Agreement」Article 2. (1) に規定するCleared Contract subject to Brokerageをいう。) に係る前項に規定する報告を行わないよう努めるものとする。

(米国商品先物取引委員会への書類の提出)

第47条の5 当社は、米国商品先物取引委員会から、清算参加者の財務計算に関する書類及びリスク管理に関する書類の提出を求められた場合は、第14条の規定により当該清算参加者が当社に提出した書類及び第20条の規定により当該清算参加者が当社に報告した書類のうち該当するものを同委員会に提出するものとする。

(金利スワップ清算業務に関する必要事項の決定)

第48条 当社は、本業務方法書等において定める事項に係る事務手続等について、通知又は公示により定めることができる。

付 則

- 1 本規則は、平成24年10月9日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条、第6条、第14条及び第15条の規定は同年8月20日から施行する。
- 2 当社は、業務方法書付則第3項の規定により行う同項各号に掲げる事項及び当該事項に関し必要な手続その他の行為については、第1項に規定する施行の日より前においても、本規則の例により、行うことができる。
- 3 本規則第15条の規定にかかわらず、施行日から6か月を経過する日までの間に当社が金利スワップ清算資格の取得の承認をした取得申請者に係る金利スワップ清算資格取得手数料は、0円とする。
- 4 本規則第41条の規定は、施行日から9か月を経過する日までの間は、これを適用しない。

付 則

この改正規定は、平成24年12月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年3月31日から施行する。
- 2 平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間における改正後の第24条第3項第1号、同条第6項第1号及び同条第8項第2号の規定の適用については、同条第3項第1号a、同条第6項第1号a及び同条第8項第2号a中「5.625パーセント」とあるのは「4.375パーセント」と、同条第3項第1号b、同条第6項第1号b及び同条第8項第2号b中「7.5パーセント」とあるのは「5.625パーセント」とする。
- 3 平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間における改正後の第24条第3項第1号、同条第6項第1号及び同条第8項第2号の規定の適用については、同条第3項第1号a、同条第6項第1号a及び同条第8項第2号a中「5.625パーセント」とあるのは「5パーセント」と、同条第3項第1号b、同条第6項第1号b及び同条第8項第2号b中「7.5パーセント」とあるのは「6.875パーセント」とする。

付 則

この改正規定は、平成25年8月19日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年11月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年2月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成26年3月7日。

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年7月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年8月25日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成26年11月4日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第9条第5号c及び同条第9号aの規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成26年12月15日。

付 則

この改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成26年11月29日。

付 則

この改正規定は、平成27年5月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年10月19日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第35条の4の2及び様式第3号は、当社が定める日から施行する。
- 3 施行日以降前項に定める日が到来するまでの間の第35条の4の2柱書の規定は、次のとおり読み替えて適用する。
「業務方法書第53条の4第3項、同第58条の3第3項及び同第58条の5第4項に規定する当社が定める債権債務は、次の各号に掲げる区分に応じて、同第53条の4第1項、同第58条の3第1項及び同第58条の5第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該各号に定める債権債務とする。」

(注)「当社が定める日」は平成28年4月11日。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年10月26日から施行し、当社がU. S. C o m m o d i t y E x c h a n g e A c t S e c t i o n 5 b (a) の規定に基づき、米国商品先物取引委員会にD e r i v a t i v e s C l e a r i n g O r g a n i z a t i o nの登録を受ける（以下「DCO登録」という。）までの間において適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年10月26日におけるこの改正規定は、第47条の2柱書中「あらかじめ」とあるのは「速やかに」と、同条第1号及び第2号中「登録しようとする場合」とあるのは「登録しようとする場合、既に登録している場合」と、第3号及び第4号中「該当することとなる場合」とあるのは「該当することとなる場合、既に該当している場合」と読み替えて適用する。
- 3 第1項及びその他付則にかかわらず、本規則第44条第6項、第44条の2第2項及び第47条の3の規定は、平成27年10月26日からDCO登録までの間は、これを適用しない。

付 則

この改正規定は、平成27年11月24日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第47条の4第5項及び第6項の規定は、U. S. C o m m o d i t y E x c h a n g e A c t、C F T C R e g u l a t i o nその他の法令又は米国商品先物取引委員会による命令、公示文書、交付文書その他これらに類するものに基づき、清算参加者又は清算委託者が改正後の第47条の4第5項又は第6項に規定する報告を行う必要が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い報告を行わないことが適当でないと当社が認める場合には、これを適用しない。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年4月11日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年4月11日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年5月23日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年10月11日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年11月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年12月19日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年2月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年5月29日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年8月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年11月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年2月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年4月6日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年5月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年8月27日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成30年9月25日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年9月25日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年11月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年12月3日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成31年2月25日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第44条第5項に規定する届出については、この改正規定の施行の前においても、本改正規則の例により、行うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成31年4月1日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成31年4月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年5月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年11月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年8月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和3年5月17日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、第8条、第30条の3から第30条の4の2、第35条の4の4、第36条の2、第42条の10及び第42条の11並びに様式第3号及び様式第3号の2第11条の2、第28条の12及び第28条の13に係る改正は、令和3年5月17日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 本改正前の様式第3号及び同第3号の2により締結済みの甲乙間の清算受託契約において、改正前の様式第3号及び同第3号の2第54条が削除されていた場合は、施行日時点において甲乙間で乙が損益差金等の授受の申込みを行わない旨の合意がなされていたものとみなす。
- 4 本改正前の様式第3号及び同第3号の2により締結済みの甲乙間の清算受託契約において、改正前の様式第3号及び同第3号の2第55条が削除されていた場合は、施行日時点において第28条の7第1項に定める甲の承諾はなされていないものとみなす。
- 5 本改正前の様式第3号及び同第3号の2により締結済みの甲乙間の清算受託契約において、改正前の様式第3号及び同第3号の2第57条が削除されていた場合は、施行日時点において甲乙間で乙がJSCC提案型コンプレッションを利用しない旨の合意がなされていたものとみなす。

付 則

この改正規定は、令和3年5月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和3年8月30日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和3年12月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合、施行日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 施行日の前JSCC営業日の業務終了時点におけるJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする清算約定について、当社が定めるところにより、施行日に変動金利の決定方法をJPY-TONA-OIS Compoundへと変更する（以下「OIS一括変換」という。）。
- 4 前3項の規定にかかわらず、令和3年12月31日までに最終の変動金利の確定がなされる清算約定については、OIS一括変換は実施しない。この場合における当該清算約定の取扱いについては改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、スワップション（権利取得者（当該スワップションを付与された者をいう。）の意思表示により当事者間において、金利スワップ取引を成立させることができる権利をいう。以下同じ。）の権利行使によって生成されるJPY-LIBOR又はJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引について令和3年12月30日までに債務負担の申込みがなされた場合、その取扱いについては改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、「JPY-LIBOR-BBA」とあるのを「JPY-LIBOR」と読み替えて同条の規定を適用する。
- 6 前項の規定により債務負担された、令和3年12月30日の業務終了時点におけるJPY-LIBORを変動金利の決定方法とする清算約定については、当社が定めるところにより、令和4年1月4日に、変動金利の決定方法をJPY-TONA-OIS Compoundへと変更する（以下「OIS一括変換（スワップション権利行使分）」という。）。
- 7 OIS一括変換（スワップション権利行使分）の実施以降にスワップションの権利行使によって生成されるJPY-LIBOR又はJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引について債務負担の申込みがなされた場合、当面の間、当社が定める方法によりJPY-TONA-OIS Compoundを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引へと変更した上で債務負担する旨の申込みがなされたものとみなし、当社は係る変更及び債務負担を行う。

付 則

この改正規定は、令和4年2月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年5月23日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年8月22日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年11月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年2月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年8月21日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年9月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年9月19日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年11月20日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年4月1日以後の当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は令和7年1月6日

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年11月25日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合、施行日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 施行日の前JSCC営業日の業務終了時点におけるJPY-Euroyen TIBORを変動金利の決定方法とする清算約定について、当社が定めるところにより、施行日に変動金利の決定方法をJPY-TONA-OIS Compoundへと変更する（以下「OIS一括変換」という。）。
- 4 前項の規定にかかわらず、令和6年12月30日までに最終の変動金利の確定がなされる清算約定については、OIS一括変換は実施しない。この場合における当該清算約定の取扱いについては、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 清算参加者は、第3項の規定によるOIS一括変換について、変換対象の清算約定（委託分を含む。）ごとに、1件あたり3,500円を当社に支払うものとする。
- 6 前項の手数料の支払いについては、令和6年12月20日までに消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

付 則

この改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和7年8月25日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年10月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年10月6日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和8年3月2日から施行する。

別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表

代用有価証券の代用価格等に関する表

代用有価証券の種類		時価（注1）	時価に乗すべき率（注2）
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注3）における最終価格（注4）	
アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場にお	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの	

	ける価格を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額	<p style="text-align: right;">100分の92</p> (3) 残存期間5年超10年以内のもの <p style="text-align: right;">100分の91</p> (4) 残存期間10年超20年以内のもの <p style="text-align: right;">100分の89</p> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <p style="text-align: right;">100分の88</p> (6) 残存期間30年超のもの <p style="text-align: right;">100分の88</p>
--	--	---

- (注) 1. 代用有価証券差入日又は預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価とする。
2. 当社が業務方法書第7条第1項の規定による代用価格の変更として、時価に乗すべき率の引下げを行った場合には、当該引下げ後の値とする。
3. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
4. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。

別表2 当初証拠金所要額の算出方法

1 当初証拠金所要額

(1) 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額（次号に規定する場合以外の場合）

- a 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座の算出日の午後4時時点（業務方法書第53条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッション要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2第2項の規定に従い当社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2の3第2項の規定に従い当社が参加者提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2の4第4項の規定に従い当社がJSCC提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第58条の3第1項又は同第58条の5第1項の規定に従い当社が承継又は移管の申込みを承諾したときは、当該承諾の時点をいう。以下別表2において同じ。）における円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定ごとの同日午後3時2分時点（ユーロ建清算約定にあつては、午前11時2分時点）の清算イールド・カーブに基づき算出した正味現在価値並びに当該算出日の午後6時30分までに当該自己取引口座に係る清算参加者が当該自己取引口座に関してクロスマーゲンの承諾を行った国債証券先物取引の建玉の同日の清算値段及び金利先物取引の建玉の同日の清算数値に基づき算出した現在価値（以下「先物清算値段価値」という。）について、次の（a）及び（b）に規定する変動額のうち、当該変動額の合計額が負の数となるものについてその絶対値が大きい順に上位12位までの値の平均値として算出される額をいう。ただし、当社が市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。
- （a） 想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は想定変動値段により算出した先物清算値段価値の変動額（外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の為替相場の変動を反映した額）
- （b） ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又はストレスイベントシナリオ想定変動値段により算出した先物清算値段価値の変動額（外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の為替相場の変動を反映した額）のうち、当社が公示により定める額
- b 前a（a）に規定する「想定変動イールド・カーブ」とは、算出日から起算して過去1,250当社営業日における日々の清算イールド・カーブの作成に利用した金利スワップ取引等の気配値の5日間の変動幅と同じ幅の変動が、当該算出日の清算イールド・カーブの作成に利用する金利スワップ取引等の気配値に生じた場合における当該気配値を基に作成したイールド・カーブをいう。なお、過去の変動幅については、当社が公示により定める方法により一定の調整を行う。

- c 上記 a (a) に規定する「想定変動値段」とは、算出日から起算して過去 1 , 2 5 0 当社営業日における日々の清算値段又は清算数値に関する 5 日間の変動幅と同じ幅の変動が、当該算出日の清算値段又は清算数値に生じた場合における当該清算値段又は当該清算数値をいう。なお、過去の変動幅については、当社が公示により定める方法により一定の調整を行う。
- d 上記 a (b) に規定する「ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブ」とは、当社が公示により定める期間における日々の清算イールド・カーブの作成に利用した金利スワップ取引等の気配値の 5 日間の変動幅と同じ幅の変動が、算出日の清算イールド・カーブの作成に利用する金利スワップ取引等の気配値に生じた場合における当該気配値を基に作成したイールド・カーブをいう。
- e 上記 a (b) に規定する「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」とは、当社が公示により定める期間における日々の清算値段又は清算数値の 5 日間の変動幅と同じ幅の変動が、算出日の清算値段又は清算数値に生じた場合における当該清算値段又は当該清算数値をいう。
- f 上記 a (a) 及び (b) に規定する為替相場の変動は、算出日から起算して過去 1 , 2 5 0 当社営業日における日々の午後 3 時時点における当社が公示により定める為替相場の気配値の 5 日間の変動幅と同じ幅の変動が、当該算出日の為替相場の気配値に生じた場合における当該為替相場の気配値の変動をいう。なお、過去の変動幅については、当社が公示により定める方法により一定の調整を行う。
- g 自己取引口座に外貨建清算約定が記録されている場合において、当該外貨建清算約定に係る外貨本国営業日が休業日と同日となる日の前々当社営業日においては、上記 a から f までの規定に従い算出された当初証拠金所要額に、上記 a から f までの規定中「5 日間の変動幅」とあるのを「自己取引口座に記録されている外貨建清算約定に係る外貨本国営業日と休業日が同日となる日数の変動幅」と読み替えて上記 a から f までの規定に従い算出した額を加算する。
- h 自己取引口座に外貨建清算約定が記録されている場合において、当該外貨建清算約定に係る外貨本国休業日が当社営業日と同日となる日の前当社営業日においては、上記 a から f の規定に従い算出された当初証拠金所要額に、当該自己取引口座について、当該外貨本国休業日が当社営業日であると仮定して算出した変動証拠金所要額又は損益差金所要額を当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額を当初証拠金所要額に加減する。
- (1) の 2 清算約定 (自己分) に係る当初証拠金所要額 (午後 5 時 3 0 分から午後 7 時までの間に新たな清算約定 (自己分) が成立した場合)
- a 清算約定 (自己分) に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座の算出日の午後 7 時時点における清算約定 (自己分) について算出した当初証拠金相当額に変動証拠金・損益差金相当額を加減した額とする。ただし、当社が市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。
- b 前 a に規定する「当初証拠金相当額」とは、前 a の算出日の午後 7 時時点における自己取

引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定の同日午後3時2分時点（ユーロ建清算約定にあつては、午前11時2分時点）の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値並びに当該算出日に当該自己取引口座に記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の先物清算値段価値について、次の（a）及び（b）に規定する変動額のうち、当該変動額が負の数となるものについてその絶対値が大きい順に上位12位までの値の平均値として算出される額をいう。

（a） 前号 a（a）に規定する想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前号 c に規定する想定変動値段により算出した先物清算値段価値の変動額（外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の前号 f に規定する為替相場の変動を反映した額）

（b） 前号 a（b）に規定するストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前号 e に規定するストレスイベントシナリオ想定変動値段により算出した先物清算値段価値の変動額（外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の前号 f に規定する為替相場の変動を反映した額）のうち、当社が公示により定める額

c 上記 a に規定する「変動証拠金・損益差金相当額」とは、算出日の午後4時時点における清算約定について、清算約定の通貨ごとに、同日の午後3時2分時点（ユーロ建清算約定にあつては、午前11時2分時点。以下本 c において同じ。）の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値と、当該算出日の午後7時時点における清算約定について、清算約定の通貨ごとに、同日の午後3時2分時点の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値の差額に相当する額（外貨建清算約定にあつては、当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額）を合計した額とする。

d 前号 g の規定は、本号における当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同 g 中「上記 a から f までの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記 a から c までの規定に従い算出された当初証拠金所要額」と、「上記 a から f までの規定に従い算出した額」とあるのは「上記 a から c までの規定に従い算出した額」と読み替えるものとする。

e 前号 h の規定は、本号における当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同 h 中「上記 a から f の規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記 a から c の規定に従い算出された当初証拠金所要額」と読み替えるものとする。

（2） 清算約定（委託分）（業務方法書第94条第1項及び第94条の2第1項に定める清算委託者以外の清算委託者に係るものに限る。）に係る当初証拠金所要額

前2号の規定は、清算約定（委託分）に係る当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「清算約定（自己分）」とあるのは「清算約定（委託分）」と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と読み替えるものとする。

(3) 清算約定（委託分）（業務方法書第94条第1項及び第94条の2第1項に定める清算委託者に係るものに限る。）に係る当初証拠金所要額（ノンヘッジ口座に係るものを除く。）

第1号及び第1号の2の規定は、本号に規定する当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「清算約定（自己分）」とあるのは「清算約定（委託分）」と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と、「5日間の変動幅」とあるのは「7日間の変動幅」と読み替えるものとする（以下、本号における想定変動イールド・カーブを「特別想定変動イールド・カーブ」と、本号におけるストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブを「ストレスイベントシナリオ特別想定変動イールド・カーブ」と、「想定変動値段」を「特別想定変動値段」と、「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」を「ストレスイベントシナリオ特別想定変動値段」という。）。

(4) ノンヘッジ口座に係る当初証拠金所要額

前号本文の規定により算出した当初証拠金所要額に1.1を乗じた額とする。

2 日中証拠金所要額

(1) 清算約定（自己分）に係る日中証拠金所要額

a 清算約定（自己分）に係る日中証拠金所要額は、自己取引口座の算出日の正午時点における清算約定（自己分）について算出した当初証拠金相当額に変動証拠金・損益差金相当額を加減した額とする。ただし、当社が市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。

b 前aに規定する「当初証拠金相当額」とは、前aの算出日の正午時点における自己取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定の午前11時2分時点の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値並びに当該算出日に当該自己取引口座に記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定の同日の約定値段及びクロスマージン対象金利先物清算約定の同日の約定数値（当社が行う証券取引等清算業務における先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条の4に規定する日中清算値段又は日中清算数値として定められる値段をいう。以下本項及び次項において同じ。）に基づき算出した現在価値（以下「先物約定値段価値」という。）について、次の(a)及び(b)に規定する変動額のうち、当該変動額が負の数となるものについてその絶対値が大きい順に上位12位までの値の平均値として算出される額をいう。

(a) 前項第1号bに規定する想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値、前項第1号cに規定する国債先物に係る想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額又は前項第1号cに規定する金利先物に係る想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額（外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の前項第1号fに規定する為替相場の変動を反映した額）

(b) 前項第1号dに規定するストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブによ

り算出した正味現在価値又は前項第1号eに規定するストレスイベントシナリオ想定変動値段により算出した先物約定値段価値の変動額（外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に前項第1号fに規定する過去の為替相場の変動を反映した額）のうち、当社が公示により定める額

- c 上記aに規定する「変動証拠金・損益差金相当額」とは、算出日の前当社営業日の午後4時時点における清算約定について、清算約定の通貨ごとに、同日の午後3時2分時点（ユーロ建清算約定にあつては、午後5時30分（ロンドンにおいて夏時間が実施されている期間にあつては、午後4時30分）時点をいう。）の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値と、前aに規定する清算約定について、清算約定の通貨ごとに、当該算出日の午前11時2分時点の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値の差額に相当する額（外貨建清算約定にあつては、当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額）を合計した額とする。
- d 前項第1号gの規定は、日中証拠金所要額の算出に準用する。この場合において、同号中「休業日と同日となる日の前々当社営業日」とあるのは「休業日と同日となる日の前当社営業日」と、「上記aからfまでの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出された日中証拠金所要額」と、「上記aからfまでの規定に従い算出した額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出した額」と読み替えるものとする。
- e 前項第1号hの規定は、日中証拠金所要額の算出に準用する。この場合において、同号中「当社営業日と同日となる日の前当社営業日」とあるのは「当社営業日と同日となる日」と、「上記aからfの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記aからcの規定に従い算出された日中証拠金所要額」と読み替えるものとする。

(2) 清算約定（委託分）（業務方法書第94条第1項に定める清算委託者以外の清算委託者に係るものに限る。）に係る日中証拠金所要額

前号の規定は、清算約定（委託分）に係る日中証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と読み替えるものとする。

(3) 清算約定（委託分）（業務方法書第94条第1項に定める清算委託者に係るものに限る。）に係る日中証拠金所要額（ノンヘッジ口座に係るものを除く。）

第1号の規定は、本号に規定する日中証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と、「前項第1号bに定める「想定変動イールド・カーブ」とあるのは、「前項第3号に定める特別想定変動イールド・カーブ」と、「ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブ」とあるのは、「前項第3号に定めるストレスイベントシナリオ特別想定変動イールド・カーブ」と、「想定変動値段」を「前項第3号に定める特別想定変動値段」と、「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」を「前項第3号に定めるストレスイベントシナリオ特別想定変動値段」と読み替えるものとする。

(4) ノンヘッジ口座に係る日中証拠金所要額

前号の規定により算出した日中証拠金所要額に1.1を乗じた額とする。

3 債務負担時所要証拠金

(1) 清算約定（自己分）に係る債務負担時所要証拠金

a 清算約定（自己分）に係る債務負担時所要証拠金は、当社が業務方法書第48条第1項に規定する債務負担の申込みに係る通知を受領した時点（以下本項において「申込受領時点」という。）における自己取引口座の清算約定に、当該申込みに係る適格金利スワップ取引（パッケージ取引に係る債務負担の申込みの場合にあつては、パッケージ取引を構成するすべての適格金利スワップ取引）を加えた清算約定並びに算出日の前当社営業日の午後6時30分までに当該自己取引口座に係る清算参加者が当該自己取引口座に関してクロスマージンの承諾を行った国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉について算出した当初証拠金相当額に変動証拠金・損益差金相当額を加減した額に、未決済金額（業務方法書第85条の2第1項第1号の規定により差引計算した結果負数である場合の当該負数の額の絶対値をいう。以下同じ。）及び申込受領時点において預託又は支払いが完了していない外貨建清算約定に係る変動証拠金等の額（決済未了金額を除く。）を当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額を加算した額とする。ただし、当社が市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。

b 前aに規定する「当初証拠金相当額」とは、前aの債務負担の申込みを受領した日（以下本項において「申込受領日」という。）の午前11時2分時点（午前9時から正午までの間に債務負担の申込みを受領した場合又は第27条第3項に規定する申込みを受領した場合は、当該申込受領日の前当社営業日の午後3時2分時点、午後5時30分から午後7時までの間に債務負担の申込みを受領した場合は、当該申込受領日の午後3時2分時点（ユーロ建清算約定にあつては午前11時2分時点））における気配値を基に作成した清算イールド・カーブに基づいて算出した自己取引口座の円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定の正味現在価値並びに算出日の前当社営業日の午後6時30分までに当該自己取引口座に係る清算参加者が当該自己取引口座に関してクロスマージンの承諾を行った国債証券先物取引の建玉の算出日の約定値段及び金利先物取引の建玉の算出日の約定数値（午前9時から正午までの間に債務負担の申込みを受領した場合又は第27条第3項に規定する申込みを受領した場合は、当該申込受領日の前当社営業日の清算値段又は清算数値）に基づき算出した現在価値（以下「先物日中価値」という。）について、次の（a）及び（b）に規定する変動額のうち、当該変動額が負の数となるものについてその絶対値が大きい順に上位12位までの値の平均値として算出される額をいう。

（a）第1項第1号bに定める想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前項第1号cに規定する想定変動値段により算出した先物日中価値の変動額（外貨建清

算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の為替相場の変動を反映した額)

(b) 第1項第1号dに定めるストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブにより算出した正味現在価値又は前項第1号eに規定するストレスイベントシナリオ想定変動値段により算出した先物日中価値の変動額(外貨建清算約定に係る正味現在価値の変動額にあつては、当該正味現在価値の変動額に過去の為替相場の変動を反映した額)のうち、当社が公示により定める額

c 上記aに規定する「変動証拠金・損益差金相当額」とは、申込受領日の前当社営業日の午後4時時点における清算約定について、清算約定の通貨ごとに、申込受領日の前当社営業日の午後3時2分時点の清算イールド・カーブに基づいて算出した正味現在価値と、前aに規定する清算約定について、清算約定の通貨ごとに、申込受領日の午前11時2分時点の清算イールド・カーブ(午前9時から正午までの間に債務負担の申込みを受領した場合又は第27条第3項に規定する申込みを受領した場合は、当該申込受領日の前当社営業日の午後3時2分時点の清算イールド・カーブ、午後5時30分から午後7時までの間に債務負担の申込みを受領した場合は、当該申込受領日の午後3時2分時点(ユーロ建清算約定にあつては午前11時2分時点)の清算イールド・カーブ)に基づいて算出した正味現在価値の差額に相当する額(外貨建清算約定にあつては、当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額)を合計した額とする。

d 第1項第1号gの規定は、債務負担時所要証拠金の算出に準用する。この場合において、同号中「休業日と同日となる日の前々当社営業日」とあるのを「休業日と同日となる日の前当社営業日」、「上記aからfまでの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのを「上記aからcまでの規定に従い算出された債務負担時所要証拠金」と、「上記aからfまでの規定に従い算出した額」とあるのは「上記aからcまでの規定に従い算出した額」と読み替えるものとする。

e 第1項第1号hの規定は、債務負担時所要証拠金の算出に準用する。この場合において、同号中「当社営業日と同日となる日の前当社営業日」とあるのは「当社営業日と同日となる日」と、「上記aからfの規定に従い算出された当初証拠金所要額」とあるのは「上記aからcの規定に従い算出された債務負担時所要証拠金」と読み替えるものとする。

(2) 清算約定(委託分)(業務方法書第94条第1項に定める清算委託者以外の清算委託者に係るものに限る。)に係る債務負担時所要証拠金

前号の規定は、清算約定(委託分)に係る債務負担時所要証拠金の算出について準用する。この場合において、同号中「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と読み替えるものとする。

(3) 清算約定(委託分)(業務方法書第94条第1項に定める清算委託者に係るものに限る。)に係る債務負担時所要証拠金(ノンヘッジ口座に係るものを除く。)

第1号の規定は、本号に規定する債務負担時所要証拠金の算出について準用する。この場合

において、同号中「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と、「第1項第1号bに定める想定変動イールド・カーブ」とあるのは、「第1項第3号に定める特別想定変動イールド・カーブ」と、「ストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブ」とあるのは、「第1項第3号に定めるストレスイベントシナリオ特別想定変動イールド・カーブ」と、「想定変動値段」を「第1項第3号に定める特別想定変動値段」と、「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」を「第1項第3号に定めるストレスイベントシナリオ特別想定変動値段」と読み替えるものとする。

(4) ノンヘッジ口座に係る債務負担時所要証拠金

前号の規定により算出した債務負担時所要証拠金に1.1を乗じた額とする。

別表3 債務負担に係る条件等に係る想定元本の金額

取引の残存日数			想定元本 (億円)
より大きい		以下	
—	～	4 6	6, 4 0 0
4 6	～	1 0 7 (3か月)	2, 1 0 0
1 0 7 (3か月)	～	1 9 8 (6か月)	1, 2 0 0
1 9 8 (6か月)	～	3 8 1 (1年)	1, 1 0 0
3 8 1 (1年)	～	7 4 6 (2年)	4 6 0
7 4 6 (2年)	～	1, 8 4 2 (5年)	2 4 0
1, 8 4 2 (5年)	～	3, 6 6 8 (10年)	1 7 0
3, 6 6 8 (10年)	～	1 0, 9 7 3 (30年)	1 2 0
1 0, 9 7 3 (30年)	～	—	6 7

様式第1号 保証に関する書面の様式

保証書

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

〇〇〇〇〇〇（以下「当法人」といいます。）は、貴社の定めた金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）第8条第5項の規定に基づき、あらかじめ本業務方法書等の内容を確認及び了承のうえ、〇〇〇〇〇〇（以下「本清算参加者」といいます。）を経由して、この保証書（以下「本保証書」といいます。）を貴社に提出します。

なお、本保証書において使用する用語は、本保証書に別段の定めがある場合を除くほか、業務方法書において使用される用語の例によるものとします。

1. 当法人は、本清算参加者の親会社等に該当します。
2. 当法人は、貴社に対し、貴社の金利スワップ取引清算業務に関する本清算参加者の貴社に対する現在又は将来の一切の債務（本清算参加者を当事者とする清算約定に係る債務、本清算参加者について貴社が破綻等を認定した場合における補償債務を含みますが、これらに限られません。）を、本清算参加者と連帯して保証します。
3. 当法人は、貴社が、業務方法書第21条の規定（同条が業務方法書の定めるところにより変更された場合には、当該変更後の条項）により、当法人に関する事項に関し、本清算参加者に報告若しくは資料の提出を求め、又は検査をする場合には、本清算参加者による報告若しくは資料の提出又は貴社による検査に協力します。
4. 本保証書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

5. 当法人は、本保証書に関して、貴社及び当法人の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

様式第2号 清算参加者契約の様式

金利スワップ清算参加者契約書

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社日本証券クリアリング機構

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

〇〇〇〇〇〇（以下「当法人」といいます。）は、貴社の定めた金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）第11条の規定に基づき、あらかじめ本業務方法書等の内容を確認及び了承のうえ、この金利スワップ清算参加者契約書（以下「本契約」といいます。）を貴社に提出します。

なお、本契約において使用する用語は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、業務方法書において使用される用語の例によるものとします。

1. 当法人は、貴社が行う金利スワップ取引清算業務、本業務方法書等の定めるところにより成立する清算約定その他本業務方法書等の定める事項に関し、本業務方法書等（本業務方法書等が本業務方法書等の定めるところにより変更された場合には、当該変更後の本業務方法書等）の定めに従い、かつこれを遵守します。
2. 当法人は、次に掲げる事項に同意します。
 - (1) 本業務方法書等の定めが現在又は将来の清算約定に係る権利義務その他業務方法書第1条第1項各号に掲げる事項に適用されること。
 - (2) 本業務方法書等の定めが、本契約の一部を構成すること。
 - (3) 本業務方法書等が本業務方法書等の定めるところにより変更された場合には、当該変更の日以降、本契約の内容も当該変更に応じて当然に変更されること。
 - (4) 本業務方法書等に基づいて貴社が行う、金利スワップ清算資格の取消し、新たな債務

負担の停止その他の措置に従うこと。

- (5) 金利スワップ清算資格を喪失する場合（貴社による金利スワップ清算資格の取消しの措置によって喪失する場合を含みます。）には、本業務方法書等に基づき、その喪失について一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当法人を受託清算参加者とする清算委託者に対し、一切迷惑をかけないこと。
- (6) 当法人以外の清算参加者を受託清算参加者とする清算委託者と当法人との間の金利スワップ取引を清算取次原取引とする有価証券等清算取次ぎにおいて、当該清算委託者が当該受託清算参加者に対して当該清算取次原取引に係る情報を提供し、当該受託清算参加者がこれを受領すること。
- (7) 貴社が、本契約の契約書を、前号に掲げる事項について当法人が同意していることを証する書面として同号の清算参加者又は清算委託者のためにも保管し、また、当該清算参加者又は当該清算委託者に対し、当該契約書又はその内容を、法令上必要な限度において、開示すること。
- (8) 本契約は、本業務方法書等に別段の定めがある場合を除き、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されること。

3. 本契約は、当法人が金利スワップ清算資格を喪失したときに、当事者から別段の意思表示を要することなく、当然に終了するものとします。ただし、その終了時点で清算約定その他貴社と当法人の間に権利義務又は本業務方法書等の規定に基づくその他の権利義務が残存している場合には、当法人は、当該権利義務に関する限度で、なお本業務方法書等の定めに従い、かつこれを遵守します。

以 上

様式第3号 清算受託契約の様式（日本語）

金利スワップ清算受託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の委託に基づいて甲が行う金利スワップ取引に係る有価証券等清算取次ぎに関し、業務方法書等を承諾のうえ、次のとおり合意し、この金利スワップ清算受託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 乙は、本契約の定めるところにより金利スワップ取引に係る有価証券等清算取次ぎを甲に委託し、甲はこれを受託する。

（定義）

第2条 本契約において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び業務方法書等において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 「委託清算約定」とは、本契約に基づく乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づき、甲とクリアリング機構の間に成立する清算約定をいう。
- （1）の2 「円貨建委託清算約定」とは、委託清算約定のうち、想定元本及び決済通貨が日本円建てであるものをいう。
- （1）の3 「外貨建委託清算約定」とは、委託清算約定のうち、想定元本及び決済通貨が日本円建て以外のものをいう。
- （2） 「期限の利益喪失事由」とは、第29条第1項各号に掲げる事由をいう。
- （3） 「期限前終了金額」とは、第30条又は第35条第1項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合に甲乙間で授受すべき金銭をいう。
- （4） 「業務方法書」とは、クリアリング機構が行う金利スワップ取引を対象取引とする金融商品債務引受業に関し、クリアリング機構が定める業務方法書（業務方法書が改正された場合には、当該改正を含む。）をいう。
- （5） 「業務方法書等」とは、業務方法書及び業務方法書に基づいてクリアリング機構が定める規則（名称の如何を問わない。また、規則が改正された場合には、当該改正を含む。）を総称していう。
- （6） 「クリアリング機構」とは、株式会社日本証券クリアリング機構をいう。
- （6）の2 「豪ドル建委託清算約定」とは、委託清算約定のうち、想定元本及び決済通貨がオーストラリア・ドル建てのものをいう。

- (7) 「J S C C営業日」とは、休業日以外の日をいう。
- (8) 「承継」とは、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構、承継清算参加者及び乙の間で乙を当事者とする清算委託取引及び当該清算委託取引に係る清算約定（委託分）に係る権利義務を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。
- (9) 「承継清算参加者」とは、承継により発生する権利義務の当事者となる清算参加者をいう。
- (9) の 2 「破綻前損益」とは、第 3 5 条第 1 項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合に甲乙間で授受すべきものとして同条第 2 項の規定により算出される金銭をいう。
- (9) の 3 「破綻後割当損益」とは、第 3 5 条第 1 項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合に甲乙間で授受すべきものとして同項の規定により算出される金銭をいう。
- (9) の 4 「米ドル建委託清算約定」とは、委託清算約定のうち、想定元本及び決済通貨が米ドル建てのものをいう。
- (10) 「本清算委託取引」とは、本契約に基づく個別の有価証券等清算取次ぎの委託により成立する甲乙間の法律関係であって、当該委託により成立する委託清算約定と同一の経済的効果を有するものをいう。
- (10) の 2 「本清算委託取引（決済型）」とは、本清算委託取引のうち、清算約定（決済型）の委託清算約定と同一の経済的効果を有するものをいう。
- (10) の 3 「本清算委託取引（担保型）」とは、本清算委託取引のうち、清算約定（担保型）の委託清算約定と同一の経済的効果を有するものをいう。
- (11) 「ユーロ建委託清算約定」とは、委託清算約定のうち、想定元本及び決済通貨がユーロ建てのものをいう。

(誓約書の差入れ)

第 3 条 乙は、本契約の締結後直ちに、本契約及び業務方法書等を遵守する旨のクリアリング機構所定の誓約書を、甲を経由してクリアリング機構に差し入れるものとする。

2 甲は、乙から前項の誓約書を受領した場合には、直ちに、当該誓約書をクリアリング機構に差し入れるものとする。

(日本円建て以外の通貨の金利スワップ取引の有価証券等清算取次ぎの委託に関する届出)

第 3 条の 2 乙は、想定元本及び決済通貨が日本円建て以外である金利スワップ取引について、甲に対して初めて有価証券等清算取次ぎの委託をしようとする場合には、あらかじめ、甲に対して日本円建て以外の通貨の金利スワップ取引について有価証券等清算取次ぎの委託をすることについて、甲の承諾を得るものとする。

(本契約の変更)

第3条の3 本契約の締結後に、クリアリング機構が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い別紙様式第3号（以下「様式第3号」という。）を変更した場合、本契約は、当該変更の施行日に、当然に、当該変更後の様式第3号の内容に変更される。

2 甲は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第7条第2項の定めるところにより、様式第3号の変更についてクリアリング機構から通知を受けた場合には、その内容を、速やかに乙に通知するものとする。

第2章 有価証券等清算取次ぎの委託

（有価証券等清算取次ぎの委託）

第4条 乙は、甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託をしようとする場合には、業務方法書等の定めるところにより、有価証券等清算取次ぎの委託によって甲を一方の当事者として成立することとなる金利スワップ取引における相手方の清算参加者（以下「指定相手方」という。）その他業務方法書等の定める事項をクリアリング機構に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構に到達した場合には、その時点で、乙が甲に対し同項の金利スワップ取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を申込み、甲がこれを承諾したものとみなされることについて本契約をもってあらかじめ同意する。

3 前項の規定にかかわらず、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合、前項の規定中「委託を申込み、甲がこれを承諾したもの」とあるのは、「委託の申込みを行ったもの」と読み替えられるものとする。

4 前2項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

（1） 第1項の通知が業務方法書等の定める条件を満たさない場合

（2） 有価証券等清算取次ぎの委託の制限（業務方法書等の定める制限に限る。）について甲乙間に別段の合意がある場合（当該合意の内容がクリアリング機構所定の方法によりクリアリング機構に届け出られている場合に限る。）において、第1項の通知が当該合意に反するとき

5 第3項の規定による読替え後の第2項の規定により甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託の申込みが行われたものとみなされ、業務方法書等の規定に従いクリアリング機構が甲に対して当該申込みに係る通知を行った場合には、甲は、当該通知に係る金利スワップ取引の有価証券等清算取次ぎの委託の申込みに対する諾否について、クリアリング機構に対して通知するものとする。ただし、甲及び乙は、甲が、業務方法書等の規定に従い、あらかじめクリアリング機構に対して、有価証券等清算取次ぎの委託の申込みに係るクリアリング機構の甲に対する通知及び当該通知に係る金利スワップ取引の有価証券等清算取次ぎの委託の申込みの諾否に係る甲のクリアリング機構に対する通知の省略を希望する申告を行った場合については、甲及び乙は、第1項の通知をクリアリング機構が受領したことをもって、クリアリング機構が甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託に係る通知を行い、甲が当該通知に係る金利スワップ取引の有

価証券等清算取次ぎの委託の申込みについて承諾する旨をクリアリング機構に対して通知したものとみなされることについて本契約をもってあらかじめ同意する。

(委託清算約定の成立)

第5条 前条第1項の通知がクリアリング機構に到達した場合において、同条第2項の規定により有価証券等清算取次ぎの申込み及び承諾があったものとみなされるときは、業務方法書等の定めるところにより、乙の計算において、甲と指定相手方との間で清算取次原取引と業務方法書等の定める条件を同一とする金利スワップ取引が成立する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合、前項の規定中「同条第2項の規定により有価証券等清算取次ぎの申込み及び承諾があったものとみなされるとき」とあるのは、「甲が同条第5項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の申込みについて承諾する旨をクリアリング機構に対して通知したとき、又は、同項ただし書により、クリアリング機構が甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託の申込みに係る通知を行い、甲が当該通知に係る金利スワップ取引の有価証券等清算取次ぎの委託の申込みについて承諾する旨をクリアリング機構に対して通知したものとみなされるとき」と読み替えられるものとする。

3 前2項の規定により甲及び指定相手方との間で金利スワップ取引が成立した場合には、業務方法書等の定めるところにより、甲及び当該指定相手方が、クリアリング機構に対して当該金利スワップ取引に係る債務負担の申込みに係る通知をしたものとみなされる。

4 甲は、委託清算約定が成立した場合には、遅滞なく、その旨及び委託清算約定の内容を乙に通知しなければならない。

(委託清算約定に係る損益の帰属等)

第6条 委託清算約定に係る損益は、すべて乙に帰属する。

2 甲は、委託清算約定に関し、クリアリング機構から金銭等（証拠金を除く。）を受領した場合には、当該金銭等を乙に引き渡すものとする。

3 乙は、委託清算約定に関し、甲がクリアリング機構に対して金銭等（証拠金、特別清算料担保金、清算手数料及び特別清算料を除く。）の支払義務を負担する場合には、当該金銭等を甲に支払うものとする。

4 前2項の規定による金銭等の授受の時期及び方法については、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、甲乙間の合意により定める。

(損益差金等の授受の申込み)

第7条 乙は、清算約定（担保型）の委託清算約定に関する損益差金等の授受の申込みの指図又は損益差金等の授受の申込みの撤回の指図を行おうとする場合には、甲乙間で合意する日時までに、甲乙間で合意する方法により、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受領した場合には、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング

機構に対して当該通知に係る損益差金等の授受の申込み又は損益差金等の授受の申込みの撤回を行うものとする。

(決済金額の授受)

第8条 乙は、甲が委託清算約定について決済金額をクリアリング機構に交付すべき場合には、当該決済金額に相当する金銭を、クリアリング機構への交付時限（外貨建清算約定の決済金額に相当する金銭にあっては、当該クリアリング機構への交付時限の翌外貨本国営業日における当該時限）までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙が合意する方法により甲に交付する。この場合において、乙が当該決済金額に相当する金銭をクリアリング機構への交付時限までに甲に交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意したときは、当該クリアリング機構への交付時限の属する日の翌J S C C営業日（外貨建清算約定に係る決済金額にあっては、当該クリアリング機構への交付時限の属する日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）の同一の時限までに、甲に対して交付するものとする。

2 甲は、クリアリング機構から委託清算約定について決済金額を受領した場合には、当該決済金額に相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

(清算取次口座)

第9条 甲は、本清算委託取引の内容、本清算委託取引に係る当初証拠金、委託当初証拠金、変動証拠金、乙の計算によるクロスマージン制度の対象となった国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉、損益差金その他本契約並びに業務方法書等に基づいて乙との間で授受される金銭等を管理するための口座（以下「本清算取次口座」という。）を開設する。

2 甲は、乙の請求があった場合には、乙のために開設した本清算取次口座を複数に区分する口座を開設することができる。

(ヘッジ口座・ノンヘッジ口座に関する申告)

第9条の2 乙は、業務方法書等の定めるところにより、甲に対し、本清算取次口座に対応する委託取引口座に係るヘッジ口座又はノンヘッジ口座の種別について申告を行うものとする。当該種別を変更する場合も同様とする。

(手数料等)

第10条 甲は、甲乙間の合意により、乙に対し、有価証券等清算取次ぎの受託その他本契約に基づく義務の履行に関し、当該合意に基づく報酬、手数料その他の金銭（甲が特別清算料を負担した場合における当該特別清算料に相当する金銭を含む。）の支払いを請求することができる。

(甲に措置が行われた場合の対応)

第10条の2 業務方法書第29条の2第2項に規定する措置(乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく対象取引について実施されたものに限る。)又は同第29条の3第1項に規定する措置が甲に対して実施された場合であって、甲が乙に対してポジション保有状況を改善するために必要な措置(クロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係る措置を含む。)の要請を行ったときは、乙は当該要請に応じることとする。

第3章 証拠金

第1節 当初証拠金

(当初証拠金の預託義務)

第11条 乙は、委託清算約定に係る当初証拠金所要額(当初証拠金(日中証拠金を除く。))について甲乙間に別段の合意がある場合には、当該合意により算出される額と当初証拠金所要額のいずれか大きい額。以下「当初証拠金預託必要額」という。)以上の当初証拠金(日中証拠金を除く。)をクリアリング機構に預託するものとする。

2 委託清算約定に係る当初証拠金所要額は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構が算出するものとし、甲は当該所要額を乙に対して通知するものとする。ただし、業務方法書第66条第3項の規定により当該委託清算約定に係る債務負担時所要証拠金の額が当初証拠金所要額とみなされた場合は、この限りでない。

3 当初証拠金には、クリアリング機構が業務方法書等の定めるところにより利息を付すことができるものとする。

(当初証拠金所要額の割増し)

第11条の2 甲は、甲乙間の合意により、業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構に対して業務方法書第65条の2に規定する当初証拠金所要額の引上げ(乙に係る委託清算約定に係るものに限る。)の申告及び当該申告内容の変更に係る申告を行うことができる。

2 甲は、甲乙間の合意により、前項の申告による当初証拠金所要額の引上げを解消する場合には、業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構に対してその旨を申告するものとする。

(当初証拠金の預託方法等)

第12条 乙によるクリアリング機構に対する当初証拠金の預託は、業務方法書等の定めるところにより、甲を代理人とする方法により行うものとする。

2 乙は、本契約をもって、乙に代わってクリアリング機構に対する当初証拠金の預託を行うこ

と及びその返還を請求することを甲に委託し、甲はこれを受託する。

- 3 甲は、乙から当初証拠金として交付を受けた金銭又は代用有価証券の全部を、業務方法書等の定めるところにより、乙の代理人として、クリアリング機構に預託しなければならない。

(当初証拠金の預託時限)

第13条 乙は、各J S C C営業日において、委託清算約定に係る当初証拠金(以下単に「当初証拠金」という。)としてクリアリング機構に預託した金銭及び代用有価証券の額並びに本清算委託取引に係る委託当初証拠金(以下単に「委託当初証拠金」という。)として甲に預託した金銭及び代用有価証券の額の合計額(以下「当初証拠金等預託額」という。)が当初証拠金預託必要額に不足する場合には、その不足が生じた日の翌J S C C営業日(乙が不足額を預託するための業務執行手順を構築することが実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意した場合は、当該不足額が発生した日の翌々J S C C営業日)のクリアリング機構への預託時限までの甲乙間で合意する日時までに、その不足額を甲に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当初証拠金等預託額が、クリアリング機構が債務負担の申込みを受領することに伴い算出した債務負担時所要証拠金の額以上となった場合には、債務負担時所要証拠金の額を当初証拠金預託必要額(当初証拠金について甲乙間に別段の合意がない場合に限る。)とみなす。

(日中証拠金の預託義務)

第14条 乙は、委託清算約定に係る日中証拠金所要額(日中証拠金について甲乙間に別段の合意がある場合には、当該合意により算出される額と日中証拠金所要額のいずれか大きい額。以下「日中証拠金預託必要額」という。)以上の額の金銭又は代用有価証券を、当初証拠金として、クリアリング機構に預託するものとする。

- 2 委託清算約定に係る日中証拠金所要額は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構が算出するものとし、甲は当該所要額を乙に対して通知するものとする。ただし、業務方法書第70条第3項の規定により当該委託清算約定に係る債務負担時所要証拠金の額が日中証拠金所要額とみなされた場合は、この限りでない。

(日中証拠金の預託時限)

第15条 乙は、当初証拠金等預託額が、クリアリング機構に預託すべき日中証拠金預託必要額に不足する場合には、その不足が生じた日(乙が不足額を預託するための業務執行手順を構築することが実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意した場合は、当該不足額が発生した日の翌々J S C C営業日まで)のクリアリング機構への預託時限までの甲乙間で合意する日時までに、その不足額を甲に交付するものとする。

- 2 当初証拠金等預託額が、クリアリング機構が債務負担の申込みを受領することに伴い算出した債務負担時所要証拠金の額以上となった場合には、債務負担時所要証拠金の額を日中証拠金

預託必要額（日中証拠金について甲乙間に別段の合意がない場合に限る。）とみなす。

（差換預託）

第16条 第12条の規定にかかわらず、甲は、あらかじめ乙の書面による同意を得て、乙から交付を受けた金銭（日本円に限る。）又は代用有価証券を委託当初証拠金として保管することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙から交付を受けた委託当初証拠金の額以上の差換当初証拠金をクリアリング機構に預託しなければならない。
- 3 委託当初証拠金には、甲が当初証拠金と同様の利率により利息を付すものとする。

（当初証拠金の返還請求権）

第17条 クリアリング機構に対する当初証拠金の返還請求権は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める金額に相当する部分について有するものとする。

（1） 乙

乙がクリアリング機構に預託した当初証拠金の額及び甲が委託清算約定に関してクリアリング機構に預託した差換当初証拠金の合計額（以下「当初証拠金預託総計額」という。）から甲が委託清算約定に関してクリアリング機構に対して負担する未履行債務（甲の破綻等その他の事由による当該委託清算約定の処理に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。以下本項において同じ。）の額（業務方法書第99条の2第2項の規定により負担する債務の額を除く。）並びに甲が本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に関してクリアリング機構に対して負担する未履行債務の額を控除した額の範囲内で、乙がクリアリング機構に預託した当初証拠金の額及び甲が委託清算約定に関してクリアリング機構に預託した差換当初証拠金の額のうち乙が甲に預託した委託当初証拠金の額の合計額から、乙が本清算委託取引に関して甲に対して負担する未履行債務（当該本清算委託取引の終了に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。）の額又は未払いの期限前終了金額並びに乙が本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に関して甲に対して負担する未履行債務の額を控除した額

（2） 甲

当初証拠金預託総計額から、甲が委託清算約定に関してクリアリング機構に対して負担する未履行債務の額、甲が本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に関してクリアリング機構に対して負担する未履行債務の額及び第1号の額の合計額を控除した額

- 2 乙は、当初証拠金の返還請求権の額が預託必要額（当初証拠金預託必要額又は日中証拠金預託必要額のうち最も新しいものをいう。次条において同じ。）を上回る場合には、その超過額を限度として、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構に対し、当初証拠金の返

還を請求することができる。

- 3 乙による当初証拠金の返還請求権の行使は、業務方法書等の定めるところにより、甲を代理人とする方法により行うものとする。ただし、クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合には、乙による当初証拠金の返還請求権の行使は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行うものとする。
- 4 甲は、クリアリング機構から乙が返還請求権を有する当初証拠金として交付を受けた金銭又は代用有価証券の全部を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、乙は、甲に対して委託当初証拠金の返還請求権を行使することができる場合には、クリアリング機構に対して、当該委託当初証拠金に対応する当初証拠金の返還請求権を行使することができない。ただし、クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合は、この限りでない。
- 6 前各項に規定する当初証拠金の返還請求権の行使の方法、被担保債務に対する充当の方法その他の事項に関し、業務方法書等に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

（委託当初証拠金の返還請求権）

第18条 乙は、当初証拠金の返還請求権の額が預託必要額を上回る場合には、その超過額又は甲に預託した委託当初証拠金の額（乙が業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構に対する当初証拠金の返還請求権を行使した場合において、当該返還請求権の行使によりクリアリング機構から返還を受けた当初証拠金の額がクリアリング機構に預託した当初証拠金の額を超えるときは、当該超過額を減じた額）のいずれか低い額を限度として、甲に対し、委託当初証拠金の返還を請求することができる。

（代用有価証券）

第19条 代用有価証券の代用価格は、業務方法書等の定める方法により算出する。

- 2 代用有価証券の預託の方法その他代用有価証券に関する事項は、業務方法書等の定めるところによる。
- 3 乙が当初証拠金又は委託当初証拠金として代用有価証券をクリアリング機構又は甲に預託した場合、クリアリング機構及び甲は、当初証拠金又は委託当初証拠金の返還に際し、預託を受けた代用有価証券と同種、同等及び同数の有価証券を乙に返還するものとする。ただし、本契約又は業務方法書等に別段の定めがある場合には、当該定めによる。
- 4 クリアリング機構及び甲は、乙から預託を受けた代用有価証券を消費することができる。

第2節 変動証拠金等

（変動証拠金）

第20条 甲及び乙は、次の各号に掲げる通貨の清算約定（担保型）の委託清算約定に応じて、当該各号に掲げる日ごとに、清算約定（担保型）の委託清算約定の通貨の変動証拠金に相当する金銭を授受するものとする。

- (1) 円貨建委託清算約定 J S C C 営業日
- (2) 外貨建委託清算約定 J S C C 営業日かつ外貨本国営業日である日

2 清算約定（担保型）の委託清算約定に係る変動証拠金所要額は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構が算出するものとし、甲は当該所要額を乙に対して通知するものとする。

（損益差金）

第20条の2 甲及び乙は、次の各号に掲げる通貨の清算約定（決済型）の委託清算約定に応じて、当該各号に掲げる日ごとに、清算約定（決済型）の委託清算約定の通貨の損益差金に相当する金銭を授受するものとする。

- (1) 円貨建委託清算約定 J S C C 営業日
- (2) 外貨建委託清算約定 J S C C 営業日かつ外貨本国営業日である日

2 清算約定（決済型）の委託清算約定に係る損益差金所要額は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構が算出するものとし、甲は当該額を乙に対して通知するものとする。

（変動証拠金の授受）

第21条 乙は、甲が清算約定（担保型）の委託清算約定に係る変動証拠金をクリアリング機構に交付すべき場合には、当該変動証拠金に相当する金銭を、当該変動証拠金の算出日の翌 J S C C 営業日（外貨建清算約定に係る変動証拠金にあつては、当該変動証拠金の算出日の後最初に到来する J S C C 営業日かつ外貨本国営業日である日）のクリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙間で合意する方法により甲に交付する。この場合において、乙が当該変動証拠金に相当する金銭をクリアリング機構への交付時限までに甲に交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意したときは、当該変動証拠金算出日から起算して翌々 J S C C 営業日（外貨建清算約定に係る変動証拠金にあつては、当該クリアリング機構への預託時限である日の後最初に到来する J S C C 営業日かつ外貨本国営業日である日）の同一の時限までに、甲に対して交付するものとする。

2 甲は、クリアリング機構から委託清算約定に係る変動証拠金を受領した場合には、当該変動証拠金に相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

（損益差金の授受）

第21条の2 乙は、甲が清算約定（決済型）の委託清算約定に係る損益差金をクリアリング機構に交付すべき場合には、当該損益差金に相当する金銭を、当該損益差金の算出日の翌 J S C

C営業日（外貨建清算約定に係る損益差金にあつては、当該損益差金の算出日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）のクリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙間で合意する方法により甲に交付する。この場合において、乙が当該損益差金に相当する金銭をクリアリング機構への交付時限までに甲に交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意したときは、当該損益差金算出日から起算して翌々J S C C営業日（外貨建清算約定に係る損益差金にあつては、当該クリアリング機構への預託時限である日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）の同一の時限までに、甲に対して交付するものとする。

- 2 甲は、クリアリング機構から清算約定（決済型）の委託清算約定に係る損益差金を受領した場合には、当該損益差金に相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

（変動証拠金に係る利息の授受）

第22条 甲及び乙は、本契約及び業務方法書等の定めるところにより、次の各号に掲げる通貨の清算約定（担保型）の委託清算約定に応じて、当該各号に掲げるJ S C C営業日ごとに、清算約定（担保型）の委託清算約定の通貨の変動証拠金に係る利息に相当する金銭を授受するものとする。

- (1) 円貨建委託清算約定 J S C C営業日
- (2) 外貨建委託清算約定 J S C C営業日かつ外貨本国営業日である日

- 2 清算約定（担保型）の委託清算約定の変動証拠金に係る利息の額は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構が算出するものとし、甲は当該額を乙に対して通知するものとする。
- 3 乙は、甲が変動証拠金に係る利息をクリアリング機構に交付すべき場合には、当該利息に相当する金銭を、当該変動証拠金に係る利息の算出日の翌J S C C営業日（外貨建清算約定の変動証拠金に係る利息にあつては、当該変動証拠金に係る利息の算出日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）のクリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙間で合意する方法により甲に交付する。この場合において、乙が当該変動証拠金に係る利息に相当する金銭をクリアリング機構への交付時限までに甲に交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意したときは、当該変動証拠金に係る利息の算出日から起算して翌々J S C C営業日（外貨建清算約定の変動証拠金に係る利息にあつては、当該クリアリング機構への預託時限である日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）の同一の時限までに、甲に対して交付するものとする。
- 4 甲は、クリアリング機構から変動証拠金に係る利息を受領した場合には、当該利息に相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

(損益差金に係る調整金の授受)

第22条の2 甲及び乙は、本契約及び業務方法書等の定めるところにより、次の各号に掲げる通貨の清算約定（決済型）の委託清算約定に応じて、当該各号に掲げるJ S C C営業日ごとに、清算約定（決済型）の委託清算約定の通貨の損益差金に係る調整金に相当する金銭を授受するものとする。

- (1) 円貨建委託清算約定 J S C C営業日
- (2) 外貨建委託清算約定 J S C C営業日かつ外貨本国営業日である日

- 2 清算約定（決済型）の委託清算約定の損益差金に係る調整金の額は、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構が算出するものとし、甲は当該額を乙に対して通知するものとする。
- 3 乙は、甲が損益差金に係る調整金をクリアリング機構に交付すべき場合には、当該損益差金に係る調整金に相当する金銭を、当該損益差金に係る調整金の算出日の翌J S C C営業日（外貨建清算約定の損益差金に係る調整金にあつては、当該損益差金に係る調整金の算出日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）のクリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙間で合意する方法により甲に交付する。この場合において、乙が当該損益差金に係る調整金に相当する金銭をクリアリング機構への交付時限までに甲に交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意したときは、当該損益差金に係る調整金の算出日から起算して翌々J S C C営業日（外貨建清算約定の損益差金に係る調整金にあつては、当該クリアリング機構への預託時限である日の後最初に到来するJ S C C営業日かつ外貨本国営業日である日）の同一の時限までに、甲に対して交付するものとする。
- 4 甲は、クリアリング機構から損益差金に係る調整金を受領した場合には、当該調整金に相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

(変動証拠金の返還請求権)

第23条 甲及び乙は、本契約及び業務方法書等の定めるところにより授受及び返還を行う場合を除くほか、相手方に対し、本清算委託取引（担保型）に係る変動証拠金の返還を請求することができない。

(クロスマージン更新差金に相当する金銭)

第23条の2 第28条の9の規定により甲乙間で法律関係が成立した場合には、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係るクロスマージン更新差金の授受について甲がクリアリング機構に対して支払い方となるときは、乙は当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を甲に交付し、甲がクリアリング

機構に対して受領方となる時は、甲は当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を乙に交付するものとする。

(クロスマージン更新差金に相当する金銭の授受)

第23条の3 乙は、甲がクロスマージン更新差金をクリアリング機構に交付すべき場合には、当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を、当該クロスマージン更新差金が生じた日の翌J S C C営業日（乙が交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意した場合は、当該クロスマージン更新差金の発生日から起算して翌々J S C C営業日）のクリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙間で合意する方法により甲に交付する。

2 甲は、クリアリング機構からクロスマージン更新差金を受領した場合には、当該クロスマージン更新差金に相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

第3節 その他

(証拠金の預託の性質)

第24条 証拠金の預託は、業務方法書に別段の定めがある場合を除き、証拠金が金銭である場合には担保目的の消費寄託とし、証拠金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。

(民法及び商法との優先関係)

第25条 甲及び乙は、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定にかかわらず、本契約及び業務方法書等で定める場合に限り、証拠金の返還その他の請求をすることができる。

(期限の利益喪失事由が発生している場合等の証拠金の返還請求権の取扱い)

第26条 乙は、次に掲げる場合には、すべての本清算委託取引及び本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び甲に対し、本契約に基づいて預託又は交付した証拠金（以下単に「証拠金」という。）の返還請求権を行使することができない。

(1) 乙について期限の利益喪失事由が発生し、継続している場合

(2) 第30条の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合

2 乙は、次に掲げる場合には、すべての本清算委託取引及び本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び甲に対し、本契約に基づいて預託又は交付した証拠金（以下

単に「証拠金」という。)の返還請求権を行使することができない。

- 3 甲は、クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合には、すべての委託清算約定並びに本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、クリアリング機構及び乙に対し、証拠金の返還請求権を行使することができない。

(円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭の決済の方法)

- 第26条の2 甲及び乙は、円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭の総受取額と総支払額を差引計算して授受することができる。

(当初証拠金及び変動証拠金等の差引計算)

- 第26条の3 前条の規定により差引計算した結果、乙が甲に対し円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭を支払うこととなる場合には、当該金銭の支払い及び第11条に規定する当初証拠金の預託については、次に掲げる計算式の順序に従って差引計算するものとし、それぞれ算出された額が負の数になる場合には、乙は甲に対し当該額を預託するものとする。ただし、第1号に係る預託については、金銭により預託しなければならない。

(1) (当初証拠金等預託額のうち金銭による預託額) - (乙が甲に支払うこととなる円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭の額)

(2) (当初証拠金等預託額 - 充当金銭預託額 (前号による差引計算の結果、乙が甲に支払うこととなる円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭に充当された当初証拠金等預託額のうち金銭による預託額をいう。)) - (当初証拠金預託必要額)

- 2 前条の規定により差引計算した結果、乙が甲から円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭を受領することとなる場合には、当該金銭の支払い及び第11条に規定する当初証拠金の預託については、次に掲げる計算式に従って差引計算するものとし、算出された額が負の数になる場合には、乙は甲に対し当該額を預託するものとする。

(当初証拠金等預託額 + 乙が甲から受領することとなる円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭の額) - (当初証拠金預託必要額)

(返戻の申請及び当初証拠金のみなし預託)

- 第26条の4 第26条の2の差引計算の結果、乙が円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭を受領することとなる場合には、甲に対し、受領する金銭の額を明らかにしたうえで申請を行うことにより、当該金銭を受領するものとする。

- 2 前項の申請がなされていない場合、乙が受領することとなる円貨建委託清算約定に係る変動証拠金等に相当する金銭は、当初証拠金として預託されたものとみなす。

(外貨建委託清算約定に係る変動証拠金及び決済金額の決済方法)

第26条の5 甲及び乙は、外貨建委託清算約定の通貨ごとに、外貨建委託清算約定に係る変動証拠金に相当する金銭の総受取額と総支払額を差引計算して授受することができる。

2 甲及び乙は、外貨建委託清算約定の通貨ごとに、外貨建委託清算約定に係る決済金額に相当する金銭の総受取額と総支払額を差引計算して授受することができる。

第4章 委託清算約定の取引毎コンプレッション等

(委託清算約定に関する取引毎コンプレッションの申込み)

第26条の6 乙は、委託清算約定に関する取引毎コンプレッションの申込みの指図又は取引毎コンプレッションの申込みの撤回の指図を行おうとする場合には、甲乙間で合意する日時までに、甲乙間で合意する方法により、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受領した場合には、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構に対して当該通知に係る取引毎コンプレッションの申込み又は取引毎コンプレッションの申込みの撤回を行うものとする。

(委託清算約定に関するクーポン・ブレンディングの申込み)

第26条の7 乙は、委託清算約定に関するクーポン・ブレンディングの申込みの指図又はクーポン・ブレンディングの申込みの撤回の指図を行おうとする場合には、甲乙間で合意する日時までに、甲乙間で合意する方法により、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受領した場合には、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構に対して当該通知に係るクーポン・ブレンディングの申込み又はクーポン・ブレンディングの申込みの撤回を行うものとする。

(委託清算約定に関するJ S C C提案型コンプレッションの申込み)

第26条の8 乙は、委託清算約定に関するJ S C C提案型コンプレッションの利用に係る意思表示の指図、J S C C提案型コンプレッションを行う委託清算約定の申込みの指図、当該申込みの撤回の指図又はJ S C C提案型コンプレッションに係る承諾の指図を行おうとする場合には、甲乙間で合意する日時までに、甲乙間で合意する方法により、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受領した場合には、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構に対して当該通知に係るJ S C C提案型コンプレッションの利用に係る意思表示、J S C C提案型コンプレッションを行う委託清算約定の申込み、当該申込みの撤回又はJ S C C提案型コンプレッションに係る承諾を行うものとする。

(委託清算約定に関する一括コンプレッションの申込み)

第27条 乙は、甲に対して一括コンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、業

務方法書等の定めるところにより、その旨をクリアリング機構に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構に到達した場合には、業務方法書等の定めるところにより、乙が甲に対し一括コンプレッションの申込みの指図を行い、甲がこれを承諾し申込みを行ったものとみなされることについて本契約をもってあらかじめ同意する。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合、前項の規定中「申込みの指図を行い、甲がこれを承諾し申込みを行ったもの」とあるのは、「申込みの指図を行ったもの」と読み替えられるものとする。
- 4 前項の規定による読替え後の第2項の規定により甲に対して一括コンプレッションの申込みの指図が行われたものとみなされ、業務方法書等の規定に従いクリアリング機構が甲に対して当該申込みの指図に係る通知を行った場合には、甲は、当該通知に係る一括コンプレッションの申込みの指図に対する諾否について、クリアリング機構に対して通知するものとする。

(委託清算約定に関する参加者提案型コンプレッションの申込み)

第27条の2 乙は、甲に対して参加者提案型コンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、業務方法書等の定めるところにより、その旨をクリアリング機構に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構に到達した場合には、業務方法書等の定めるところにより、乙が甲に対し参加者提案型コンプレッションの申込みの指図を行い、甲がこれを承諾し申込みを行ったものとみなされることについて本契約をもってあらかじめ同意する。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合、前項の規定中「申込みの指図を行い、甲がこれを承諾し申込みを行ったもの」とあるのは、「申込みの指図を行ったもの」と読み替えられるものとする。
- 4 前項の規定による読替え後の第2項の規定により甲に対して参加者提案型コンプレッションの申込みの指図が行われたものとみなされ、業務方法書等の規定に従いクリアリング機構が甲に対して当該申込みの指図に係る通知を行った場合には、甲は、当該通知に係る参加者提案型コンプレッションの申込みの指図に対する諾否について、クリアリング機構に対して通知するものとする。

(取引毎コンプレッション等による本清算委託取引の終了)

第28条 取引毎コンプレッション、クーポン・ブレンディング、一括コンプレッション、参加者提案型コンプレッション又はJ S C C提案型コンプレッションにより委託清算約定が終了した場合には、当該委託清算約定に係る本清算委託取引も当然に終了するとともに、当該本清算委託取引に基づく債権債務（業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構が取引毎コンプレッション要件、クーポン・ブレンディング要件、一括コンプレッション成立要件、参加者提案型コンプレッション成立要件又はJ S C C提案型コンプレッション成立要件の充足を確認することができたときに既に発生している当該本清算委託取引（外貨建委託清算約定に関す

るものに限る。)に基づく預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務を除く。)は、業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅するものとする。この場合において、当該本清算委託取引に関し、甲乙間に未決済の金銭がある場合には、甲及び乙は、速やかに当該金銭の授受を行うものとする。

(取引毎コンプレッション等による本清算委託取引の成立)

第28条の2 取引毎コンプレッション、クーポン・ブレンディング、一括コンプレッション、参加者提案型コンプレッション又はJ S C C提案型コンプレッションにより甲とクリアリング機構の間に新たな清算約定(担保型)の委託清算約定が成立した場合には、甲乙間において当該清算約定(担保型)の委託清算約定に係る本清算委託取引(担保型)が同時に成立するものとする。

第4章の2 清算委託取引等の承継等

(他の清算参加者への本清算委託取引等の承継)

第28条の3 乙は、業務方法書等の定めに従い、承継清算参加者を經由してクリアリング機構に承継の申込みを行い、当該承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、乙が承継清算参加者への承継を希望する委託清算約定(以下「対象委託清算約定」という。)に係る次に掲げる権利義務を一括して承継清算参加者に承継させることができる。

- (1) 甲及びクリアリング機構の間を対象委託清算約定に係る権利義務(第6項の規定により対象委託清算約定が終了する直前のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
 - (2) 甲及び乙の間の本清算委託取引に係る権利義務(第6項の規定により対象委託清算約定に係る本清算委託取引が終了する直前のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
- 2 乙は、同一の委託取引口座における委託清算約定の全部について承継する場合に限り、第17条の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金の全部又は一部を、承継清算参加者に担保移管することができる。
 - 3 甲及び乙は、第1項の規定により、承継が成立した場合には、当該承継の時点で、前項の規定により担保移管の申込みがあった当初証拠金は、承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託された当初証拠金とみなされることについて、本契約をもってあらかじめ同意する。
 - 4 乙は、第1項の規定によりクリアリング機構に対して承継の申込み(第2項の規定により担保移管する場合は、当該担保移管に係る申込みを含む。以下、本条において同じ。)をする場合には、あらかじめ、承継清算参加者に対して当該承継の申込みをし、その承諾を得るとともに、甲に対して当該承継の申込みを行う旨を通知するものとする。この場合において、業務方法書

等の定めるところにより当該承継に伴い授受することとなる委託清算約定に係る債務負担時所要証拠金その他委託清算約定に関して甲乙間で授受すべき金額（前項の規定により承継先清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託されたものとみなされる当初証拠金を除く。）について、クリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する日時までに、甲乙間で合意する方法により、甲に対して交付するものとする。

- 5 第1項の規定により行われた承継の申込みについて、クリアリング機構が承諾した場合には、当該承諾の時点をもって第1項に掲げる権利義務がクリアリング機構、承継清算参加者及び乙の間でそれぞれ発生するものとする。この場合において、承継清算参加者及びクリアリング機構の間の権利義務は、清算約定（担保型）の委託清算約定として、承継清算参加者及び乙の間の権利義務は、清算委託取引（担保型）として取扱いを行うものとする。
- 6 業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構、承継清算参加者及び乙の間で承継が成立した場合には、当該成立と同時にクリアリング機構と甲の間の対象委託清算約定及び甲乙間の対象委託清算約定に係る本清算委託取引は、当然に終了するとともに、当該対象委託清算約定及び当該対象清算約定に係る本清算委託取引に基づく債権債務（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するとき既に発生している当該本清算委託取引（外貨建委託清算約定に関するものに限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。）は、業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅する。

（他の清算参加者からの清算委託取引等の承継）

- 第28条の4 乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づき乙の計算において成立している他の清算参加者（乙との間で清算受託契約を締結している清算参加者に限る。以下本条において「承継元清算参加者」という。）の清算約定（委託分）その他業務方法書等に定める権利義務（以下「承継対象清算約定等」という。）について、業務方法書等の定めるところにより、乙が甲に対して当該承継対象清算約定等の承継の申込みをし、甲がこれを承諾しクリアリング機構に対して承継の申込みを行った場合には、甲は、業務方法書等の定めるところにより、当該承継対象清算約定等を承継する。
- 2 乙は、自らの計算により成立している他の清算参加者の清算約定（委託分）の全部について承継する場合に限り、乙と承継元清算参加者の間の清算受託契約の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金の全部又は一部について、甲に担保移管することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により承継元清算参加者の承継対象清算約定等を承継（前項の規定により担保移管する場合は、当該担保移管を含む。以下本条において同じ。）する旨を承諾する場合には、承継を希望するJ S C C営業日の午後3時までに、クリアリング機構に対して、当該承継の申込みを行わなければならない。
 - 4 第1項の規定により甲が承継元清算参加者の承継対象清算約定等を承継した場合、承継した承継元清算参加者の承継対象清算約定等を本契約における清算約定（担保型）の委託清算約定

及び本清算委託取引（担保型）とみなして、本契約の規定を適用する。

- 5 甲及び乙は、第1項の規定により甲が承継元清算参加者の承継対象清算約定等を承継した場合には、当該承継の時点で、第2項の規定により担保移管の申込みがあった当初証拠金が甲を代理人としてクリアリング機構に預託された当初証拠金とみなされることについて、本契約をもってあらかじめ同意する。

（甲、甲以外の清算参加者又は他の清算委託者への本清算委託取引の移管）

第28条の5 乙は、業務方法書等の定めに従い、本清算委託取引を甲、甲以外の清算参加者又は他の清算委託者（以下本条において「移管先清算委託者」という。）に移管（本清算委託取引及び当該本清算委託取引に基づく債権債務（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該本清算委託取引（外貨建委託清算約定に関するものに限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。以下本項において同じ。）を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させること、又は本清算委託取引及び当該本清算委託取引に基づく債権債務を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算委託者及び移管先清算委託者の受託清算参加者の間に当該本清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させることをいう。以下本条において同じ。）することができる。

- 2 乙は、本清算委託取引の全部について移管する場合に限り、第17条の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金の全部または一部を、甲以外の清算参加者又は移管先清算委託者に担保移管することができる。
- 3 乙は、本清算委託取引を移管しようとする場合には、あらかじめ甲（甲以外の清算参加者に対して移管する場合には当該清算参加者を、移管先清算委託者に移管する場合には当該移管先清算委託者及びその受託清算参加者を含む。以下本項において同じ。）との間で、当該移管に伴う甲及び乙の間の債権債務の清算その他必要事項に関し、合意しておかなければならない。

（他の清算委託者からの清算委託取引の移管）

第28条の6 乙は、業務方法書等の定めに従い、他の清算委託者（以下本条において「移管元清算委託者」という。）から移管元清算委託者とその受託清算参加者との間の法律関係（清算委託取引と同様の法律関係に限る。以下「移管対象清算委託取引」という。）の移管（移管対象清算委託取引（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該移管元清算委託者の計算により成立している当該移管元清算委託者の受託清算参加者を当事者とする清算約定（委託分）（外貨建清算約定に限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。）を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させると同時に、乙及び甲の間に当該法律関係と同一内容の清算委託取引（担保型）としての新たな法律

関係を成立させることをいう。以下本条において同じ。)を受けすることができる。

- 2 乙は、移管元清算委託者から移管対象清算委託取引の移管を受けようとする場合には、あらかじめ甲及び移管元清算委託者（甲以外の清算参加者を受託清算参加者とする移管元清算委託者から移管を受ける場合には当該清算参加者を含む。以下本項において同じ。）との間で、当該移管に伴う乙、甲及び移管元清算委託者の間の債権債務の清算その他必要事項に関し、合意しておかなければならない。

(甲からの清算約定の移管)

第28条の6の2 甲は、業務方法書等の定めに従い、甲とクリアリング機構との間の清算約定（甲の計算により成立している清算約定に限る。）を乙に移管（甲の計算により成立している清算約定（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該清算約定（外貨建清算約定に関するものに限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。）と同一の経済効果を有する清算委託取引（担保型）としての新たな法律関係を甲及び乙の間に成立させ、当該清算約定を乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立した甲とクリアリング機構との間の清算約定（担保型）の委託清算約定とみなすことをいう。以下本条において同じ。）することができる。

- 2 甲は、自らの計算により成立している清算約定（自己分）の全部について移管する場合に限り、第17条の規定により甲が返還請求権を有する当初証拠金の全部又は一部について、乙に担保移管することができる。
- 3 甲は、乙に清算約定の移管を行おうとする場合には、あらかじめ乙との間で、当該移管に伴う乙及び甲の間の債権債務の清算その他必要事項に関し、合意しておかなければならない。

(他の清算参加者からの清算約定の移管)

第28条の6の3 乙は、業務方法書の定めに従い、甲以外の清算参加者（以下本条において「移管元清算参加者」という。）から移管元清算参加者とクリアリング機構との間の清算約定（移管元清算参加者の計算により成立している清算約定に限る。）の移管（移管元清算参加者の計算により成立している清算約定（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該清算約定（外貨建清算約定に関するものに限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。）と同一の経済効果を有する新たな法律関係を甲及び乙の間に成立させ、当該清算約定を乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立した甲とクリアリング機構の間の委託清算約定とみなすことをいう。以下本条において同じ。）を受けすることができる。

- 2 乙は、移管元清算参加者が返還請求権を有する当初証拠金の全部又は一部に係る乙への担保移管を受けすることができる。

- 3 乙は、移管元清算参加者から清算約定の移管を受けようとする場合には、あらかじめ甲及び移管元清算参加者との間で、当該移管に伴う乙、甲及び移管元清算参加者間の債権債務の清算その他必要な事項に関し、合意しておかなければならない。

第4章の3 クロスマージン制度

(クロスマージン制度の利用)

第28条の7 乙がクロスマージン制度を利用しようとする場合には、次に掲げる者（第2号に掲げる者については、該当する場合に限る。）に関する事項を甲に明らかにしたうえで、甲の承諾を得るものとする。

- (1) クロスマージン申請者
 - (2) 乙が国債証券先物取引又は金利先物取引を委託する国債先物等非清算参加者
- 2 甲は、前項の承諾を行った場合は、業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構に対して届け出るものとする。
- 3 乙は、第1項各号に掲げる者について変更しようとする場合には、あらかじめ甲に対してその旨を通知するものとする。この場合において、甲は、業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構に対して届け出るものとする。
- 4 乙は、クロスマージン制度の利用を取りやめようとする場合には、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。この場合において、甲は、業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構に対してその旨を届け出るものとする。

(クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の建玉の清算取次口座への記録及び抹消)

第28条の8 甲は、乙がクロスマージン利用者である場合において、クリアリング機構が業務方法書等の定めるところにより、乙の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引について、乙のために設定された甲の委託取引口座に当該国債証券先物取引及び当該金利先物取引の建玉を記録し又は当該口座から抹消したときに、本清算取次口座に当該国債証券先物取引及び当該金利先物取引の建玉を記録し又は当該口座から抹消するものとする。

(クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る法律関係の成立)

第28条の9 業務方法書等の定めるところにより、クロスマージン申請者とクリアリング機構との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務又はクロスマージン対象金利先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務が甲とクリアリング機構との間で成立した場合で、当該クロスマージン対象国債先物清算約定又は当該クロスマージン対象金利先物清算約定が本清算取次口座に記録されているものであるときは、当該債権債務

の成立と同時に、甲乙間で、当該債権債務が本契約に基づく個別の有価証券等清算取次ぎの委託により成立したものと仮定したときに当該委託により成立することとなる本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立するものとする。

- 2 クリアリング機構が第28条の10第1項に規定する転売又は買戻しを行った場合は、前項の規定により成立した法律関係は、当該転売又は買戻しが実施された時点において将来に向かって消滅する。

(クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の処分)

第28条の10 前条に規定する甲乙間の法律関係が成立した場合には、クリアリング機構は、業務方法書等の定めるところにより、本清算取次口座に建玉が記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の転売又は買戻しその他必要と認める整理を任意の国債先物等清算参加者をして行わせることができる。

- 2 クロスマージン処分取引が、本清算取次口座に建玉が記録されているクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定を対象として行われた場合であって、本清算委託取引が終了していないときは、業務方法書第93条の2第4項の規定により成立した金利スワップ取引は乙の甲に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した委託清算約定と、当該金利スワップ取引に係る甲と乙の間の法律関係は本項の規定により委託清算約定とみなされる当該金利スワップ取引に係る本清算委託取引と、それぞれみなして本契約の規定を適用する。

(アップフロントフィーに相当する金銭の授受)

第28条の11 前条第2項に規定する金利スワップ取引が成立した場合において、甲が当該金利スワップ取引についてクリアリング機構にアップフロントフィーを交付すべきときには、乙は、当該アップフロントフィーに相当する金銭を、当該金利スワップ取引の成立日の翌J S C C営業日のクリアリング機構への交付時限までの甲乙間で合意する時限までに、甲乙が合意する方法により甲に交付する。この場合において、乙が当該決済金額に相当する金銭をクリアリング機構への交付時限までに甲に交付するための業務執行手順を構築することについて実務上困難であると甲乙間であらかじめ合意したときは、当該クリアリング機構への交付時限の属する日の翌J S C C営業日の同一の時限までに、甲に対して交付するものとする。

- 2 前条第2項に規定する金利スワップ取引が成立した場合において、甲が当該金利スワップ取引についてクリアリング機構からアップフロントフィーを受領した場合には、甲は、当該アップフロントフィーに相当する金銭を、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により乙に交付する。

第5章 当事者破綻時の取扱い

第1節 乙の破綻等

(期限の利益喪失事由)

第29条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、乙についての期限の利益喪失事由を構成するものとする。

(1) 支払債務又は引渡債務の不履行

乙が履行期日までに本契約に基づく支払債務又は引渡債務を履行しない場合において、甲による不履行の通知が乙に対して行われた後1現地営業日(通知の宛先として指定される場所において商業銀行が一般業務(外国為替及び外貨預金の取扱を含む。)を行う日をいう。)以内に当該不履行が解消されない場合

(2) 約束違反及び約束の履行の拒絶

乙が本契約に基づいて履行すべき義務(前号の支払債務又は引渡債務を除く。)を履行しない場合において、甲による不履行の通知が乙に対して行われた後30日以内に当該不履行が解消されない場合

(3) 倒産等

a 乙が解散した場合(合併に伴うものを除く。)

b 乙が債務超過(乙が日本法に基づき設立又は組成された者である場合には、破産法(平成16年法律第75号)に規定する債務超過をいう。)となった場合、支払不能(乙が日本法に基づき設立又は組成された者である場合には、破産法に規定する支払不能をいう。)となった場合、期限の到来した債務(第1号の支払債務若しくは引渡債務を除く。)の支払いを停止した場合(乙が日本法に基づき設立又は組成された者である場合には、破産法において支払の停止に該当する場合をいう。)又は一般的に支払う能力がないことを書面で認めた場合

c 乙が債権者との間で、又は債権者の利益のために、包括的な譲渡、債務整理又は和解を行った場合

d 乙について、破産若しくは支払不能に関する法律若しくは債権者の権利に影響を与えるその他の同様の法律に基づき、支払不能若しくは破産の決定その他の救済を求める手続の開始に係る申立てがなされた場合(乙について、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算又は外国倒産処理手続(外国の法令上これらに相当する手続を含む。)の開始又は承認の申立てがなされた場合を含む。)又は解散若しくは清算の申立てがなされた場合

e 乙において解散、公的管理又は清算の決議が行われた場合

f 乙が、自ら若しくはその資産の主要な部分について、管財人、保全管理人その他これに類する者(以下「管財人等」という。)の選任を申し立てた場合又は乙若しくはその資産の主要な部分について管財人等が選任された場合

g 乙の担保権者が、乙の資産の主要な部分を占有し、又は乙の資産の主要な部分に対して強制執行、差押え、強制管理若しくはその他の法的手続の申立てをした場合であって、か

かる占有又は申立てがあった日から15日以内に、担保権者が占有を解除し、又は申立てが却下され、若しくは取り下げられなかったとき

h 乙について、上記aからgまでの事由と同様の効果を有する事由が発生した場合

i 乙が、上記aからhまでのいずれかを助成する行為をし、又は同意、承認若しくは黙認した場合

(4) 先物・オプション取引口座設定約諾書等における期限の利益の喪失

本清算取次口座にクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定が記録されている場合に、乙が、国債証券先物取引又は金利先物取引の委託に関して指定市場開設者が定める先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより、又は有価証券等清算取次ぎの委託に関して証券取引等業務方法書第39条の規定に従い締結された国債先物等清算受託契約書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失した場合

2 前項各号に掲げる期限の利益喪失事由に関し、甲乙間において前項各号に掲げる事由の一部を適用しないものとし、又は当該事由以外の他の事由を期限の利益喪失事由として追加する旨の別段の合意がある場合には、当該合意に従う。この場合、当該合意により期限の利益喪失事由とされた事由を本契約における期限の利益喪失事由とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第3号dに掲げる事由については、甲乙間で合意する場合、次に掲げる事由に代えることができる。

「ア 乙が、破産若しくは支払不能に関する法律若しくは債権者の権利に影響を与えるその他の同様の法律に基づき、支払不能若しくは破産の決定その他の救済を求める手続（以下「法的倒産手続」という。）の開始に係る申立てを行った場合若しくは乙が設立若しくは組織された地域若しくはその本社若しくは本店の管轄地に所在し、乙に対する倒産、会社更生若しくは規制に関して主たる管轄権を有する規制当局者、監督者若しくは同様の公務員（以下「規制当局者等」という。）によって、法的倒産手続の開始に係る申立てがなされた場合又は乙自ら若しくは規制当局者等によって、解散若しくは清算の申立てがなされた場合

イ 乙について、乙及び規制当局者等以外の者により、法的倒産手続の開始に係る申立てがなされた場合又は解散若しくは清算の申立てがなされた場合であって、かつ支払不能若しくは破産決定、救済命令若しくは解散若しくは清算命令に至ったとき又は当該申立てがなされてから15日以内に却下、取消、執行停止若しくは差止がなされなかったとき」

(期限の利益喪失事由が発生した場合における本清算委託取引の終了)

第30条 甲は、乙について期限の利益喪失事由が発生し、継続している場合には、本清算委託取引の期限前終了日（本条の定めるところによりすべての本清算委託取引が委託清算約定の終了日の到来によらずに終了する日をいう。以下同じ。）を指定することができる。期限前終了日の指定は、該当する期限の利益喪失事由を記載した20日以内の事前通知を乙に送付することにより、その効力を生じるものとする。ただし、甲乙間において、期限の利益喪失事由の全部

又は一部について、あらかじめ一定の日を期限前終了日として指定する旨の別段の合意がある場合には、当該合意に従う。

- 2 期限前終了日時点におけるすべての本清算委託取引は、甲又は乙から別段の意思表示を要することなく、期限前終了日において当然に終了する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙について前条第1項第3号d又は同項第4号に掲げる期限の利益喪失事由が発生した場合、すべての本清算委託取引は、甲又は乙から別段の意思表示を要することなく、当該期限の利益喪失事由が発生する直前において当然に終了するものとし、その終了の日を期限前終了日とする。
- 4 甲又は乙は、前2項の規定により本清算委託取引が終了する場合には、あらかじめ、又はその終了後遅滞なく、クリアリング機構に対し届出を行うものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合、当該各本清算委託取引に係る委託清算約定は、甲の自己の計算による清算約定（担保型）としてクリアリング機構との間で存続するものとする。
- 6 甲は、期限前終了日以降、前項の規定により自己の計算として存続する清算約定から甲に生じ得る損失の全部又は一部を回避することを目的とする取引（以下「リスク軽減取引」という。）を行うことができる。この場合において、リスク軽減取引は、クリアリング機構の他の清算参加者又は当該他の清算参加者の清算委託者を相手方として、当該清算約定の全部又は一部から甲に生じ得る損失を対象に行われる金利スワップ取引（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第9条各号の要件を満たすものに限る。）とする。
- 7 第2項又は第3項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合、甲及び乙は、当該各本清算委託取引に関して期限前終了金額を授受するものとする。この場合において、当該期限前終了金額は、次の各号に掲げる額の第1号から第3号まで金額の合計額から第4号の金額を控除した金額とし、当該金額が正数の場合には甲から乙に期限前終了金額を支払い、当該金額が負数の場合には乙から甲に期限前終了金額を支払うものとする。
 - (1) 次のa及びbに定めるアップフロントフィーに係る金額の合計額（日本円以外の通貨により授受されるアップフロントフィーにあつては、リスク軽減取引又は第28条の10第2項に規定する金利スワップ取引が行われた日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額の合計額。以下本号において同じ。）
 - a 甲が行ったリスク軽減取引に関して甲が受領したアップフロントフィーの合計額から、当該リスク軽減取引に関して甲が支払ったアップフロントフィーの合計額を控除した額
 - b 第28条の10第2項に規定する金利スワップ取引に関して甲が受領したアップフロントフィーの合計額から甲が支払ったアップフロントフィーの合計額を控除した額
 - (2) 次のa及びbに掲げる取引について、当該a及びbに定める日において算出した正味現在価値の合計額（日本円以外の通貨により算出される正味現在価値にあつては、当該a及びbに定める日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額の合計額）
 - a リスク軽減取引及び委託清算約定のうちリスク軽減取引の対象となった取引

当該リスク軽減取引が行われた日

- b 委託清算約定のうち、前 a に掲げる取引以外の取引

次項に規定する通知を行った日の前 J S C C 営業日

- (3) 次の a から c に掲げる取引について、当該 a から c に定める金額の合計額

- a 甲乙間に成立していた本清算委託取引

当該本清算委託取引について、期限前終了日までに甲が乙に対して支払うべき固定金額、変動金額及びその他支払金額の合計額（日本円以外の通貨により授受されるべき固定金額、変動金額及びその他支払金額にあっては、期限前終了日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額の合計額。以下本号において同じ。）のうち未払いの額から、期限前終了日までに乙が甲に対して支払うべき固定金額、変動金額及びその他支払金額の合計額のうち未払いの額を控除した額

- b 委託清算約定のうち、リスク軽減取引の対象となった取引

当該委託清算約定について、期限前終了日から当該リスク軽減取引を行った日までに、甲が受領すべき固定金額、変動金額及びその他支払金額の合計額から甲が支払うべき固定金額、変動金額及びその他支払金額の合計額を控除した額

- c 委託清算約定のうち、前 b に掲げる取引以外の取引

当該委託清算約定について、期限前終了日から次項に規定する通知を行った日までに、甲が受領すべき固定金額、変動金額及びその他支払金額の合計額から甲が支払うべき固定金額、変動金額及びその他支払金額の合計額を控除した額

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委託清算約定の処理に関し、甲が損失を被り、又は費用若しくは債務を負担した場合には、当該損失又は費用若しくは債務に相当する金額（日本円以外の通貨により授受されるべき金額にあっては、期限前終了日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額）

- 8 甲は、期限前終了日以降可能な限り速やかに、第 6 項に規定するリスク軽減取引の執行及び前項に規定する期限前終了金額の算出を行うものとし、当該期限前終了金額を算出した場合には、当該期限前終了金額の明細（リスク軽減取引の詳細及び当該リスク軽減取引から生じた損益の内容、前項の規定に従い算出した期限前終了金額の算出に利用した情報の内容を含む。）について、乙に対して通知するものとする。

- 9 甲及び乙が前条第 3 項の規定により同条第 1 項第 3 号 d に掲げる事由を変更する旨の合意をした場合、第 3 項の規定は次のとおり読み替えられるものとする。

「前 2 項の規定にかかわらず、甲は、乙について前条第 1 項第 3 号 d 又は同項第 4 号に掲げる期限の利益喪失事由が発生し、継続している場合には、当該事由の発生日から 20 日間（以下本項において「期限前終了日指定期間」という。）に限り、本清算委託取引の期限前終了日を指定することができる。この場合の期限前終了日の指定方法及びその効力は前 2 項の規定に従う。甲が期限前終了日指定期間内に期限前終了日の指定を行わなかった場合、すべての本清算委託取引は、甲又は乙から別段の意思表示を要することなく、当該期限前終了日指定期間の満了時

において当然に終了する。」

(本清算委託取引終了時における委託当初証拠金等の返還)

- 第31条 前条第2項又は第3項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合、甲は、乙から預託を受けた委託当初証拠金を直ちに乙に返還するものとする。ただし、次条の規定により当該委託当初証拠金に係る債権債務が清算される場合を除き、乙は、第26条第1項の規定に基づき、すべての本清算委託取引、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、甲に対し、当該委託当初証拠金の返還を請求することができない。
- 2 前項の場合において、委託当初証拠金のうち代用有価証券については、甲は、甲乙間に別段の合意がある場合を除き、当該代用有価証券の返還に代えて、期限前終了日における当該代用有価証券の代用価格の計算における時価に相当する金銭を返還するものとする。
- 3 前条第2項又は第3項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合、甲及び乙は、本契約に基づき相手方から預託を受けた変動証拠金を直ちに相手方に返還するものとする。ただし、次条の規定により当該変動証拠金に係る債権債務が清算される場合を除き、乙は、第26条第1項の規定に基づき、すべての本清算委託取引の決済が完了するまでの間、甲に対し、当該変動証拠金の返還を請求することができない。

(本清算委託取引終了時における債権債務の一括清算)

- 第32条 第30条第2項又は第3項の規定によりすべての本清算委託取引が終了した場合、期限前終了日において甲乙間に存在するすべての本契約に基づく金銭債務（同条第7項の規定による本清算委託取引の終了に伴う期限前終了金額の支払債務、前条の規定による委託当初証拠金及び変動証拠金の返還債務、未払いの固定金額、変動金額及び損益差金の支払債務その他甲乙間の一切の金銭債務を含む。）は、次に定めるところにより清算されるものとする。
- (1) 第30条第2項又は第3項の規定により終了したすべての本清算委託取引について甲から乙に支払うべき期限前終了金額の総額及び甲から乙に返還すべき変動証拠金（日本円以外の通貨により授受されるべき変動証拠金にあつては、期限前終了日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。以下本号において同じ。）の総額その他期限前終了日において存在する甲の乙に対する金銭債務（前条の規定による委託当初証拠金の返還債務を除き、日本円以外の通貨により授受されるべき金銭債務にあつては、期限前終了日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。以下「期限前終了日甲負担債務」という。）と、当該本清算委託取引について乙から甲に支払うべき期限前終了金額の総額及び乙から甲に返還すべき変動証拠金の総額その他期限前終了日において存在する乙の甲に対する金銭債務（日本円以外の通貨により授受されるべき金銭債務にあつては、期限前終了日における為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。以下「期限前終了日乙負担債務」という。）とを差引計算する。

- (2) 前号の規定による差引計算の結果、期限前終了日乙負担債務がある場合には、その金額から乙が甲に預託した委託当初証拠金（委託当初証拠金が代用有価証券である場合において前条の規定により甲が代用有価証券の時価に相当する金銭を返還するものでないときは、その換価処分等の後の金銭）の額を差し引く。その結果、期限前終了日乙負担債務の額が負数となる場合には、甲は、その負数の絶対値に相当する金額を直ちに乙に返還する債務を負うものとする。
- (3) 前号の規定による差引計算の結果、なお期限前終了日乙負担債務がある場合には、その金額から乙がクリアリング機構に預託した当初証拠金（当初証拠金が代用有価証券である場合には、甲による換価処分等の後の金銭）の額を差し引く。その結果、期限前終了日乙負担債務の額が負数となる場合には、乙は、その負数の絶対値に相当する金額に限り、甲に対し、クリアリング機構から交付を受けた当初証拠金の返還請求権を行使することができる。
- (4) 前号の規定による差引計算の結果、なお期限前終了日乙負担債務がある場合には、その金額をもってすべての本清算委託取引の終了に伴う乙の甲に対する債務（以下本条において「乙最終債務」という。）とし、乙最終債務に係る債権を甲の乙に対する債権とする。
- (5) 第1号の規定による差引計算の結果、期限前終了日甲負担債務がある場合には、その絶対値の金額及び前条の規定による委託当初証拠金の返還債務の合計額をもってすべての本清算委託取引の終了に伴う甲の乙に対する債務（以下本条において「甲最終債務」という。）とし、甲最終債務に係る債権を乙の甲に対する債権とする。

第2節 甲の破綻等

（甲の破綻等による委託清算約定の終了）

第33条 クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合、委託清算約定は、クリアリング機構又は甲から別段の意思表示を要することなく、甲についてクリアリング機構が破綻等を認定した日（以下「甲破綻認定日」という。）において当然に終了する。

（未決済約定の承継）

第34条 乙は、前条の規定により委託清算約定が終了した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、承継清算参加者を經由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の承継申込書を交付し、当該承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、次に掲げる権利義務（以下総称して「未決済約定」という。）を一括して承継清算参加者に承継させることができる。

- (1) 甲及びクリアリング機構の間の委託清算約定に係る権利義務（前条の規定により委託清算約定が終了する直前のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
- (2) 甲及び乙の間の本清算委託取引に係る権利義務（前条の規定により委託清算約定が終了する直前のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務

- 2 甲及び乙は、前項の規定により承継清算参加者が未決済約定を承継した場合には、当該承継の時点で、第17条の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金が承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託された当初証拠金とみなされることについて、本契約をもってあらかじめ同意する。
- 3 乙は、第1項の規定によりクリアリング機構に対して未決済約定の承継の申込みをする場合には、あらかじめ、承継清算参加者に対して当該承継の申込みをし、その承諾を得なければならない。
- 4 承継清算参加者が未決済約定を承継した場合、甲乙の間の本清算委託取引及び当該本清算委託取引について授受された変動証拠金に係る権利義務（甲の破綻等が認定された時点で弁済期が到来している甲の債務及び業務方法書第85条の5第1項に規定する決済未了金額に係る甲の債務を除く。）及び委託当初証拠金に係る権利義務（第2項の規定により承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託されたものとみなされる部分に限る。）は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

（クロスマージン未決済約定の承継）

第34条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、甲の破綻等により第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、承継清算参加者を經由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の承継申込書を交付し、当該承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、次に掲げる権利義務（以下総称して「クロスマージン未決済約定」という。）を一括して承継清算参加者に承継させることができる。

- (1) 甲及びクリアリング機構の間委託清算約定に係る権利義務（第28条の9第1項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立する直前のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
 - (2) 甲及び乙の間の本清算委託取引に係る権利義務（第28条の9第1項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立する直前のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
- 2 甲及び乙は、前項の規定により承継清算参加者がクロスマージン未決済約定を承継した場合には、当該承継の時点で、第17条の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金が承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託された当初証拠金とみなされることについて、本契約をもってあらかじめ同意する。
 - 3 乙は、第1項の規定によりクリアリング機構に対してクロスマージン未決済約定の承継の申込みをする場合には、あらかじめ、承継清算参加者に対して当該承継の申込みをし、その承諾を得なければならない。
 - 4 承継清算参加者がクロスマージン未決済約定を承継した場合、甲乙の間の本清算委託取引並びに当該本清算委託取引について授受された変動証拠金に係る権利義務（甲の破綻等が認定さ

れた時点で弁済期が到来している甲の債務及び業務方法書第85条の5第1項に規定する決済未了金額に係る甲の債務を除く。)及び委託当初証拠金に係る権利義務(第2項の規定により承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託されたものとみなされる部分に限る。)は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

- 5 前各項までに規定する乙によるクロスマージン未決済約定の承継は、乙が国債先物等承継清算参加者との間で国債先物等承継を行うことについて合意し、国債先物等承継清算参加者を經由してクリアリング機構所定の国債先物等承継申込書をクリアリング機構に届け出ていることを条件に行うことができる。

(国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務の国債先物等承継)

第34条の3 乙は、第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、国債先物等承継清算参加者を經由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の国債先物等承継申込書を交付し、当該国債先物等承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、第1号及び第2号に掲げる権利義務(以下「国債先物清算約定等に係る権利義務」という。)並びに第3号及び第4号に掲げる権利義務(以下「金利先物清算約定等に係る権利義務」という。)につき一括して国債先物等承継清算参加者に国債先物等承継を行うことができる。

- (1) 甲及びクリアリング機構の間の第28条の9第1項に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務(同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
 - (2) 前号に掲げる債権債務について、甲及び乙の間の第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係(同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
 - (3) 甲及びクリアリング機構の間の第28条の9第1項に規定するクロスマージン対象金利先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務(同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
 - (4) 前号に掲げる債権債務について、甲及び乙の間の第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係(同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの)と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務
- 2 乙は、前項の規定によりクリアリング機構に対して国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務の国債先物等承継の申込みをする場合には、あらかじめ、

国債先物等承継清算参加者に対して当該国債先物等承継の申込みをし、その承諾（乙が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合は当該国債先物等非清算参加者の合意を含む。）を得なければならない。

- 3 国債先物等承継清算参加者に国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物等承継を行った場合、第28条の9第1項に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務並びに本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

（未決済約定の承継が行われなかった場合の本清算委託取引の一括清算等）

第35条 第33条の規定により委託清算約定が終了した場合において、第34条の規定による未決済約定の承継又は第34条の2の規定によるクロスマージン未決済約定の承継が行われなかったときは、すべての本清算委託取引は、甲又は乙から別段の意思表示を要することなく当然に終了し、甲及び乙は、当該すべての本清算委託取引に関して期限前終了金額を授受するものとする。この場合において、期限前終了金額は、次項に定めるところにより算出した破綻前損益の額に、次に定めるところにより算出した破綻後割当損益の額を合算した金額（日本円以外の通貨により変動証拠金等を授受すべき場合にあっては、金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第6条に規定する為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。以下本項において同じ。）とする。

- (1) 破綻後割当損益の額は、次のaからgに掲げる額の合計額（乙が業務方法書第94条第1項に規定する清算委託者でない場合には、bからgまでに掲げる金額の合計額）とする。
- a 甲破綻認定日から乙が第34条に規定する未決済約定の承継を行うことができないことが確定した日（以下本号において乙を含む清算委託者に係る当該日を「承継可能期間最終日」という。）の翌JSCC営業日までの各JSCC営業日において授受すべき委託清算約定に係る変動証拠金等の額の合計額
- b 乙の承継可能期間最終日の翌々JSCC営業日に授受すべき、甲を当事者とする清算約定のうち甲及び業務方法書第94条又は第94条の2に規定する清算約定の承継を行うことができないことが乙の承継可能期間最終日の前JSCC営業日までに確定した清算委託者の計算により成立していた清算約定（以下本号において「ヘッジ対象清算約定」という。）並びに委託清算約定（乙以外に乙の承継可能期間最終日と同日に承継可能期間最終日が到来する甲を受託清算参加者とする清算委託者がいる場合は、当該各清算委託者の計算により成立していた清算約定を含む。以下本号において同じ。）並びにこれらの清算約定に係る損失回避取引に係る変動証拠金等の額を、乙の承継可能期間最終日において当該ヘッジ対象清算約定及び委託清算約定についてそれぞれ算出されるリスク相当額（第1号の3に規定するリスク相当額をいう。）に応じて按分した額
- c 乙の承継可能期間最終日の翌JSCC営業日以降に、自らの計算により成立していた清

算約定が新たにヘッジ対象清算約定に含まれることとなった甲を受託清算参加者とする他の清算委託者（以下本号において「新規ヘッジ対象清算委託者」という。）がない場合において、ヘッジ対象清算約定及び委託清算約定並びにこれらの清算約定に係る損失回避取引について、乙の承継可能期間最終日の3 J S C C 営業日後の日から甲の破綻に係る破綻処理入札日（以下単に「破綻処理入札日」という。）までの各 J S C C 営業日において授受すべき変動証拠金等の額及び落札時支払金額から破綻処理入札日の前 J S C C 営業日の正味現在価値を控除した額の総額について、前 b の規定に準じて按分した額

d 乙の承継可能期間最終日の翌 J S C C 営業日以降に新規ヘッジ対象清算委託者が存在する場合において、当該新規ヘッジ対象清算委託者（新規ヘッジ対象清算委託者が複数いる場合は、当該各新規ヘッジ対象清算委託者。以下この d 及び e において同じ。）の承継可能期間最終日において、委託清算約定はヘッジ対象清算約定に含まれるものとし、当該新規ヘッジ対象清算委託者の承継可能期間最終日の翌々 J S C C 営業日に授受すべき当該ヘッジ対象清算約定及び当該新規ヘッジ対象清算委託者の計算により成立していた清算約定並びにこれらの清算約定に係る損失回避取引に係る変動証拠金等の額を、当該ヘッジ対象清算約定及び当該新規ヘッジ対象清算委託者の計算により成立していた清算約定について、当該新規ヘッジ対象清算委託者の承継可能期間最終日においてそれぞれ算出されるリスク相当額に応じて按分し、当該按分後の額を前 b の規定に準じて按分した額

e 前 d が適用される場合において、新規ヘッジ対象清算委託者の承継可能期間最終日の翌 J S C C 営業日以降に新たな新規ヘッジ対象清算委託者がいないときは、ヘッジ対象清算約定及び当該新規ヘッジ対象清算委託者の計算により成立していた清算約定並びにこれらの清算約定に係る損失回避取引について、当該新規ヘッジ対象清算委託者の承継可能期間最終日の3 J S C C 営業日後の日から破綻処理入札日までの各 J S C C 営業日において授受すべき変動証拠金等の額及び落札時支払金額から破綻処理入札日の前 J S C C 営業日の正味現在価値を控除した額の総額について、前 d の規定に準じて按分した額

f 前 d が適用される場合において、新規ヘッジ対象清算委託者の承継可能期間最終日の翌 J S C C 営業日以降に新たな新規ヘッジ対象清算委託者が存在するときは、前 d 及び e の規定に準じて算出した額の合計額。更に新たな新規ヘッジ対象清算委託者が存在する場合については、同様に算出した額の合計額を順次加える。

g 乙がクロスマージン利用者である場合において、乙のクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定を対象としてクロスマージン処分取引が行われた場合は、当該クロスマージン処分取引により成立した清算約定に係る変動証拠金等の額

(1) の 2 前号における「変動証拠金等の額」及び「正味現在価値」は、委託清算約定を含む甲を当事者とする清算約定が、甲破綻等認定日に終了していないと仮定した場合において、業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構が算出する額とし、日本円以外の通貨により授受すべき「変動証拠金等の額」又は「正味現在価値」にあつては、金利スワップ取

引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第6条に規定する為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。

- (1) の3 第1号における「リスク相当額」は、対象とする清算約定について、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い別表2第1項第1号aに規定する方法に準じてクリアリング機構が算出する額をいう。
 - (2) 甲が第1号の規定により算出された破綻後割当損益を乙に支払うべき場合には、甲は乙に対し当該金銭に係る支払債務を負うものとみなす。
 - (3) 乙が第1号の規定により算出された破綻後割当損益を甲に支払うべき場合には、乙は甲に対し当該金銭に係る支払債務を負うものとみなす。
- 2 破綻前損益の額は、各本清算委託取引に関し、甲破綻時算出日（甲破綻認定日に変動証拠金の授受が行われた場合には甲破綻認定日の前J S C C営業日を、甲破綻認定日に変動証拠金の授受が行われなかった場合には甲破綻認定日の2 J S C C営業日前の日をいう。）に算出した正味現在価値の合計額（当該本清算委託取引に係る委託清算約定が清算約定（決済型）である場合を除く。）とする。
 - 3 第1項第2号の規定により甲が破綻後割当損益を乙に支払うべき場合には、乙は、クリアリング機構に対し直接、当該破綻後割当損益の額の支払いを請求することができる。クリアリング機構から当該支払いがなされた場合には、同号に規定する甲の乙に対する破綻後割当損益に係る支払債務は消滅する。
 - 4 第1項の規定により本清算委託取引が終了した場合には、甲及び乙は、本契約に基づき相手方から預託を受けた変動証拠金を直ちに相手方に返還するものとする。ただし、第7項の規定により当該変動証拠金に係る債権債務が清算される場合を除き、甲及び乙は、第26条第2項及び第3項の規定に基づき、すべての委託清算約定、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、相手方に対し、当該変動証拠金の返還請求権を行使することができない。
 - 5 第1項の規定により本清算委託取引が終了した場合には、甲は、乙から預託を受けた委託当初証拠金を直ちに乙に返還するものとする。ただし、第7項の規定により当該委託当初証拠金に係る債権債務が清算される場合を除き、乙は、第26条第1項の規定に基づき、すべての委託清算約定、本清算取次口座に記録されたクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定の決済が完了するまでの間、甲に対し、当該委託当初証拠金の返還を請求することができない。
 - 6 前項の場合において、委託当初証拠金のうち代用有価証券については、甲は、甲乙間に別段の合意がある場合を除き、当該代用有価証券の返還に代えて、甲の破綻等に係る当初損失確定日（以下単に「当初損失確定日」という。）における当該代用有価証券の代用価格の計算における時価に相当する金銭を返還するものとする。
 - 7 第1項の規定により本清算委託取引が終了した場合には、当初損失確定日において甲乙間に存在するすべての本契約に基づく金銭債務（第1項の規定による本清算委託取引の終了に伴う

期限前終了金額の支払債務（本清算取次口座にクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定が記録されている場合にあっては、当該委託清算約定について生じる第1項の期限前終了手数料の支払債務に、第28条の9第1項の規定により成立する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係に関する甲乙間に存在する支払債務を含むものとする。）（第3項の場合においては、同項に規定する破綻後割当損益に係る支払債務を除く。以下本項において同じ。）、第4項の規定による変動証拠金の返還債務、第5項及び第6項の規定による委託当初証拠金の返還債務、未払いの固定金額及び変動金額の支払債務その他甲乙間の一切の金銭債務を含む。）は、次に定めるところにより清算されるものとする。

- (1) 第1項の規定によるすべての本清算委託取引の終了に伴い甲から乙に支払うべき期限前終了金額、甲の乙に対する変動証拠金の返還債務（日本円以外の通貨により授受すべき変動証拠金にあっては、金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第6条に規定する為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。以下本項において同じ。）その他当初損失確定日において存在する甲の乙に対する金銭債務（日本円以外の通貨により授受すべき金銭債務にあっては、金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第6条に規定する為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額とする。以下本項において同じ。前2項の規定による委託当初証拠金の返還債務を除き、以下「当初損失確定日甲負担債務」という。）と、当該本清算委託取引の終了に伴い乙から甲に支払うべき期限前終了金額、乙の甲に対する変動証拠金の返還債務その他当初損失確定日において存在する乙の甲に対する金銭債務（以下「当初損失確定日乙負担債務」という。）とを差引計算する。
- (2) 前号の規定による差引計算の結果、当初損失確定日乙負担債務がある場合には、その金額から乙が甲に預託した委託当初証拠金（委託当初証拠金が代用有価証券である場合において、前項の規定により甲が代用有価証券の時価に相当する金銭を返還するものでないときは、その換価処分等の後の金銭）の額を差し引く。その結果、当初損失確定日乙負担債務の金額が負数となる場合には、甲は、その負数の絶対値に相当する金額を直ちに乙に返還する債務として負うものとする。
- (3) 前号の規定による差引計算の結果、当初損失確定日乙負担債務がある場合には、その金額から乙がクリアリング機構に預託した当初証拠金（当初証拠金が代用有価証券である場合には、その換価処分等の後の金銭）の額を差し引く。その結果、当初損失確定日乙負担債務の金額が負数となる場合には、乙は、その負数の絶対値に相当する金額に限り、クリアリング機構に対する当初証拠金の返還請求権を行使することができる。
- (4) 前号の規定による差引計算の結果、当初損失確定日乙負担債務がある場合には、その金額をもってすべての本清算委託取引の終了に伴う乙の甲に対する債務（以下本条において「乙最終債務」という。）とし、乙最終債務に係る債権を甲の乙に対する債権とする。
- (5) 第1号の規定による差引計算の結果、当初損失確定日甲負担債務がある場合には、その金額及び前2項の規定による委託当初証拠金の返還債務の合計額をもってすべての本清算

委託取引の終了に伴う甲の乙に対する債務（以下本条において「甲最終債務」という。）とし、甲最終債務に係る債権を乙の甲に対する債権とする。

- 8 前項の規定により、甲が甲最終債務を負う場合、甲は、甲乙間で合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合には、速やかに）、甲乙間で合意する方法により甲最終債務を履行する。
- 9 第7項の規定により、乙が乙最終債務を負う場合、乙は、甲が定める時限までに、甲が定める方法により乙最終債務を履行する。

第3節 他の清算参加者の破綻等による未決済約定の承継

（他の清算参加者の破綻等による未決済約定の承継）

第36条 クリアリング機構が他の清算参加者（乙との間で清算受託契約を締結している清算参加者に限る。以下「破綻清算参加者」という。）の破綻等を認定し、破綻清算参加者が乙の計算において行っていた清算約定が終了した場合において、乙が甲に対して当該清算約定その他業務方法書等の定める権利義務（以下総称して「破綻清算参加者の未決済約定」という。）の承継の申込みをし、甲がこれを承諾した場合には、甲は、業務方法書等の定めるところにより、破綻清算参加者の未決済約定を承継する。

- 2 甲は、前項の規定により破綻清算参加者の未決済約定を承継する旨を承諾し、かつ乙から業務方法書等の定めるところにより承継申込書の交付を受けた場合には、業務方法書等の定める期間内に、クリアリング機構に対して、当該承継申込書（甲が当該承継の申込みを受けた旨及び当該承諾をした旨、乙がクリアリング機構に承継の申込みをする旨並びに甲がクリアリング機構に承継の申込みをする旨が記載されていることを要する。）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により甲が破綻清算参加者の未決済約定を承継した場合、承継した破綻清算参加者の未決済約定を本契約における清算約定（担保型）の委託清算約定及び本清算委託取引（担保型）とみなして、本契約の規定を適用する。
- 4 甲及び乙は、第1項の規定により甲が破綻清算参加者の未決済約定を承継した場合には、当該承継の時点で、乙と破綻清算参加者の間の清算受託契約の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金が甲を代理人としてクリアリング機構に預託された当初証拠金とみなされることについて、本契約をもってあらかじめ同意する。

第4節 他の清算参加者に係る破綻処理入札等への参加

（損失回避取引）

第37条 甲は、乙の取次ぎの委託に基づき、乙の計算で、クリアリング機構との間で業務方法書第93条第1項の損失回避取引を行うことができる。ただし、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定によりクリアリング機構及び甲の間で損失回避取引が成立した場合、当該損失回

避取引は乙の甲に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定（担保型）の委託清算約定と、当該損失回避取引に係る甲と乙の間の法律関係は本項の規定により清算約定（担保型）の委託清算約定とみなされる当該損失回避取引に係る本清算委託取引（担保型）と、それぞれみなして本契約の規定を適用する。

（クロスマージン処分取引）

第37条の2 甲は、乙の取次ぎの委託に基づき、乙の計算により、クリアリング機構との間で業務方法書第93条の2第2項に基づきクロスマージン処分取引を行うことができる。

2 前項の規定によりクリアリング機構及び甲の間でクロスマージン処分取引が成立した場合、当該クロスマージン処分取引は乙の甲に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定（担保型）の委託清算約定と、当該クロスマージン処分取引に係る甲と乙の間の法律関係は本項の規定により清算約定（担保型）の委託清算約定とみなされる当該クロスマージン処分取引に係る本清算委託取引（担保型）と、それぞれみなして本契約の規定を適用する。

（破綻処理入札）

第38条 甲は、乙の取次ぎの委託に基づき、乙の計算で、破綻処理入札に参加することができる。この場合において、甲が乙の計算で入札対象取引を落札した場合には、クリアリング機構及び甲の間において、乙の計算により当該落札に係る入札対象取引が成立するものとする。ただし、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合は、この限りでない。

2 前項の規定によりクリアリング機構及び甲の間で入札対象取引が成立した場合、当該入札対象取引は乙の甲に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定（担保型）の委託清算約定と、当該入札対象取引に係る甲と乙の間の法律関係は本項の規定により清算約定（担保型）の委託清算約定とみなされる当該入札対象取引に係る本清算委託取引（担保型）と、それぞれみなして本契約の規定を適用する。

第7章 雑則

（本契約の任意解約）

第39条 本契約は、甲乙協議のうえ、合意により解約することができる。

2 前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から〇J S C C営業日以上前に、相手方に対して書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3 甲は、前2項の規定により本契約を解約しようとする場合には、あらかじめクリアリング機構に対する届出を行うものとする。この場合、第1項の規定による解約の場合は解約しようとする日の3 J S C C営業日前までの日までに、第2項の規定による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、当該届出を行うものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定による本契約の解約までに成立した本清算委託取引に関しては、引き続き本契約を適用する。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3項の規定による届出がクリアリング機構に到達するまでの間は、本契約の解約は、その効力を生じないものとする。

(本契約の強制解約等)

- 第40条 甲は、乙について期限の利益喪失事由が発生し、継続している場合には、乙に対して20日以内の書面による通知をすることにより、直ちに本契約を解約することができる。ただし、甲乙間において、期限の利益喪失事由の全部又は一部が発生した場合には、甲から乙に対して書面による通知を送付することなく、当然に本契約を終了させる旨の合意がある場合には、当該合意に従う。
- 2 クリアリング機構が甲の破綻等を認定した場合、本契約は、当該認定の時点におけるすべての本清算委託取引の清算が完了した時点をもって、甲又は乙から別段の意思表示を要することなく、当然に終了する。
 - 3 甲又は乙は、前2項の規定により本契約が終了する場合には、あらかじめ、又はその終了後遅滞なく、クリアリング機構に対する届出を行うものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の規定による届出がクリアリング機構に到達するまでの間は、本契約の解約は、その効力を生じないものとする。
 - 5 第1項の規定により本契約が終了した場合において、その終了時点で本清算委託取引の清算が完了していない場合には、当該本清算委託取引及びその清算に関しては、引き続き本契約を適用する。

(報告)

- 第41条 乙は、甲が請求したときは、本清算委託取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。
- 2 乙は、期限の利益喪失事由が発生した場合には、甲に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第42条 甲及び乙は、本契約に基づいて有する債権を、第三者に対して譲渡、質入れその他の処分をしてはならない。ただし、あらかじめ、クリアリング機構所定の申請書によりクリアリング機構に対して申請を行い、クリアリング機構の書面による承認を受けた場合にはこの限りでない。

(秘密保持)

- 第43条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密（一般に知られて

おらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。)を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。

- 2 甲及び乙は、次に掲げる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (1) 相手方当事者の事前の書面による同意を得た場合
 - (2) 裁判所、監督官庁その他公的機関若しくは金融商品取引所その他自主規制機関の命令若しくは要請又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合
 - (3) 本契約の履行又は自らの権利を保全するために必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は自社を含む企業集団に含まれる他の法人等に開示又は提供する場合
 - (4) クリアリング機構に対して報告し、又はクリアリング機構の調査に応じる場合

(届出事項の変更届出)

第44条 乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があった場合には、甲に対して、直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

- 第45条 天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る証拠金の返還その他の債務の履行が遅延した場合に生じた損害については、甲及びクリアリング機構はその責を負わないものとする。
- 2 前項の事由による証拠金の紛失、滅失、毀損等の損害についても甲及びクリアリング機構はその責を負わないものとする。
- 3 甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第46条 本契約に関する通知その他の甲乙間の通信は、次の各号に掲げる方法により、乙が甲に届け出た住所若しくは事務所宛てに、又は電子通信システム若しくは電子メールの詳細に従って行われ、当該各号に定める時点（現地営業日（通知の宛先として指定される場所において商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取扱を含む。）を行う日をいう。以下本項において同じ。）でない場合又は現地営業日の営業終了後である場合には翌現地営業日）で効力を生じる。ただし、第29条又は第30条に関する通知その他の甲乙間の通信は、第5号及び第6号に掲げる方法以外の方法により行われることを要する。

- (1) 書面で手渡し又は送付する方法 到達日
- (2) テレックスで送信する方法 受取人のアンサーバックが受領された日
- (3) ファクシミリで送信する方法 受取人の資格を有する従業員が判読可能な状態で受領

した日

- (4) 内容証明若しくは書留郵便又はこれらと同等の方法で送付する方法 これらが配達された日又は配達を試みられた日
- (5) 電子通信システムにより送信する方法 受信された日
- (6) 電子メールにより送信する方法 配信された日

2 乙が甲に届け出た住所又は事務所に宛てて行われた通知その他の甲乙間の通信が、乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合には、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(標準時)

第47条 本契約において使用される年月日時は、本契約に別段の定めがあるものを除くほか、すべて日本標準時を意味するものとする。

(電磁的方法による報告等)

第48条 乙は、甲の承諾を得た場合には、第41条第2項の規定による書面による報告又は第44条の規定による書面による届出（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）に代えて、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

(覚書等の締結)

第49条 甲及び乙は、本契約及び業務方法書等に矛盾又は抵触しない限度において、本契約又は本契約に基づく有価証券等清算取次ぎの委託に関する事項（遅延損害金に関する事項、振込手数料の負担に関する事項その他本契約に定めのない事項を含む。）について、覚書その他の合意書を締結することができる。

(定めのない事項)

第50条 本清算委託取引に関し、本契約に定めのない事項については、前条の甲乙間の覚書その他の合意書の定めによるほか、業務方法書等に従うものとする。

(優先関係)

第51条 甲乙間の合意で本契約及び業務方法書等の定めと矛盾又は抵触がある場合には、その矛盾又は抵触の限度において、本契約及び業務方法書等の定めが優先するものとする。

(準拠法)

第52条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第53条 本契約又は本清算委託取引に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約又は本清算委託取引に関する紛争に関し、専属的合意管轄の合意又は仲裁合意をすることができる。

(注1) 甲及び乙は、清算受託契約の締結に際して本規則別紙様式第3号又は同第3号の2のいずれかの様式を選択できるものとする。

(注2) 第39条第2項中「〇JSCC営業日」の部分については、甲と乙の合意により、任意の数を定めることができる。

(注3) 第43条（同条第2項第4号を除く。）については、甲と乙の合意により任意の内容に変更することができる。

(注4) 第53条第1項中「〇〇支店」の部分については、これを削除し、又は甲と乙の合意により任意の支店名を定めることができる。また、同条については、甲と乙の合意により、第1項及び第2項を任意の内容に変更することができる。

(注5) 本則の規定中「甲乙間の合意」又は「甲乙間に別段の合意がある場合」との文言のある箇所については、第49条の規定により別途覚書を締結する方法のほか、本契約への規定又は別紙を参照する等の方法により本契約中に当該合意の内容を定めることができる。

様式第3号の2 清算受託契約の様式（英語）

Interest Rate Swap Clearing Brokerage Agreement

With an agreement to be bound by the Rules (as defined below), ○○○○ (“Party A”) and ○○○○ (“Party B”) hereby make and enter into this Interest Rate Swap Clearing Brokerage Agreement (this “Agreement”) concerning the Clearing Brokerage (*yuuka shouken tou seisan toritsugi*) in respect of the IRS Transactions to be conducted by Party A for the account of Party B, as follows:

Chapter 1 General Provisions

Article 1. Purpose

Party A and Party B hereby acknowledge and agree that Party A provides Clearing Brokerage services for IRS Transactions to Party B in accordance with the provisions of this Agreement.

Article 2. Definitions

The terms used herein shall have definitions from the Financial Instruments and Exchange Act (Act No.25 of 1948) (*kin'yuu shouhin torihiki hou*) or the Rules (as defined below) and the following items shall be defined as follows:

- (1) “Cleared Contract subject to Brokerage” means a Cleared Contract (*seisan yakujou*) that comes into effect between JSCC and Party A acting as broker for Party B under Clearing Brokerage pursuant to this Agreement;
- (1)-2 “JPY Cleared Contract subject to Brokerage” means a Cleared Contract subject to Brokerage whose Notional Amount and settlement currency are denominated in Japanese yen;
- (1)-3 “Foreign Currency Cleared Contract subject to Brokerage” means a Cleared Contract subject to Brokerage whose Notional Amount and settlement currency are denominated in a currency other than Japanese yen;
- (2) “Event of Default” means the events specified in Article 29.1 of this Agreement;
- (3) “Early Termination Amount” means the amount of money to be paid or received between Party A and Party B upon termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts in accordance with the provision of Article 30 or Article 35.1 of this Agreement;
- (4) “Business Rules” means the business rules concerning the Clearing Service for IRS Transactions established by JSCC, as amended;
- (5) “Rules” shall collectively refer to the Business Rules and other rules set by JSCC that are subordinated to the Business Rules, in whatever name and including the amendments thereto if any;
- (6) “JSCC” means Japan Securities Clearing Corporation;

- (6)-2 “AUD Cleared Contract subject to Brokerage” means a Cleared Contract subject to Brokerage whose Notional Amount and settlement currency are denominated in Australian dollars;
- (7) “JSCC Business Day” means any day other than a Business Holiday;
- (8) “Position Transfer” means a process to have new claims and obligations related to Clearing Brokerage Contracts (*seisan itaku torihiki*) to which Party B is a party and the Customer’s Cleared Contracts (*seisan yakujou (itaku bun)*) corresponding to such Clearing Brokerage Contracts accrue among JSCC, a Successor Clearing Broker and Party B, and to pay or receive money and settle claims and obligations in association therewith, in accordance with the provisions of the Rules;
- (9) “Successor Clearing Broker” means a Clearing Participant who has entered into a Clearing Brokerage Agreement with Party B (“Clearing Broker (*jutaku seisan sankasha*)”) that assumes the claims and obligations arising as a result of the Position Transfer.;
- (9)-2 “Profit and Loss before Default” means the amount of Cash calculated pursuant to the provision of Article 35.2 as the amount to be paid and received between Party A and Party B upon termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Article 35.1.
- (9)-3 “Post-Default Allocated Profit and Loss” means the amount of Cash calculated pursuant to the provision of Article 35.1 as the amount to be paid and received between Party A and Party B upon termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Article 35.1.
- (9)-4 “USD Cleared Contract subject to Brokerage” means a Cleared Contract subject to Brokerage whose Notional Amount and settlement currency are denominated in United States dollars;
- (10) “Subject Clearing Brokerage Contract” means a legal relationship between Party A and Party B coming into effect as a result of each Clearing Brokerage hereunder, which has the same economic effect as the Cleared Contract subject to Brokerage coming into effect as a result of the said brokerage.
- (10)-2 “Subject Clearing Brokerage Contract (Settlement Type)” (*seisan itaku torihiki (kessai gata)*) means a Subject Clearing Brokerage Contract having the same economic effect as Cleared Contracts subject to Brokerage that is a Cleared Contract (Settlement Type) (*seisan yakujou (kessai gata)*);
- (10)-3 “Subject Clearing Brokerage Contract (Collateral Type)” (*seisan itaku torihiki (tampo gata)*) means a Subject Clearing Brokerage Contract having the same economic effect as Cleared Contracts subject to Brokerage that is a Cleared Contract (Collateral Type) (*seisan yakujou (tampo gata)*);

- (11) “EUR Cleared Contract subject to Brokerage” means a Cleared Contract subject to Brokerage whose Notional Amount and settlement currency are denominated in Euro;

Article 3. Submission of Letter of Undertaking

- 1 Immediately after the execution of this Agreement, Party B shall submit to JSCC via Party A a letter of undertaking in the form prescribed by JSCC stating that Party B will comply with this Agreement and the Rules.
- 2 Immediately upon receipt of the letter of undertaking from Party B pursuant to Paragraph 1, Party A shall submit it to JSCC.

Article 3-2. Notification of Clearing Brokerage of IRS Transactions in Currencies other than Japanese Yen

When Party B intends to apply for Clearing Brokerage to Party A in respect of an IRS Transaction whose Notional Amount and settlement currency are denominated in a currency other than Japanese yen for the first time, it shall obtain Party A's prior consent.

Article 3-3. Amendment to this Agreement

- 1 If JSCC makes an amendment to the Exhibit Form 3-2 to the Handling Procedures of Interest Rate Swap Business Rules (hereinafter referred to as “Form 3-2”) after the execution of this Agreement, this Agreement shall be amended as a matter of course to the terms and conditions of the Form 3-2 as amended as of the effective date of such amendment.
- 2 Upon receipt of JSCC's notification as to an amendment to Form 3-2 pursuant to the provisions of Article 7.2 of the Handling Procedures of Interest Rate Swap Business Rules, Party A shall promptly notify such amended terms and conditions to Party B.

Chapter 2 Clearing Brokerage

Article 4. Clearing Brokerage

- 1 When Party B intends to apply for Clearing Brokerage to Party A, Party B shall notify JSCC, in the manner set forth in the Rules, of (i) the name of the Clearing Participant who will become the counterparty (“Designated Counterparty”) to the IRS Transaction which will come into effect between Party A and the said Designated Counterparty through the Clearing Brokerage and (ii) other matters set forth in the Rules.
- 2 Party A and Party B hereby agree in advance that, when the notification given under Paragraph 1 arrives at JSCC, Party B shall be deemed to have applied for Party A's Clearing Brokerage in respect of the IRS Transaction set forth in Paragraph 1 and Party A shall be deemed to have accepted such application at the time of JSCC's receipt.
- 3 Notwithstanding the provision of Paragraph 2, if Party B does not belong to the same Corporate Group (*kigyō shuudan*) as Party A, then the phrase “and Party A shall be deemed to have accepted such application” in Paragraph 2 shall be deleted.

4 Paragraphs 2 and 3 above shall not apply if:

- (1) the notification given under Paragraph 1 fails to meet conditions prescribed in the Rules;
or
- (2) the contents of the notification set forth in Paragraph 1 are inconsistent with a separate agreement concerning limits on Clearing Brokerage made between Party A and Party B to the extent permitted by the Rules, if any, provided that the terms of such agreement is notified to JSCC in the manner prescribed by JSCC.

5 When Party B is deemed to have applied for Clearing Brokerage to Party A pursuant to the provision of Paragraph 2 as amended by the provision of Paragraph 3, and JSCC gives notice concerning such application to Party A in accordance with the provisions of the Rules, Party A shall notify JSCC of its decision as to whether or not it accepts Party B's application for Clearing Brokerage for the IRS Transaction; provided, however, that Party A and Party B hereby agree in advance that if Party A has given, pursuant to the provisions of the Rules, a notification of its desire to skip JSCC's notification to Party A related to the request for Clearing Brokerage and Party A's notification to JSCC of its acceptance or denial of the request for Clearing Brokerage of the IRS Transaction related to such notification, JSCC's notification to Party A related to the request for Clearing Brokerage and Party A's notification to JSCC of its acceptance of the request for Clearing Brokerage shall be deemed to have been given upon arrival of the notification set forth in Paragraph 1 at JSCC.

Article 5. Execution of Cleared Contract Subject to Brokerage

1 When the notification specified in Article 4.1 of this Agreement arrives at JSCC and Clearing Brokerage is deemed to have been applied for and accepted pursuant to the provision of Article 4.2 of this Agreement, an IRS Transaction of which the terms and conditions in the Rules are identical to the Clearing Brokerage Original Transaction (*seisan toritsugi gen torihiki*) shall come into effect between Party A for the account of Party B and the Designated Counterparty in the manner as set forth in the Rules.

2 Notwithstanding the provision of Paragraph 1, if Party B does not belong to the same Corporate Group as Party A, the phrase "Clearing Brokerage is deemed to have been applied for and accepted pursuant to the provision of Article 4.2 of this Agreement" in Paragraph 1 shall be replaced with the phrase "Party A notifies JSCC of its decision to accept Party B's application for Clearing Brokerage pursuant to the provision of Article 4.5 of this Agreement or JSCC's notification to Party A related to the request for Clearing Brokerage and Party A's notification to JSCC of its acceptance of the request for Clearing Brokerage shall be deemed to have been given pursuant to the proviso of Article 4.5 of this Agreement."

3 When an IRS Transaction comes into effect between Party A and the Designated Counterparty pursuant to the provisions of Paragraph 1 or 2, Party A and the Designated Counterparty shall be deemed to have made notification to JSCC requesting Clearing (*saimu futan*) for such IRS Transaction in accordance with the provisions of the Rules.

4 When the Cleared Contract subject to Brokerage comes into effect, Party A shall notify Party B of

that effect and the details thereof without delay.

Article 6. Attribution of Profits and Losses from Cleared Contracts Subject to Brokerage

- 1 All profits and losses resulting from the Cleared Contracts subject to Brokerage shall be attributed to Party B.
- 2 When Party A receives Funds (*kinsen tou*) other than Margin (*shoukokin*) from JSCC in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage, it shall deliver such Funds to Party B.
- 3 When Party A owes obligations to pay Funds other than Margin, Special Clearing Charge Collateral (*tokubetsu seisanryou tampokin*), clearing fees and Special Clearing Charges (*tokubetsu seisanryou*) to JSCC in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage, Party B shall pay such Funds to Party A.
- 4 Unless otherwise set forth herein, Party A and Party B shall determine by mutual agreement the timing and the manner of the payments and receipts of Funds under the provisions of Paragraphs 2 and 3.

Article 7. Application for Exchanging Mark-to-Market Difference And Adjustment Amount

- 1 When Party B intends to instruct Party A to apply for, or to give instruction to withdraw, Application for Exchanging Mark-to-Market Difference And Adjustment Amount in relation to the Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type), it shall notify such effect to Party A by the time agreed between Party A and Party B in the manner agreed between Party A and Party B.
- 2 Upon receipt of the above-mentioned notice, Party A shall apply for or withdraw Application for Exchanging Mark-to-Market Difference And Adjustment Amount as instructed by Party B to JSCC in accordance with the provisions of the Rules.

Article 8. Payments and Receipts of Settlement Amount

- 1 When Party A is due to pay the Settlement Amount (*kessai kingaku*) to JSCC in connection with a Cleared Contract subject to Brokerage, Party B shall pay to Party A Cash (*kinsen*) in an amount equivalent to the Settlement Amount by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time of its payment to JSCC, or, in the case of the Settlement Amount for a Foreign Currency Cleared Contract (*gaika date seisan yakujou*), such cut-off time on the next Foreign Currency Home Business Day (*gaika hongoku eigyou bi*) following the date on which the payment by Party A to JSCC becomes due, and in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for its punctual payment in accordance with the first sentence of this paragraph, the payment shall be made by the above-mentioned cut-off time on the JSCC Business Day following the date on which the payment to JSCC becomes due, or, in the case of the Settlement Amount for a Foreign Currency Cleared Contract, the first day which is both the JSCC Business Day and the Foreign Currency Home Business Day following the date on which the payment to JSCC becomes due.
- 2 When Party A receives Settlement Amount from JSCC in connection with Cleared Contracts

subject to Brokerage, Party A shall pay to Party B Cash in the amount equivalent to the Settlement Amount by the time agreed between Party A and Party B, or, promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.

Article 9. Clearing Brokerage Account (*seisan toritsugi kouza*)

1 Party A shall set up an account (“Party B Clearing Brokerage Account”) to manage the details of the Subject Clearing Brokerage Contracts, Initial Margin (*tousho shoukokin*), Customer Initial Margin (*itaku tousho shoukokin*) and Variation Margin (*hendou shoukokin*) related to such Subject Clearing Brokerage Contracts, Positions (*tategyoku*) of the JGB Futures Contracts (*kokusai shouken sakimono torihiki*) and Interest Rate Futures Contracts (*kinri sakimono torihiki*) covered under Cross Margining (*kurosumajin seido*) on Party B’s book, Mark-to-Market Difference (*soneki sakin*) and other Funds to be paid or received between Party A and Party B in accordance with this Agreement and the Rules.

2 Upon request of Party B, Party A may set up multiple accounts dividing the Party B Clearing Brokerage Account.

Article 9-2. Notification of Hedge Account and Non-Hedge Account

Party B shall notify Party A of whether the Customer Account (*itaku torihiki kouza*) corresponding to Party B Clearing Brokerage Account is Hedge Account (*hejji kouza*) or Non-hedge Account (*non hejji kouza*), in accordance with the provisions of the Rules. Party B shall also give notice to Party A when it changes the types of the Customer Account.

Article 10. Fees

Party A may, based on an agreement between Party A and Party B, charge Party B consideration, fees and other money thus agreed for its Clearing Brokerage service and its performance of other obligations under this Agreement, including an amount equal to the Special Clearing Charge paid by Party A, if any.

Article 10-2. When Action is Taken against Party A

When an action under Article 29-2.2 of the Business Rules is taken against Party A with respect to Subject Transaction for Clearing (*seisan taishou torihiki*) under Clearing Brokerage for Party B or an action under Article 29-3.1 of the Business Rules is taken against Party A, and if Party A requests that Party B take necessary actions to manage risk of Party B’s positions, including actions related to Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts (*kurosumajin taishou kokusai sakimono seisan yakujou*) or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts (*kurosumajin taishou kinri sakimono seisan yakujou*), Party B shall take necessary action in response to such request.

Chapter 3 Margin

Section 1 Initial Margin

Article 11. Obligation to Deposit Initial Margin

1 Party B shall deposit with JSCC Initial Margin other than Intraday Margin (*nitchuu shoukokin*) in an amount not less than the Required Initial Margin (*tousho shoukokin shoyougaku*) in relation to

the Cleared Contract subject to Brokerage. If Party A and Party B separately agree otherwise regarding Initial Margin other than Intraday Margin, Party B shall deposit with JSCC the amount calculated under such agreement or the Required Initial Margin, whichever is larger (“Initial Margin Deposit Requirement”).

- 2 The Required Initial Margin in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage shall be calculated by JSCC in accordance with the Rules and Party A shall notify such Required Initial Margin to Party B, except where the amount of Margin Required to Clear (*saimu futan zi shoyou shoukokin*) for such Cleared Contracts subject to Brokerage is deemed to be equal to the amount of the Required Initial Margin in accordance with the provision of Article 66.3 of the Business Rules.
- 3 JSCC may pay interest on Initial Margin in the manner as set forth in the Rules.

Article 11-2. Increase of Required Initial Margin

- 1 With an agreement between Party A and Party B, Party A may give a notification of an increase of the Required Initial Margin related to the Cleared Contracts subject to Brokerage related to Party B and a notification related to change of the notified matter as set forth in Article 65-2 of the Business Rules to JSCC in a manner prescribed in the Rules.
- 2 When lifting the increase of the Required Initial Margin subject to the notification of Paragraph 1 with an agreement between Party A and Party B, Party A shall notify such effect to JSCC in a manner prescribed in the Rules.

Article 12. Deposit Method of Initial Margin

- 1 Party B shall deposit Initial Margin with JSCC via Party A acting as its agent in accordance with the provisions of the Rules.
- 2 Party B hereby offers Party A, and Party A hereby accepts, to act on Party B’s behalf in respect of a deposit of Initial Margin with JSCC and requesting the return thereof.
- 3 Party A shall deposit with JSCC, as an agent of Party B, all Cash and Eligible Securities Collateral (*daiyou yuuka shouken*) delivered by Party B as Initial Margin in accordance with the provisions of the Rules.

Article 13. Cut-Off Time for Deposit of Initial Margin

- 1 When the sum of Cash and the value of Eligible Securities Collateral deposited with JSCC as Initial Margin in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage (referred to as “Initial Margin”) and Cash and the value of Eligible Securities Collateral deposited with Party A as Customer Initial Margin in respect of Subject Clearing Brokerage Contracts (referred to as “Customer Initial Margin”) (such sum shall be hereinafter referred to as “Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount”) falls short of the Initial Margin Deposit Requirement on a JSCC Business Day, Party B shall deposit with Party A the amount equal to such shortfall by the date and time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for deposit to JSCC on the JSCC Business Day following the date of occurrence of such shortfall. If Party A and Party B agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place

operational procedures for depositing such shortfall, Party B shall deposit with Party A such amount by the aforementioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the date of occurrence of such shortfall.

- 2 Notwithstanding the provision of Paragraph 1, if the Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount is equal to or more than the amount of the Margin Required to Clear calculated by JSCC upon receipt of the application for Clearing, unless otherwise agreed regarding the Initial Margin between Party A and Party B, the Initial Margin Deposit Requirement shall be deemed to be equal to the amount of the Margin Required to Clear.

Article 14. Obligation to Deposit Intraday Margin

- 1 Party B shall deposit with JSCC Cash or Eligible Securities Collateral in the amount not less than the Required Intraday Margin (*nitchuu shoukokin shoyougaku*) in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage as Initial Margin. If Party A and Party B separately agree otherwise in respect of Intraday Margin, the amount to be deposited shall be the amount calculated based on such agreement or the Required Intraday Margin, whichever is larger (“Intraday Margin Deposit Requirement”).
- 2 The Required Intraday Margin in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage shall be calculated by JSCC in accordance with the Rules and Party A shall notify Party B of such requirement, except where the amount of Margin Required to Clear for such Cleared Contracts subject to Brokerage is deemed to be equal to the amount of the Required Intraday Margin in accordance with the provision of Article 70.3 of the Business Rules.

Article 15. Cut-Off Time for Deposit of Intraday Margin

- 1 When the Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount falls short of the Intraday Margin Deposit Requirement to be deposited with JSCC, Party B shall deliver to Party A an amount equal to such shortfall by the date and time agreed between Party A and party B that is at or before the cut-off time for deposit with JSCC on the date of occurrence of such shortfall. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place procedures for depositing such shortfall, Party B shall deliver such shortfall to Party A by the aforementioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the date of occurrence of such shortfall.
- 2 If the Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount is equal to or more than the Margin Required to Clear calculated by JSCC upon receipt of the application for Clearing, Intraday Margin Deposit Requirement shall be deemed to be equal to the amount of Margin Required to Clear, unless otherwise agreed regarding Intraday Margin between Party A and Party B.

Article 16. Substituted Deposit

- 1 Notwithstanding the provision of Article 12 of this Agreement, Party A may retain Japanese yen Cash or Eligible Securities Collateral delivered from Party B as Customer Initial Margin with the prior written consent of Party B.
- 2 In the case of Paragraph 1, Party A shall deposit with JSCC Substituted Initial Margin (*sashikae*

tousho shoukokin) in the amount not less than the amount of the Customer Initial Margin delivered from Party B.

3 Party A shall pay interest on the Customer Initial Margin accrued at the same interest rate as that applied for the calculation of interest on Initial Margin.

Article 17. Right to Claim Return of Initial Margin

1 Party A and Party B shall respectively have the right to claim the return of Initial Margin from JSCC in the amount as set forth below:

(1) Party B:

The amount equivalent to the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage; less (i) the outstanding obligation of Party B owed to Party A in respect of the Subject Clearing Brokerage Contracts (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of the Subject Clearing Brokerage Contract) or outstanding Early Termination Amount and (ii) the outstanding obligation of Party B owed to Party A in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

Notwithstanding the foregoing, in case the amount calculated above as Party B's claim exceeds the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage less the outstanding obligation of Party A owed to JSCC in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of Cleared Contracts subject to Brokerage due to Party A's Default (*hatan tou*) or other reason, but excluding obligation owed pursuant to the provision of Article 99-2.2 of the Business Rules) and the outstanding obligation of Party A owed to JSCC in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account, Party B's claim shall not cover such excess amount;

(2) Party A:

The amount equivalent to the sum of Initial Margin deposited with JSCC by Party B and Substituted Initial Margin deposited with JSCC by Party A in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage less the sum of the outstanding obligations of Party A owed to JSCC in connection with the Cleared Contracts subject to Brokerage (including any outstanding obligation arising as a result of the termination of Cleared Contracts subject to Brokerage due to Party A's Default or other reason), the outstanding obligations of Party A owed to JSCC in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account and the amount of Party B's claim under Item (1).

2 If the amount of Initial Margin for which there is a right to claim return exceeds the Initial Margin

Deposit Requirement or Intraday Margin Deposit Requirement, whichever is most recently calculated, (“Deposit Requirement”), Party B may request that JSCC return Initial Margin up to the excess amount in accordance with the provisions of the Rules.

- 3 Party B shall exercise its right to request the return of Initial Margin via Party A acting as its agent in accordance with the provisions of the Rules, provided however, in the event that JSCC has declared the Default of Party A, Party B shall request the return of Initial Margin directly from JSCC in accordance with the provisions of the Rules.
- 4 Party A shall deliver to Party B all Cash and Eligible Securities Collateral delivered from JSCC as Initial Margin, of which Party B has the right to claim the return, by the time agreed between Party A and Party B, or, promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.
- 5 Notwithstanding the provision of Paragraph 2, where Party B may request the return of Customer Initial Margin from Party A, Party B shall not request the return of Initial Margin which corresponds to the same Customer Initial Margin from JSCC, except where JSCC has declared the Default of Party A.
- 6 If the Rules set forth otherwise concerning the manner of requesting return of Initial Margin under Paragraphs 1 through 5 above, the manner of request for Initial Margin to the satisfaction of Obligation to be Collateralized and other related matters, the provisions of the Rules shall prevail.

Article 18. Right to Claim Return of Customer Initial Margin

If the amount in which Party B has the right to claim return of Initial Margin exceeds the Deposit Requirement, Party B may request the return of Customer Initial Margin from Party A up to the lesser of (i) such excess amount and (ii) the amount of Customer Initial Margin deposited with Party A, or, if the amount of Initial Margin returned by JSCC to Party B as a result of Party B's request for return of Initial Margin made pursuant to the provisions of the Rules exceeds the amount of Initial Margin deposited with JSCC, the amount of the Customer Initial Margin deposited with Party A less such excess amount.

Article 19. Eligible Securities Collateral

- 1 The prices used to determine the value of the Eligible Securities Collateral shall be calculated by the method set forth in the Rules.
- 2 The manner of depositing the Eligible Securities Collateral and other necessary matters in respect of Eligible Securities Collateral shall be set forth in the Rules.
- 3 Where Party B deposits Eligible Securities Collateral with JSCC or Party A as Initial Margin or Customer Initial Margin, JSCC and Party A shall, when returning Initial Margin or Customer Initial Margin, as the case may be, return to Party B the securities of the same kind, grade and amount as those of the Eligible Securities Collateral deposited, unless otherwise set forth in this Agreement or the Rules.

4 JSCC and Party A may consume the Eligible Securities Collateral deposited by Party B.

Section 2 Cash Settlement Amount

Article 20. Variation Margin

1 Party A and Party B shall pay or receive Variation Margin in respect of the relevant currency of the Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) on the day specified below according to the currency of Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type):

- (1) JPY Cleared Contract subject to Brokerage: JSCC Business Day
- (2) Foreign Currency Cleared Contract subject to Brokerage: On the day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day

2 The required amount of Variation Margin for Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) shall be calculated by JSCC in accordance with the Rules and Party A shall notify Party B of such required amount.

Article 20-2. Mark-to-Market Difference

1 Party A and Party B shall pay or receive Cash in an amount equivalent to the Mark-to-Market Difference in the relevant currency of the Cleared Contract subject to Brokerage which is a Cleared Contract (Settlement Type) on the day specified below according to the Cleared Contract subject to Brokerage which is a Cleared Contract (Settlement Type) in the below-listed currency:

- (1) JPY Cleared Contract subject to Brokerage: JSCC Business Day
- (2) Foreign Currency Cleared Contract subject to Brokerage: On the day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day

2 The required amount of Mark-to-Market Difference for Cleared Contracts subject to Brokerage that is Cleared Contract (Settlement Type) shall be calculated by JSCC in accordance with the Rules, and Party A shall notify Party B of such amount.

Article 21. Payment or Receipt of Variation Margin

1 When Party A is due to pay to JSCC Variation Margin in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type), Party B shall pay to Party A Cash in an amount equivalent to the Variation Margin by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for its payment to JSCC on the JSCC Business Day following the date of calculation of Variation Margin, or, for Variation Margin related to Foreign Currency Cleared Contracts, on the first day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date of calculation of such Variation Margin, in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for such payment, the payment of Variation Margin shall be made by the above-mentioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the date of calculation of Variation Margin, or, in the case of Variation Margin related to Foreign Currency Cleared Contracts, on the first day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date such payment to

JSCC becomes due.

- 2 When Party A receives from JSCC Variation Margin in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage, Party A shall pay Cash in the amount equivalent to said Variation Margin to Party B by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.

Article 21-2. Payment or Receipt of Mark-to-Market Difference

- 1 When Party A is due to pay to JSCC Mark-to-Market Difference in relation to Cleared Contracts subject to Brokerage that is Cleared Contracts (Settlement Type), Party B shall pay to Party A Cash in an amount equivalent to the Mark-to-Market Difference by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for its payment to JSCC on the JSCC Business Day following the date of calculation of the Mark-to-Market Difference, or, for Mark-to-Market Difference related to Foreign Currency Cleared Contracts on the first JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date of calculation of such Mark-to-Market Difference, in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for such payment, the payment of the Mark-to-Market Difference to Party A shall be made by the above-mentioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the date of calculation of Mark-to-Market Difference, or, in the case of Mark-to-Market Difference related to Foreign Currency Cleared Contracts, the first day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date such payment to JSCC becomes due.
- 2 When Party A receives from JSCC Mark-to-Market Difference in respect of Cleared Contracts subject to Brokerage of Cleared Contract (Settlement Type), Party A shall pay to Party B Cash in an amount equivalent to such Mark-to-Market Difference by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.

Article 22. Payment or Receipt of Interest on Variation Margin

- 1 Party A and Party B shall pay or receive Cash equivalent to interest on Variation Margin in respect of the relevant currency of the Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) in accordance with this Agreement and the Rules on the JSCC Business Day specified below according to the currency of Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type):
 - (1) JPY Cleared Contract subject to Brokerage: JSCC Business Day
 - (2) Foreign Currency Cleared Contract subject to Brokerage: On the day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day
- 2 The amount of interest on Variation Margin for Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) shall be calculated by JSCC pursuant to the provisions of the Rules, and Party A shall notify Party B of such amount.
- 3 When Party A is due to pay to JSCC interest on Variation Margin, Party B shall pay to Party A Cash in the amount equivalent to said interest by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for its payment to JSCC on the JSCC Business Day following

the date of calculation of the interest on Variation Margin, or, for interest on Variation Margin related to Foreign Currency Cleared Contracts, on the first day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date of calculation of such interest on Variation Margin, and in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for its punctual payment in accordance with the first sentence of this paragraph, the payment of interest on Variation Margin shall be made by the above-mentioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the date of calculation of interest on Variation Margin, or, in the case of interest on Variation Margin related to Foreign Currency Cleared Contracts, the first JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date such payment to JSCC becomes due.

- 4 When Party A receives from JSCC interest on Variation Margin, Party A shall pay to Party B Cash in the amount equivalent to said interest by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.

Article 22-2. Payment or Receipt of Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference

1 Party A and Party B shall pay or receive Cash equivalent to Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference (*soneki sakin ni kakaru chouseikin*) in respect of the relevant currency of the Cleared Contract subject to Brokerage which is a Cleared Contract (Settlement Type) in accordance with this Agreement and the Rules on the JSCC Business Day specified below according to Cleared Contract subject to Brokerage which is a Cleared Contract (Settlement Type) in the below-listed currency:

- (1) JPY Cleared Contract subject to Brokerage: JSCC Business Day
- (2) Foreign Currency Cleared Contract subject to Brokerage: On the day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day

2 The amount of Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference for Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Settlement Type) shall be calculated by JSCC pursuant to the provisions of the Rules, and Party A shall notify Party B of such amount.

3 When Party A is due to pay Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference to JSCC, Party B shall pay to Party A Cash in an amount equivalent to said amount by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for its payment to JSCC on the JSCC Business Day following the date of calculation of the Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference, or, in the case of the Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference for Foreign Currency Cleared Contracts, such cut-off time on the first JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date of calculation of such Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference, in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for such payment, the payment of the Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference shall be made by the above-mentioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the date of calculation of the Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference, or, in the case of Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference for Foreign Currency Cleared Contracts, the first day that is both JSCC Business Day and Foreign Currency Home Business Day following the date such payment to

JSCC becomes due.

- 4 When Party A receives from JSCC Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference, Party A shall pay to Party B Cash in an amount equivalent to said Adjustment Amount related to Mark-to-Market Difference by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.

Article 23. Right to Claim Return of Variation Margin

Party A and Party B may not claim the other party to return Variation Margin in relation to Subject Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type) except for payment and return in accordance with the provisions of this Agreement and the Rules.

Article 23-2. Cash Equivalent to Cross Margining MtM Difference

Where a legal relationship between Party A and Party B comes into effect pursuant to the provision of Article 28-9 of this Agreement, Party B shall pay to Party A Cash equivalent to the Cross Margining MtM Difference (*kurosumajin koushin sakin*) in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contract and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account when Party A is a payer of such Cross Margining MtM Difference to JSCC, and Party A shall pay Cash equivalent to such Cross Margining MtM Difference to Party B when Party A is to receive such Cross Margining MtM Difference from JSCC.

Article 23-3. Payment or Receipt of Cash Equivalent to Cross Margining MtM Difference

- 1 When Party A is due to pay to JSCC Cross Margining MtM Difference, Party B shall pay to Party A Cash equivalent to such Cross Margining MtM Difference by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for its payment to JSCC on the JSCC Business Day following the day on which the Cross Margining MtM Difference accrued in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for such payment, such payment shall be made by the above-mentioned cut-off time on the second JSCC Business Day following the day on which the Cross Margining MtM Difference accrued.
- 2 When Party A receives Cross Margining MtM Difference from JSCC, Party A shall pay Cash equivalent to such Cross Margining MtM Difference by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, in the absence of such agreement, in the manner agreed between Party A and Party B.

Section 3 Others

Article 24. Nature of Deposit of Margin

Unless otherwise specified in the Business Rules, deposit of Margin shall constitute deposit for consumption (*shohi kitaku*) for collateral purpose in the case of Margin in the form of Cash and a loan for consumption (*shohi taishaku*) free of charge for collateral purpose in the case of Margin in the form of Eligible Securities Collateral.

Article 25. Precedence of this Agreement over Civil Code or Commercial Code

Notwithstanding the provisions of the Civil Code (Act No.89 of 1896) and the Commercial Code

(Act No.48 of 1899), Party A and Party B may claim a return of Margin or assert any other claim, only as prescribed in this Agreement or the Rules.

Article 26. Treatment of Right to Claim Return of Margin upon Occurrence of Event of Default or Other Circumstances

1 Party B may not request the return of Margin deposited or paid in accordance with this Agreement (simply referred to as "Margin") from JSCC or Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed, if:

- (1) an Event of Default occurs and is continuing in respect of Party B; or
- (2) all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Article 30 of this Agreement.

2 If JSCC declares the Default of Party A, Party B may not request the return of Margin from JSCC or Party A until the completion of settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

3 If JSCC declares the Default of Party A, Party A may not request the return of Margin from JSCC or Party B until the completion of settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account.

Article 26-2. Method of Settlement of Cash Equivalent to Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage

Party A and Party B may settle the receivables and payables in the Cash Settlement Amount (*hendou shoukokin tou*) related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage on a net basis.

Article 26-3. Netting of Initial Margin and Cash Settlement Amount

1 After netting pursuant to the provision of Article 26-2 of this Agreement, the net Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage payable by Party B to Party A shall be netted with Initial Margin set forth in Article 11 of this Agreement as specified in the formulae below. If the net amount is negative, then Party B shall deposit the absolute value of such amount with Party A. The net amount calculated in Item (1) shall be deposited in Cash:

- (1) Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount deposited in Cash minus the amount of Cash equivalent to Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage payable by Party B to Party A
- (2) Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount minus Cash Allocated to Settlement minus Initial Margin Deposit Requirement

For the purpose of this Article, "Cash Allocated to Settlement" means Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount deposited in Cash which is applied to Cash equivalent to Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage payable by Party B to Party A pursuant to Article 26-3.1.(1) above.

2 After the netting pursuant to the provision of Article 26-2 of this Agreement, the net Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage to be received by Party B shall be netted with Initial Margin set forth in Article 11 of this Agreement as specified in the formula below. If the net amount is negative, then Party B shall deposit the absolute value of such amount with Party A.

Initial Margin and Customer Initial Margin Deposited Amount plus the amount of Cash equivalent to the net Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage receivable by Party B from Party A minus Initial Margin Deposit Requirement

Article 26-4. Request for Withdrawal and Deemed Deposit of Initial Margin

1 If Party B is due to receive Cash in the amount equivalent to the net Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage, as a result of the netting set forth in Article 26-2 of this Agreement, it shall only receive such amount upon request by informing Party A of the amount it desires to receive.

2 If no request specified in Paragraph 1 above is received from Party B, Cash in the amount equivalent to the net Cash Settlement Amount related to JPY Cleared Contracts subject to Brokerage receivable by Party B shall be deemed to have been deposited as Initial Margin.

Article 26-5. Method of Settlement of Variation Margin and Settlement Amount related to Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage

1 Upon settlement of Cash equivalent to Variation Margin related to Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage, Party A and Party B may net, by each currency of the Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage, the total amount to be received and the total amount to be paid.

2 Upon settlement of Cash equivalent to Settlement Amount related to Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage, Party A and Party B may net, by each currency of the Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage, the total amount to be received and the total amount to be paid.

Chapter 4 Per Trade Compression and other Compressions of Cleared Contract Subject to Brokerage

Article 26-6. Application for Per Trade Compression of Cleared Contract Subject to Brokerage

1 When Party B intends to instruct Party A to apply for, or to give instruction to withdraw its application for, Per Trade Compression (*torihiki goto kompresshon*) in relation to the Cleared Contract subject to Brokerage, it shall notify such effect to Party A by the time agreed between Party A and Party B in the manner agreed between Party A and Party B.

2 Upon receipt of the above-mentioned notice, Party A shall apply for or withdraw its application for the Per Trade Compression as instructed by Party B to JSCC in accordance with the provisions of the Rules.

Article 26-7. Application for Blended Rates Compression of Cleared Contract Subject to Brokerage

- 1 When Party B intends to instruct Party A to apply for, or to give instruction to withdraw its application for, Blended Rates Compression (*kupon burendeingu*) in relation to the Cleared Contract subject to Brokerage, it shall notify such effect to Party A by the time agreed between Party A and Party B in the manner agreed between Party A and Party B.
- 2 Upon receipt of the above-mentioned notice, Party A shall apply for or withdraw its application for the Blended Rates Compression as instructed by Party B to JSCC in accordance with the provisions of the Rules.

Article 26-8. Application for JSCC-Initiated Compression of Cleared Contract subject to Brokerage

- 1 When, in respect of Cleared Contract subject to Brokerage, Party B intends to give instruction to express its intention of utilization of the JSCC-Initiated Compression, give instruction to apply for the JSCC-Initiated Compression in respect of its Cleared Contract subject to Brokerage, give instruction to withdraw its application or give instruction to agree to the JSCC-Initiated Compression, Party B shall notify Party A of such intention in the manner and by the date and time separately agreed between Party A and Party B.
- 2 Upon receipt of the notice set forth in Paragraph 1, Party A shall express the intention of utilization of the JSCC-Initiated Compression, apply for the JSCC-Initiated Compression in respect of the Cleared Contract subject to Brokerage, withdraw the relevant application or agree to the JSCC-Initiated Compression to JSCC as stated in such notice, pursuant to the provisions of the Rules.

Article 27. Application for Vendor-Initiated Compression of Cleared Contract Subject to Brokerage

- 1 When Party B intends to instruct Party A to apply for Vendor-Initiated Compression (*ikkatsu kompuresshon*), it shall notify such effect to JSCC in accordance with the provisions of the Rules.
- 2 Party A and Party B hereby agree in advance that when the notification set forth in Paragraph 1 arrives at JSCC, Party B shall be deemed to have given instruction to Party A to apply for Vendor-Initiated Compression, and Party A shall be deemed to have accepted such instruction and made application as set forth in the Rules.
- 3 Notwithstanding the provision of Paragraph 2, if Party B does not belong to the same Corporate Group as Party A, the phrase “, and Party A shall be deemed to have accepted such instruction and made application” in Paragraph 2 shall be deleted.
- 4 When Party B has been deemed to have given instruction to Party A pursuant to the provision of Paragraph 2 as amended by the provision of Paragraph 3 and JSCC gives notice related to such instruction to Party A in accordance with the provisions of the Rules, Party A shall notify JSCC of its decision as to whether or not it accepts the instruction to apply for such Vendor-Initiated Compression.

Article 27-2. Application for Member-Initiated Compression of Cleared Contract Subject to Brokerage

- 1 When Party B intends to instruct Party A to apply for Member-Initiated Compression (*sankasha*

teian gata kompuresshon), it shall notify such effect to JSCC in accordance with the provisions of the Rules.

- 2 Party A and Party B hereby agree in advance that when the notification set forth in Paragraph 1 arrives at JSCC, Party B shall be deemed to have given instruction to Party A to apply for Member-Initiated Compression, and Party A shall be deemed to have accepted such instruction and made application as set forth in the Rules.
- 3 Notwithstanding the provision of Paragraph 2, if Party B does not belong to the same Corporate Group as Party A, the phrase “, and Party A shall be deemed to have accepted such instruction and made application” in Paragraph 2 shall be deleted.
- 4 When Party B has been deemed to have given instruction to Party A pursuant to the provision of Paragraph 2 as amended by the provision of Paragraph 3 and JSCC gives notice related to such instruction to Party A in accordance with the provisions of the Rules, Party A shall notify JSCC of its decision as to whether or not it accepts the instruction to apply for such Member-Initiated Compression.

Article 28 Termination of Subject Clearing Brokerage Contract as a Result of Per Trade Compression or other Compressions

When a Cleared Contract subject to Brokerage is terminated as a result of a Per Trade Compression, a Blended Rates Compression, a Vendor-Initiated Compression, a Member-Initiated Compression or a JSCC-Initiated Compression, the relevant Subject Clearing Brokerage Contract shall also terminate automatically, and the claims and obligations under the Subject Clearing Brokerage Contracts, other than those related to Cash Settlement Amounts for which deposit or payment under the Subject Clearing Brokerage Contracts related to Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage due at the time of JSCC's confirmation of the satisfaction of Per Trade Compression Conditions, Blended Rates Compression Conditions, Vendor-Initiated Compression Conditions, Member-Initiated Compression Conditions or JSCC-Initiated Compression Conditions has not been completed, shall cease to exist and have no future effect in accordance with the provisions of the Rules. In such case, Cash remain unsettled between Party A and Party B with respect to such Subject Clearing Brokerage Contract, if any, shall be promptly settled between Party A and Party B.

Article 28-2. Conclusion of Subject Clearing Brokerage Contracts by Per Trade Compression and other Compressions

When new Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) come into effect between Party A and JSCC as a result of the Per Trade Compression, the Blended Rates Compression, the Vendor-Initiated Compression, the Member-Initiated Compression or the JSCC-Initiated Compression, the Subject Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type) corresponding to such Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) shall come into effect between Party A and Party B at the same time.

Chapter 4-2 Position Transfer of Clearing Brokerage Contracts

Article 28-3. Position Transfer of Subject Clearing Brokerage Contract to Other Clearing Participant

- 1 Subject to the provisions of the Rules, Party B may transfer the below listed claims and obligations under the Cleared Contracts subject to Brokerage with respect to which Party B desires a Position Transfer to the Successor Clearing Broker (“Relevant Cleared Contract subject to Brokerage”) entirely to the Successor Clearing Broker by requesting Position Transfer to JSCC via Successor Clearing Broker, and if JSCC accepts such request for Position Transfer:
- (1) Claims and obligations of which the terms and conditions designated in the Rules are identical to the claims and obligations under the Relevant Cleared Contract subject to Brokerage between Party A and JSCC existing immediately before the termination of the Relevant Cleared Contract subject to Brokerage pursuant to the provision of Paragraph 6 below; and
 - (2) Claims and obligations of which the terms and conditions designated in the Rules are identical to the claims and obligations under the Subject Clearing Brokerage Contract between Party A and Party B existing immediately before the termination of the Subject Clearing Brokerage Contract corresponding to the Relevant Cleared Contract subject to Brokerage pursuant to the provision of Paragraph 6 below.
- 2 Only in the case of Position Transfer of all of the Cleared Contracts subject to Brokerage in the same Customer Account, Party B may conduct Collateral Transfer of all or a part of Initial Margin to which it has the right to claim return pursuant to the provisions of Article 17 to the Successor Clearing Broker.
- 3 Party A and Party B hereby agree in advance that, when Position Transfer becomes effective pursuant to the provisions of Paragraph 1, Initial Margin of which Collateral Transfer is requested pursuant to the provisions of Paragraph 2 above will be deemed as Initial Margin that has been deposited with JSCC by Party B via the Successor Clearing Broker as agent at the time of such Position Transfer.
- 4 When Party B makes request of Position Transfer (and request of Collateral Transfer when conducting Collateral Transfer pursuant to the provisions of Paragraph 2; the same applies in this Article) to JSCC pursuant to the provision of Paragraph 1, Party B shall request the Successor Clearing Broker to accept such Position Transfer and obtain its consent in advance. Then, Party B shall notify Party A to the effect that it will request such Position Transfer. In this case, Party B shall deposit and pay to Party A the Margin Required to Clear related to the Cleared Contract subject to Brokerage to be paid or received in association with the Position Transfer and other amount to be paid or received between Party A and Party B in relation to the Cleared Contract subject to Brokerage pursuant to the provisions of the Rules, excluding Initial Margin deemed to have been deposited with JSCC via the Successor Clearing Broker acting as agent pursuant to the provision of Paragraph 2, by the date and time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for delivery to JSCC, in the manner agreed between Party A and Party B.
- 5 When JSCC has accepted the request for the Position Transfer made pursuant to the provision

of Paragraph 1, the claims and obligations specified in Paragraph 1 shall accrue among JSCC, Successor Clearing Broker and Party B at the time of such acceptance. In this case, claims and obligations between Successor Clearing Broker and JSCC shall be treated as those under the Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) while claims and obligations between Successor Clearing Broker and Party B shall be treated as those under the Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type).

- 6 When the Position Transfer is completed among JSCC, Successor Clearing Broker and Party B pursuant to the provisions of the Rules, the Relevant Cleared Contracts subject to Brokerage between JSCC and Party A and the Subject Clearing Brokerage Contracts corresponding thereto between Party A and Party B shall terminate as a matter of course at the time when the Position Transfer becomes effective, and the claims and obligations under the Relevant Cleared Contracts subject to Brokerage and the Subject Clearing Brokerage Contracts corresponding thereto, other than those related to Settlement Amounts for which deposit or payment under the Subject Clearing Brokerage Contracts related to Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage due at the time of the confirmation, pursuant to the provisions of the Rules, of the deposit with or payment to JSCC of the Margin Required to Clear has not been completed, shall cease to exist and have no future effect pursuant to the provisions of the Rules.

Article 28-4. Position Transfer of Clearing Brokerage Contracts from other Clearing Participant

- 1 When Party B requests the Position Transfer of the Customer's Cleared Contracts of Party B's another Clearing Broker coming into effect as a result of its Clearing Brokerage for Party B (referred to as "Carrying Clearing Broker" in this Article) and other claims and obligations set forth in the Rules ("Position Transfer Cleared Contracts" (*shoukei taishou seisan yakujou tou*)) to Party A, and Party A accepts such request and submits such request to JSCC pursuant to the provisions of the Rules, the Position Transfer of the Position Transfer Cleared Contracts to Party A shall come into effect pursuant to the provisions of the Rules.
- 2 Only in the case of Position Transfer of all of the Customer's Cleared Contracts on Party B's book at another Clearing Participant, Party B may conduct Collateral Transfer of all or a part of Initial Margin to which it has the right to claim return pursuant to the provisions of the Clearing Brokerage Agreement between Party B and the Carrying Clearing Broker to Party A.
- 3 When Party A accepts the Position Transfer (and the Collateral Transfer when conducting Collateral Transfer pursuant to the provisions of Paragraph 2; the same applies in this Article) pursuant to the provision of Paragraph 1, it shall request the Position Transfer to JSCC by 3:00 p.m. on the JSCC Business Day which is the desired date of Position Transfer.
- 4 If the Carrying Clearing Broker's Position Transfer Cleared Contracts are transferred to Party A pursuant to the provision of Paragraph 1, the Carrying Clearing Broker's Position Transfer Cleared Contracts shall be deemed as the Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) and the Subject Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type) for the purpose of this Agreement and the provisions of this Agreement shall apply accordingly.

- 5 Party A and Party B hereby agree in advance that if the Carrying Clearing Broker's Position Transfer Cleared Contracts are transferred to Party A pursuant to the provision of Paragraph 1 and the claims and obligations arising from all Customer's Cleared Contracts are transferred, the Initial Margin of which Collateral Transfer is requested pursuant to the provisions of Paragraph 2 shall be deemed as Initial Margin deposited with JSCC by Party B via Party A acting as its agent at the time of such Position Transfer.

Article 28-5. Transfer of Subject Clearing Brokerage Contracts to Party A, Other Clearing Participant or Other Customer

- 1 Subject to the provisions of the Rules, Party B may Transfer the Subject Clearing Brokerage Contracts to Party A, any other Clearing Participant (referred to as "Transferee Clearing Participant" in this Article) or any other Customer (*seisan itakusha*) (referred to as "Transferee Customer" in this Article).

For the purpose of this Article, "Transfer" means (i) to have a Subject Clearing Brokerage Contract and the claims and obligations under the Subject Clearing Brokerage Contract, other than those related to Settlement Amounts for which deposit or payment under the Subject Clearing Brokerage Contracts related to Foreign Currency Cleared Contracts due at the time of the confirmation of the deposit with or payment to JSCC of the Margin Required to Clear pursuant to the provisions of the Rules has not been completed, cease to exist pursuant to the provisions of the Rules, or (ii) to have a Subject Clearing Brokerage Contract and the claims and obligations under the Subject Clearing Brokerage Contract, other than those related to Settlement Amounts for which deposit or payment under the Subject Clearing Brokerage Contracts related to Foreign Currency Cleared Contracts subject to Brokerage due at the time of the confirmation of the deposit with or payment to JSCC of the Margin Required to Clear has not been completed, cease to exist pursuant to the provisions of the Rules and simultaneously to have a new legal relationship with the same terms and conditions come into effect between the Transferee Customer and the Clearing Broker for the Transferee Customer.

- 2 Only in the case of Transfer of all of the Subject Clearing Brokerage Contracts, Party B may conduct Collateral Transfer of all or a part of Initial Margin to which Party B has the right to claim return pursuant to the provisions of Article 17 to another Clearing Participant or a Receiving Customer.
- 3 Before requesting a Transfer of a Subject Clearing Brokerage Contract, Party B shall agree in advance with Party A, and the Transferee Clearing Participant, if the Subject Clearing Brokerage Contract is transferred to a Transferee Clearing Participant or the Transferee Customer and its Clearing Broker, if the Subject Clearing Brokerage Contract is transferred to a Transferee Customer, on the settlement of claims and obligations between them arising from the Transfer and other necessary matters.

Article 28-6. Transfer of Clearing Brokerage Contracts from Other Customer

1 Subject to the provisions of the Rules, Party B may accept a Transfer from another Customer (referred to as “Transferor Customer” in this Article) of legal relationship between the Transferor Customer and its Clearing Broker that are similar to Clearing Brokerage Contracts (referred to as “Transferred Clearing Brokerage Contract”).

For the purpose of this Article, “Transfer” means to have Transferred Clearing Brokerage Contract, other than the claims and obligations related to Settlement Amounts for which deposit or payment under the Customer’s Cleared Contracts of the Clearing Broker for the Transferor Customer on the book of such Transferor Customer related to Foreign Currency Cleared Contracts due at the time of the confirmation of the deposit with or payment to JSCC of the Margin Required to Clear pursuant to the provisions of the Rules has not been completed, cease to exist pursuant to the provisions of the Rules and simultaneously to have a new legal relationship as the Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type) with the same terms and conditions come into effect between Party A and Party B.

2 Before accepting Transfer of the Transferred Clearing Brokerage Contract from the Transferor Customer, Party B shall agree in advance with Party A and the Transferor Customer(or, when accepting transfer from the Transferor Customer whose Clearing Broker is a Clearing Participant other than Party A, the Transferor Customer and the Clearing Broker for the Transferor Customer) on the settlement of claims and obligations among them arising from the Transfer and other necessary matters.

Article 28-6-2. Transfer of Cleared Contracts from Party A

1 Subject to the provisions of the Rules, Party A may transfer to Party B the Cleared Contracts between Party A and JSCC on Party A’s proprietary account.

For the purpose of this Article, “Transfer” means a process to have a new legal relationship as a Clearing Brokerage Contract (Collateral Type) with the same economic effect as the Cleared Contracts on Party A’s proprietary account, other than the claims and obligations related to Settlement Amounts for which deposit or payment under the Cleared Contracts related to Foreign Currency Cleared Contracts due at the time of the confirmation of the deposit with or payment to JSCC of the Margin Required to Clear pursuant to the provisions of the Rules has not been completed, come into effect between Party A and Party B and deem such Cleared Contracts as Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) between JSCC and Party A as a result of its Clearing Brokerage for Party B under the Clearing Brokerage.

2 Only in the case of Transfer of all of the Proprietary Cleared Contracts on its book, Party A may conduct Collateral Transfer of all or a part of Initial Margin to which it has the right to claim return pursuant to the provisions of Article 17 to Party B.

3 Before requesting a Transfer of the Cleared Contracts to Party B, Party A shall agree in advance with Party B on the settlement of claims and obligations between Party A and Party B arising

from the Transfer and other necessary matters.

Article 28-6-3. Transfer of Cleared Contracts from Other Clearing Participant

1 Subject to the provisions of the Rules, Party B may accept a transfer from a Clearing Participant other than Party A (referred to as “Transferor Clearing Participant” in this Article) the Cleared Contracts between the Transferor Clearing Participant and JSCC on the Transferor Clearing Participant’s proprietary book.

For the purpose of this Article, “transfer” means to have a new legal relationship having the same economic effect as the Cleared Contracts on the Transferor Clearing Participant’s proprietary book, other than the claims and obligations related to settlement amounts for which deposit or payment under the Cleared Contracts related to Foreign Currency Cleared Contracts due at the time of the confirmation of the deposit with or payment to JSCC of the Margin Required to Clear pursuant to the provisions of the Rules has not been completed, come into effect between Party A and Party B and deem such Cleared Contracts as Cleared Contracts subject to Brokerage between JSCC and Party A acting as an agent for Party B under the Clearing Brokerage.

2 Party B may accept Collateral Transfer to Party B of all or a part of Initial Margin to which the Transferring Clearing Participant has the right to claim return.

3 When intending to accept a transfer of Cleared Contracts from a Transferor Clearing Participant, Party B shall agree in advance with Party A and the Transferor Clearing Participant on the settlement of claims and obligations among them arising from the transfer and other necessary matters.

Chapter 4-3 Cross Margining

Article 28-7. Utilization of Cross Margining

1 When Party B intends to use Cross Margining, it shall obtain consent of Party A by clarifying the below-listed persons to Party A:

- (1) Cross Margining Requestor (*kurosumajin sinseisha*); and
- (2) if relevant, JGB Futures Non-Clearing Participant (*kokusai sakimono tou hi seisan sankasha*) acting as broker for Party B in respect of JGB Futures Contracts or Interest Rate Futures Contracts.

2 Upon providing consent mentioned in Paragraph 1, Party A shall notify JSCC of such effect in the manner prescribed in the Rules.

3 When there is any change to the persons listed in Paragraph 1, Party B shall give an advance notice of such change to Party A, which then notifies JSCC of such change pursuant to the provisions of the Rules.

4 When intending to cease utilization of the Cross Margining, Party B shall give an advance notice of such effect to Party A, which then notifies JSCC of such effect pursuant to the provisions of the Rules.

Article 28-8. Recording on and Deletion from Clearing Brokerage Account of Position of Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts

When JSCC recorded on or deleted from Party A's Customer Account opened for Party B which is a Cross Margining User (*kurosumajin riyousha*) Positions of JGB Futures Contracts and Interest Rate Futures Contracts for the account of Party B pursuant to the provisions of the Rules, Party A shall record on or delete from, as the case may be, Party B Clearing Brokerage Account the Positions of the relevant JGB Futures Contract and Interest Rate Futures Contract.

Article 28-9. Legal Relationship related to Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts

- 1 When the claims and obligations with the same terms and conditions as those of Cross Margined JGB Futures Cleared Contract or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contract that is recorded on Party B Clearing Brokerage Account between the Cross Margining Requester and JSCC came into existence between Party A and JSCC pursuant to the provisions of the Rules, simultaneously with the time when such claims and obligations come into effect, the legal relationship having the same economic effect as a Subject Clearing Brokerage Contract which would come into effect if such claims and obligations come into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B under this Agreement shall arise between Party A and Party B.
- 2 When JSCC conducts offsetting sale or offsetting purchase set forth in Article 28-10.1 of this Agreement, the legal relationship which has arisen in accordance with the provision of Paragraph 1 shall cease to exist and have no future effect as of the time of such offsetting sale or offsetting purchase

Article 28-10. Liquidation of Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts

- 1 When the legal relationship as set forth in Article 28-9 comes into effect between Party A and Party B, JSCC may cause the JGB Futures Clearing Participant (*kokusai sakimono tou seisan sankasha*) of its selection to conduct offsetting sale or offsetting purchase or take other necessary liquidation process in respect of the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts of which Positions are recorded on Party B Clearing Brokerage Account pursuant to the provisions of the Rules.
- 2 If a Cross Margining Liquidation Transaction (*kurosumajin shobun torihiki*) is executed in respect of a Cross Margined JGB Futures Cleared Contract or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contract of which Position is recorded on Party B Clearing Brokerage Account and the Subject Clearing Brokerage Contract has not been terminated, the provisions of this Agreement shall apply by deeming the IRS Transaction which comes into effect pursuant to the provision of Article 93-2.4 of the Business Rules as the Cleared Contract subject to Brokerage which comes into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B, and the legal relationship between Party A and Party B in respect of the IRS Transaction as the Subject Clearing Brokerage Contract related to the IRS Transaction which is deemed to be the Cleared Contract subject to Brokerage pursuant to the provision of this paragraph, respectively.

Article 28-11. Payment or Receipt of Cash Equivalent to Upfront Fee

- 1 When the IRS Transaction set forth in Article 28-10.2 comes into effect and Party A is due to pay to JSCC upfront fee in respect of the IRS Transaction, Party B shall pay to Party A the Cash equivalent to the upfront fee by the time agreed between Party A and Party B that is at or before the cut-off time for its payment to JSCC on the JSCC Business Day following the date of execution of the IRS Transaction in the manner agreed between Party A and Party B. If Party A and Party B have agreed in advance that it is practically difficult for Party B to put in place operational procedures for such payment, such payment shall be made by the above-mentioned cut-off time on the JSCC Business Day following the date on which the payment to JSCC becomes due.
- 2 When the IRS Transaction set forth in Article 28-10.2 comes into effect and Party A has received upfront fee from JSCC in respect of the IRS Transaction, Party A shall pay Cash equivalent to the upfront fee by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, in the absence of such agreement, in the manner agreed between Party A and Party B.

Chapter 5 Party Default

Section1 Default of Party B

Article 29. Event of Default

- 1 An occurrence of any of the following events shall constitute an Event of Default in respect of Party B:
- (1) Failure to perform payment obligation or delivery obligation:
If Party B fails to perform any of its payment obligations or delivery obligations under this Agreement as it becomes due and fails to cure such failure within one local business day from the date of the notice of failure from Party A to Party B. In the above sentence, a “local business day” means a day on which commercial banks located in the place designated by Party B as its address for receiving notices are open for general business, including the dealings in foreign exchange and foreign currency deposits;
 - (2) Breach of agreement or repudiation of performance:
If Party B fails to perform any of its obligations under this Agreement (other than the payment obligations and delivery obligations set forth in Item (1)) and fails to cure such failure within 30 days from the date of the notice of failure from Party A to Party B;
 - (3) Bankruptcy and other similar events:
 - a. If Party B is dissolved (excluding the dissolution as a result of a merger);
 - b. If Party B (i) becomes insolvent, (ii) becomes unable to pay its debts, (iii) suspends payment of its obligations when due (other than the payment obligations and delivery obligations set forth in Item (1)), or (iv) admits in writing that it is generally unable to pay its debts when due.

For the purpose of this Sub-item b., if Party B is an entity established or formed

under the Japanese law, the terms “insolvent,”(*saimu chouka*) “unable to pay its debts” (*shiharai funou*) and “suspend payment” (*shiharai teishi*) shall have the same meaning as used in the Bankruptcy Act (Act No.75 of 2004) (*hasan hou*);

- c. If Party B carries out a general assignment, an arrangement (*saimu seiri*) or a composition (*wakai*) with or for creditors;
- d. If a petition is filed in respect of Party B for commencement of proceedings seeking an insolvency or determination of bankruptcy or other relief under the laws concerning bankruptcy or insolvency or other similar laws affecting the rights of creditors, including a petition for commencement or acknowledgment of the bankruptcy proceedings, rehabilitation proceedings, reorganization proceedings, special liquidation (*tokubetsu seisan*) or foreign bankruptcy proceedings or equivalent proceedings under laws and regulations of a foreign country against Party B, or if a petition for dissolution or liquidation of Party B is filed;
- e. If Party B adopts a resolution for its dissolution (*kaisan*), being under state control or liquidation (*seisan*);
- f. If Party B requests an appointment of a receiver (*kanzainin*), provisional administrator or other similar official (“Receiver”) in respect of itself or a material part of its assets, or a Receiver is appointed for Party B or a material part of Party B’s assets;
- g. If any secured creditor of Party B takes possession of, or files a petition for compulsory execution, attachment, compulsory administration of or other legal proceedings in relation to, a material part of the assets of Party B and if such assets are not released, or the petition is neither dismissed nor withdrawn, within 15 days from the date of commencement of such possession or the date of filing of such petition, as the case may be;
- h. If any event having similar effects to any of the events set forth in a. through g. above occurs in respect of Party B; or
- i. If Party B takes any action to facilitate, consents to, acknowledges or implicitly admits any of the events set forth in a. through h. above.

(4) Acceleration of Obligations under Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account

When Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts are recorded on Party B Clearing Brokerage Account, if obligations of Party B has been accelerated under an Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account (*sakimono opushon torihiki kouza settei yakudakusho*) prescribed by the Designated Market Operator (*shitei shijou kaisetsusha*) for brokerage of JGB Futures Contracts or Interest Rate Futures Contracts or under a Contract for

Commissioning Clearance Relating to JGB Futures, Etc. (*kokusai sakimono tou seisan jutaku keiyakusho*) concluded pursuant to the provision of Article 39 of the Securities and Similar Contracts Business Rules (*shouken torihiki tou gyoumu houhousho*).

- 2 If Party A and Party B separately agree that some of the Events of Default set forth in Paragraph 1 shall not apply or that certain other events shall be added to the definition of the Event of Default under this Agreement, such agreement shall prevail. In this case, the event agreed to be added shall constitute an Event of Default under this Agreement.
- 3 Notwithstanding the provisions of Paragraphs 1 and 2, Paragraph 1.(3).d. may be replaced with the following, if Party A and Party B so agree:

[(A) If Party B files a petition for commencement of proceedings seeking an insolvency or determination of bankruptcy or other relief (hereinafter referred to as “Legal Bankruptcy Proceedings”) under laws concerning bankruptcy or insolvency or other similar laws affecting the rights of creditors, or if a petition for commencement of the Legal Bankruptcy Proceedings is filed against Party B by a regulatory authority, supervisor or any similar government official that is located in the place of establishment or formation of Party B or at the location of its head office or principal place of business and has principal jurisdiction over bankruptcy, corporate reorganization (*kaisha kousei*) of or regulations on Party B (“Regulatory Authority”), or if a petition for dissolution or liquidation of Party B is filed by Party B or by the Regulatory Authority; or

(B) If a petition for commencement of the Legal Bankruptcy Proceedings or for dissolution or liquidation is filed against Party B by any person other than Party B or the Regulatory Authority and if the petition results in the insolvency, determination of bankruptcy, the issuance of an order for relief or order for dissolution or liquidation or if the petition is not dismissed, revoked, stayed or suspended within 15 days from the date of filing thereof.]

Article 30. Termination of Subject Clearing Brokerage Contracts upon Occurrence of Event of Default

- 1 If an Event of Default occurs and is continuing in respect of Party B, Party A may designate the day on which all Subject Clearing Brokerage Contracts shall terminate before the Termination Date of Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provisions of this Article (“Early Termination Date”). The designation of the Early Termination Date shall take effect by giving Party B a not more than 20 days prior notice specifying the relevant Event of Default, provided that if Party A and Party B separately agree that a certain date shall be designated in advance as the Early Termination Date applicable to all or part of the Events of Default, such agreement shall prevail.
- 2 All Subject Clearing Brokerage Contracts outstanding as of the Early Termination Date shall be automatically terminated without further notice from Party A or Party B on the Early Termination Date.
- 3 Notwithstanding the provisions of Paragraphs 1 and 2, upon occurrence of the Event of Default set forth in Article 29.1.(3).d. or Article 29.1.(4) in respect of Party B, all Subject Clearing Brokerage Contracts shall be automatically terminated immediately before the occurrence of

such Event of Default without further notice from Party A or Party B and the date of termination of such Subject Clearing Brokerage Contracts shall be the Early Termination Date.

- 4 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provisions of Paragraphs 2 and 3, Party A or Party B shall notify JSCC to that effect in advance or without delay after the termination.
- 5 If all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 2 or 3, the Cleared Contracts subject to Brokerage corresponding to the Subject Clearing Brokerage Contracts shall remain in force as the Cleared Contracts (Collateral Type) between JSCC and Party A on its proprietary account.
- 6 On or after the Early Termination Date, Party A may execute one or more transactions to hedge, entirely or in part, loss which Party A may incur as a result of the Cleared Contracts to survive on its proprietary account pursuant to the provision of Paragraph 5 (“Risk Mitigating Transactions”). In such case, the Risk Mitigating Transactions shall be the IRS Transactions that satisfy the criteria set forth in Article 9 of the Handling Procedures of Interest Rate Swap Business Rules (*kinri suwappu torihiki seisan gyoumu ni kansuru gyoumu houhousho no toriatsukai*), and shall cover loss which Party A may suffer from all or a part of such Cleared Contracts. Counterparty to Risk Mitigating Transactions shall be another Clearing Participant of JSCC or a Customer of such other Clearing Participant.
- 7 If all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 2 or 3, Party A and Party B shall pay or receive the Early Termination Amount with respect to each of such Subject Clearing Brokerage Contracts. In this case, the Early Termination Amount shall be the sum of the amounts stated in Items (1) through (3) below less the amount stated in Item (4). If the amount so obtained is positive, the Early Termination Amount shall be paid by Party A to Party B and if negative, it shall be paid by Party B to Party A:

- (1) The total amount of the following:
 - a. The total amount of upfront fees that Party A received in respect of the Risk Mitigating Transactions executed by Party A, less the total amount of upfront fees that Party A paid in respect of such Risk Mitigating Transactions;
 - b. The total amount of upfront fees that Party A received in respect of the IRS Transactions set forth in Article 28-10.2, less the total amount of upfront fees that Party A paid in respect of such IRS Transactions.

For the purpose of this item, in respect of the upfront fee to be paid or received in any currency other than Japanese yen, the above amounts shall be the Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate on the date of execution of the Risk Mitigating Transactions or the IRS Transactions set forth in Article 28-10.2.

- (2) The total amount of Net Present Values (*shoumi genzai kachi*) calculated with respect to

the transactions listed in a. and b. below as of the date specified in such a. and b.:

- a. Risk Mitigating Transactions and Cleared Contracts subject to Brokerage covered by Risk Mitigating Transactions:
Date of execution of such Risk Mitigating Transactions;
- b. Cleared Contracts subject to Brokerage other than those specified in a. above:
JSCC Business Day immediately preceding the date of the notice set forth in Paragraph 8;

For the purpose of this item, in respect of the Net Present Value calculated in any currency other than Japanese yen, the above amounts shall be the Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate on the date mentioned in such a. and b., as applicable.

- (3) The sum of the amounts specified in a. through c. below with respect to the transactions specified in a. through c. below:
 - a. Subject Clearing Brokerage Contracts outstanding between Party A and Party B:
The sum of Fixed Amounts Floating Amounts and other payment amounts due from Party A to Party B on or before the Early Termination Date which remain unpaid; less the sum of Fixed Amounts, Floating Amounts and other payment amounts, that are due from Party B to Party A on or before the Early Termination Date which remain unpaid;
 - b. Cleared Contracts subject to Brokerage covered by Risk Mitigating Transactions:
The sum of Party A's receivable of Fixed Amounts, Floating Amounts and other payment amounts; less the sum of Party A's payable of Fixed Amounts, Floating Amounts and other payment amounts, that are due during the period from the Early Termination Date to the date of execution of such Risk Mitigating Transactions;
 - c. Cleared Contracts subject to Brokerage other than those specified in b. above:
The sum of Party A's receivable of Fixed Amounts, Floating Amounts and other payment amounts; less the sum of Party A's payable of Fixed Amounts, Floating Amounts and other payment amounts, that are due during the period from the Early Termination Date to the date on which the notice set forth in Paragraph 8 is given.

For the purpose of this item, in respect of the Fixed Amounts, Floating Amounts and other payment amounts to be paid or received in any currency other than Japanese yen, the above amounts shall be the Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate on the Early Termination Date.

- (4) In addition to those listed in Items (1) through (3), if Party A suffers loss, or incurs costs or liabilities in relation to the settlement of the Cleared Contracts subject to

Brokerage, the amount equivalent to such loss, costs or liabilities. For the purpose of this item, in respect of the amount to be paid or received in any currency other than Japanese yen, the above amount shall be the Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate on the Early Termination Date.

- 8 As soon as possible on or after the Early Termination Date, Party A shall execute the Risk Mitigating Transactions set forth in Paragraph 6 and calculate the Early Termination Amount set forth in Paragraph 7. After the calculation of such Early Termination Amount, Party A shall give notice of breakdown of such Early Termination Amount, including the details of the Risk Mitigating Transactions and profits and losses arising from such Risk Mitigating Transactions, and information used for calculation of the Early Termination Amount obtained pursuant to the provision of Paragraph 7, to Party B.
- 9 If Party A and Party B have agreed to adopt an alternative description of the event set forth in Article 29.1.(3).d. of this Agreement pursuant to the provision of Article 29.3 of this Agreement, the provision of Paragraph 3 shall be replaced with the following.

[Notwithstanding the provisions of Paragraphs 1 and 2, if the Event of Default set forth in Article 29.1.(3).d. or Article 29.1.(4) of this Agreement occurs and is continuing in respect of Party B, Party A may designate the Early Termination Date of the Subject Clearing Brokerage Contracts within 20 days after the occurrence of such Event of Default (referred to as “Early Termination Date Designation Period” in this paragraph). In this case, the Early Termination Date shall be designated by such method and shall have such effect as set forth in the provisions of Paragraphs 1 and 2. If Party A does not designate the Early Termination Date within the Early Termination Date Designation Period, all Subject Clearing Brokerage Contracts shall be automatically terminated as of the expiry of the Early Termination Date Designation Period without further notice from Party A or Party B.]

Article 31. Return of Customer Initial Margin upon Termination of Subject Clearing Brokerage Contracts

- 1 If all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Article 30.2 or 30.3 of this Agreement, Party A shall immediately return to Party B Customer Initial Margin deposited by Party B, provided that Party B may not request the return of Customer Initial Margin from Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts and Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed under the provision of Article 26.1 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations in Customer Initial Margin are settled pursuant to the provision of Article 32 below.
- 2 For the purpose of Paragraph 1, if Customer Initial Margin is deposited in the form of Eligible Securities Collateral, unless otherwise agreed between Party A and Party B, Party A shall return Cash in the amount equivalent to the market value of the Eligible Securities Collateral as of the Early Termination Date used to determine the appraisal value of the Eligible Securities Collateral in lieu of returning Eligible Securities Collateral.

3 When all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Article 30.2 or 30.3 of this Agreement, Party A and Party B shall immediately return to the other party Variation Margin deposited by the other party in accordance with this Agreement, provided that Party B may not request the return of Variation Margin from Party A until the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts is completed under the provision of Article 26.1 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations in Variation Margin are settled pursuant to the provision of Article 32 below.

Article 32. Close-Out Netting of Claims and Obligations upon Termination of Subject Clearing Brokerage Contracts

If all Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Article 30.2 or 30.3 of this Agreement, all monetary obligations between Party A and Party B under this Agreement outstanding as of the Early Termination Date, including the obligation to pay the Early Termination Amount upon the termination of the Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Article 30.7 of this Agreement, the obligation to return Customer Initial Margin and Variation Margin pursuant to the provision of Article 31 of this Agreement, the obligation to pay unpaid Fixed Amount, Floating Amount and Mark-to-Market Difference and any and all other monetary obligations outstanding between Party A and Party B, shall be settled as follows:

- (1) The total Early Termination Amounts payable by Party A to Party B in respect of all Subject Clearing Brokerage Contracts terminated pursuant to the provision of Article 30.2 or 30.3 of this Agreement, total Variation Margin to be returned from Party A to Party B and other monetary obligations of Party A owed to Party B outstanding as of the Early Termination Date, excluding the obligations to return Customer Initial Margin under the provision of Article 31 of this Agreement, (“Party A’s Obligations at Early Termination Date”) shall be netted with the total Early Termination Amounts payable by Party B to Party A in respect of the Subject Clearing Brokerage Contracts, total Variation Margin to be returned from Party B to Party A and other monetary obligations of Party B owed to Party A outstanding as of the Early Termination Date (“Party B’s Obligations at Early Termination Date”). For the purpose of this item, in respect of the Variation Margin or monetary obligations to be paid or received in any currency other than Japanese yen, the above amounts shall be the Japanese yen equivalent of such amounts converted using the quotes of foreign exchange rate on the Early Termination Date;
- (2) As a result of netting pursuant to the provision of Item (1), if Party B’s Obligations at Early Termination Date remain, the amount of Customer Initial Margin deposited with Party A by Party B, or, if Customer Initial Margin consists of Eligible Securities Collateral, but Party A will not return Cash equivalent to the market value of the Eligible Securities Collateral as set forth in the provision of Article 31 of this Agreement, the liquidation proceeds of Eligible Securities Collateral, shall be deducted from the remaining amount of Party B’s Obligations at Early Termination Date. As a result, if the amount of the Party B’s Obligations at Early Termination Date becomes negative, Party A shall have an obligation to immediately return to Party B the amount equal to the absolute value of such negative value.
- (3) As a result of netting pursuant to the provision of Item (2), if the Party B’s Obligations at

Early Termination Date still remain, the amount of Initial Margin deposited by Party B with JSCC, or, if Initial Margin consists of Eligible Securities Collateral, the proceeds from liquidation of Eligible Securities Collateral by Party A, shall be deducted from the remaining amount of Party B's Obligations at Early Termination Date. As a result, if the amount of the Party B's Obligations at Early Termination Date becomes negative, Party B may request the return from Party A of Initial Margin delivered from JSCC up to the amount equal to the absolute value of such negative value.

- (4) As a result of netting pursuant to the provision of Item (3), if the Party B's Obligations at Early Termination Date still remain, that remaining amount shall constitute the obligations of Party B owed to Party A arising from the termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts (referred to as "Party B's Final Obligations" in this Article) and the claims in the Party B's Final Obligations shall constitute the claims of Party A to Party B.
- (5) As a result of netting pursuant to the provision of Item (1), if the Party A's Obligations at Early Termination Date remain, the sum of the absolute value of the Party A's Obligations at Early Termination Date and the amount of the obligation to return Customer Initial Margin pursuant to the provision of Article 31 of this Agreement shall constitute the obligations of Party A owed to Party B arising from the termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts (referred to as "Party A's Final Obligations" in this Article) and the claims in the Party A's Final Obligations shall constitute the claims of Party B to Party A.

Section 2 Default of Party A

Article 33. Termination of Cleared Contracts Subject to Brokerage due to Default of Party A

If JSCC declares the Default of Party A, Cleared Contracts subject to Brokerage shall be automatically terminated on the date of such declaration (hereinafter referred to as "Party A Default Determination Date") without further notice from JSCC or Party A.

Article 34. Position Transfer of Outstanding Contracts

1 On the termination of the Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provision of Article 33 of this Agreement, Party B may cause the claims and obligations listed below (collectively "Outstanding Contracts") to be transferred through Position Transfer as a whole, to one or more Successor Clearing Brokers through the submission of a request to JSCC in the form prescribed by JSCC via the Successor Clearing Broker(s), and if JSCC accepts such request for the Position Transfer, in accordance with the Rules. This may only be done during the period specified in the Rules:

- (1) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the claims and obligations under the Cleared Contracts subject to Brokerage between Party A and JSCC which are in effect immediately before the termination of such Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provision of Article 33 of this Agreement; and
- (2) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the claims and obligations under the Subject Clearing Brokerage

Contracts between Party A and Party B which are in effect immediately before the termination of the Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provision of Article 33 of this Agreement.

- 2 Party A and Party B hereby agree in advance that when the Outstanding Contracts are transferred to the Successor Clearing Broker(s) pursuant to the provision of Paragraph 1, Initial Margin in which Party B has the right to claim the return pursuant to the provision of Article 17 of this Agreement shall be deemed as Initial Margin deposited with JSCC through the Successor Clearing Broker(s) acting as agent for Party B at the time of such Position Transfer.
- 3 Where Party B requests to JSCC the Position Transfer of the Outstanding Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1, Party B shall request the Successor Clearing Broker for the Position Transfer and shall obtain the acceptance of the Successor Clearing Broker in advance.
- 4 When the Outstanding Contracts are transferred to the Successor Clearing Broker(s), the claims and obligations arising as a result of the Subject Clearing Brokerage Contracts between Party A and Party B as well as the claims and obligations resulting from Variation Margin paid or received between them in relation to such Subject Clearing Brokerage Contracts, excluding the obligations of Party A that is due at the time of the declaration of the Default in respect of Party A and the obligations of Party A related to Unpaid Amount set forth in Article 85-5.1 of the Business Rules, and the claims and obligations relating to Customer Initial Margin in the amount equal to those deemed to have been deposited with JSCC by Party B through the Successor Clearing Broker acting as agent for Party B pursuant to the provision of Paragraph 2, shall cease to exist and have no future effect in accordance with the Rules.

Article 34-2. Position Transfer of Outstanding Cross Margined Contracts

- 1 Notwithstanding the provision of Article 34, when the legal relationship with the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts set forth in Article 28-9.1 comes into existence as a result of a Default of Party A, Party B may cause the claims and obligations listed below (collectively the "Outstanding Cross Margined Contracts") to be transferred through Position Transfer as a whole to one or more Successor Clearing Brokers through the submission of a Position Transfer Request in the form prescribed by JSCC to JSCC via the Successor Clearing Broker(s) and if JSCC accepts such request, in accordance with the provisions of the Rules. This may only be done during the period specified in the Rules:
 - (1) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the claims and obligations under the Cleared Contracts subject to Brokerage between Party A and JSCC which are in effect immediately before the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract coming into existence pursuant to the provision of Article 28-9.1 of this Agreement;
 - (2) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the claims and obligations under the Subject Clearing Brokerage Contracts between Party A and Party B which are in effect immediately before the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts coming into existence pursuant to the provision of Article 28-9.1 of this Agreement.

- 2 Party A and Party B hereby agree in advance that when the Outstanding Cross Margined Contracts are transferred to the Successor Clearing Broker(s) pursuant to the provision of Paragraph 1, Initial Margin in which Party B has the right to claim the return pursuant to the provision of Article 17 of this Agreement shall be deemed as Initial Margin deposited with JSCC through the Successor Clearing Broker(s) acting as agent of Party B at the time of such Position Transfer.
- 3 Where Party B requests to JSCC the Position Transfer of the Outstanding Cross Margined Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1, Party B shall request to the Successor Clearing Broker the Position Transfer and shall obtain the consent of the Successor Clearing Broker in advance.
- 4 When the Outstanding Cross Margined Contracts are transferred to the Successor Clearing Broker(s), the claims and obligations arising as a result of the Subject Clearing Brokerage Contracts between Party A and Party B as well as the claims and obligations resulting from Variation Margin paid or received between them in relation to such Subject Clearing Brokerage Contracts, excluding the obligations of Party A that is due at the time of the declaration of the Default in respect of Party A and the obligations of Party A related to Unpaid Amount set forth in Article 85-5.1 of the Business Rules, and the claims and obligations relating to Customer Initial Margin in the amount equal to those deemed to have been deposited with JSCC by Party B through the Successor Clearing Broker(s) acting as agent pursuant to the provision of Paragraph 2, shall cease to exist and have no future effect in accordance with the Rules.
- 5 The Position Transfer of Outstanding Cross Margined Contracts by Party B as set forth in Paragraphs 1 through 4 above may only be allowed when Party B has agreed with the Listed Futures Successor Clearing Broker (*kokusai sakimonotou shoukei seisan sankasha*) on the Listed Futures Position Transfer (*kokusai sakimonotou shoukei*), and submitted a request for Listed Futures Position Transfer in the form prescribed by JSCC to JSCC via the Listed Futures Successor Clearing Broker.

Article 34-3. Listed Futures Position Transfer of Claims and Obligations related to JGB Futures Cleared Contracts (*kokusai sakimono seisan yakujou*) and Interest Rate Futures Cleared Contracts (*kinri sakimono seisan yakujou*)

- 1 When the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract set forth in Article 28-9.1 of this Agreement comes into existence, Party B may cause the claims and obligations listed in Items (1) and (2) below (hereinafter collectively referred to as the “Claims and Obligations related to JGB Futures Cleared Contracts”) and the claims and obligations listed in Items (3) and (4) below (referred to as the “Claims and Obligations related to Interest Rate Futures Cleared Contracts”) to be transferred through Position Transfer as a whole to a Listed Futures Successor Clearing Broker through the submission of a Position Transfer Request in the form prescribed by JSCC to JSCC via the Listed Futures Successor Clearing Broker and if JSCC accepts such request, in accordance with the provisions of the Rules. This may only be done during the period specified in the Rules:

- (1) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are

identical to the claims and obligations with the same terms and conditions as those related to Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and JSCC which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts comes into existence according to the provision of Article 28-9.1;

- (2) The claims and obligations listed in Item (1) of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and Party B which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract comes into existence according to the provision of Article 28-9.1.
- (3) The claims and obligations of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the claims and obligations with the same terms and conditions as those related to Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and JSCC which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts comes into existence according to the provision of Article 28-9.1;
- (4) The claims and obligations listed in Item (3) of which the terms and conditions as prescribed in the Rules are identical to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts set forth in Article 28-9.1 between Party A and Party B which are in effect at the time when the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contract comes into existence according to the provision of Article 28-9.1.

2 Where Party B requests to JSCC a Listed Futures Position Transfer in respect of the claims and obligations related to JGB Futures Cleared Contracts and the like and Interest Rate Futures Cleared Contracts and the like pursuant to the provision of Paragraph 1, Party B shall request to the Listed Futures Successor Clearing Broker the Listed Futures Position Transfer and obtain the consent of the Listed Futures Successor Clearing Broker (and the JGB Futures Non-Clearing Participant, when the JGB Futures Contracts or Interest Rate Futures Contracts of Party B are traded through a JGB Futures Non-Clearing Participant) in advance.

3 When a Listed Futures Position Transfer to the Listed Futures Successor Clearing Broker is effected in respect of the claims and obligations related to JGB Futures Cleared Contracts and the like and Interest Rate Futures Cleared Contracts and the like, the claims and obligations identical to the claims and obligations related to the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts set forth in Article 28-9.1 and the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts shall cease to exist and have no future effect pursuant to the provisions of the Rules.

Article 35. Close-Out Netting of Subject Clearing Brokerage Contracts if Outstanding Contracts are not Transferred

1 Upon termination of the Cleared Contracts subject to Brokerage pursuant to the provision of Article 33 of this Agreement, if the Outstanding Contracts are not transferred pursuant to the

provision of Article 34 of this Agreement or the Outstanding Cross Margined Contracts are not transferred pursuant to the provision of Article 34-2, all Subject Clearing Brokerage Contracts shall be automatically terminated without further notice from Party A or Party B, and Party A and Party B shall pay or receive the Early Termination Amount with respect to all of those Subject Clearing Brokerage Contracts. In this case, the Early Termination Amount shall be the sum of the Profit and Loss before Default calculated pursuant to the provision of Paragraph 2 and the Post-Default Allocated Profit and Loss calculated in the manner described below. For the purpose of this Paragraph, when the Cash Settlement Amount is to be paid or received in any currency other than Japanese yen, it shall be Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate set forth in Article 6 of the Rules on Default Settlement Regarding Clearing Participants in Relation to IRS Clearing Business (*kinri suwappu torihiki seisan gyomu ni kansuru seisan sankasha no hatan shori ni kansuru kisoku*):

(1) The amount of the Post-Default Allocated Profit and Loss shall be the sum of the amounts obtained pursuant to a. through g. below, or, if Party B is not a Customer set forth in Article 94.1 of the Business Rules, pursuant to b. through g. below:

a. The sum of the Cash Settlement Amount arising from the Cleared Contracts subject to Brokerage to be paid or received on each JSCC Business Day during the period from the Party A Default Determination Date through the JSCC Business Day following the date on which it is determined that Party B is unable to transfer the Outstanding Contracts as set forth in Article 34 of this Agreement;

(For the purpose of this item, the “Last Day of Position Transfer Window” means JSCC Business Day following the date on which it is determined that Customers (including Party B) is unable to transfer the Outstanding Contracts as set forth in Article 34 of the Clearing Brokerage Agreement(s).)

b. The total amount of the portion, allocated to the Cleared Contracts subject to Brokerage, of the Cash Settlement Amount, to be paid or received on the second JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B, arising from:

(i) Party A’s Cleared Contracts on its proprietary account;

(ii) Party A’s Customer’s Cleared Contracts that are confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 or Article 94-2 of the Business Rules by the JSCC Business Day preceding the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B;

(in this b. through f. below, the Cleared Contracts that are confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 of the Business Rules by the JSCC Business Day preceding the Last Day of Position Transfer Window shall be referred to as the “Subject Cleared Contracts for Hedge”)

- (iii) Cleared Contracts subject to Brokerage, as well as, the other Customer's Cleared Contracts as a result of Party A's Clearing Brokerage for such other Customers, with respect to whom the Last Day of Position Transfer Window is the same as that applicable to Party B, if any;
(in this b. through f. below, the Cleared Contracts described in this (iii) shall be referred to as the "Cleared Contracts subject to Brokerage")

and

- (iv) Hedge Transactions related to these Cleared Contracts.

The allocation shall be determined by prorating said amount according to the risk (as such term set forth in Item(1)-3 below) respectively calculated with respect to the Subject Cleared Contracts for Hedge, the Cleared Contracts subject to Brokerage as of the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B;

- c. If no other Customer's Cleared Contract for which Party A is acting as Clearing Broker is confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 of the Business Rules on or after the JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B, the total amount of the portion, allocated to the Cleared Contracts subject to Brokerage, of the Cash Settlement Amount to be paid or received on each JSCC Business Day from the third JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B through the date of the Default Auction (*hatan shori nyuusatsu*) with respect to the Default of Party A (referred to as the "Default Auction Date") plus the Successful Bid Amount (*rakusatsu zi shiharai kingaku*) less the Net Present Value as of the JSCC Business Day immediately preceding the Default Auction Date, each arising from the Subject Cleared Contracts for Hedge, Cleared Contracts subject to Brokerage and Hedge Transactions related to these Cleared Contracts. The allocation shall be determined by prorating such amount in the same manner as the provision of b. above;
- d. If one or more other Customer's Cleared Contracts for which Party A is acting as Clearing Broker are confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 of the Business Rules on or after the JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B (such other Customer shall be referred to as "Customer Added to Hedge"), the amount determined as follows:

For the purpose of d. through f., on the Last Day of Position Transfer Window applicable to Customer Added to Hedge, the Cleared Contracts subject to Brokerage shall be included in Subject Cleared Contracts for Hedge.

- (i) The Cash Settlement Amount, arising from Subject Cleared Contracts for Hedge, Cleared Contracts of such Customer Added to

Hedge and Hedge Transactions related to these Cleared Contracts, to be paid or received on the second JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to each Customer Added to Hedge shall be obtained;

- (ii) The amount obtained in (i) above shall be allocated on a pro-rata basis according to their risk respectively calculated on the Last Day of Position Transfer Window applicable to the Customer Added to Hedge with respect to the Subject Cleared Contracts for Hedge and the Cleared Contracts of the Customer Added to Hedge; and
 - (iii) The amount allocated to Subject Cleared Contracts for Hedge according to (ii) above shall be further allocated to (a) Cleared Contracts on Party A's proprietary account, (b) Party A's Customer's Cleared Contracts which was confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 of the Business Rules before the Last Day of Position Transfer Window applicable to Party B and (c) the Cleared Contracts subject to Brokerage on a pro-rata basis in the same manner as the provision of b. above. The amount so allocated to the Cleared Contracts subject to Brokerage shall be the amount used for calculation of Cash equivalent to the Early Termination Charge for the Cleared Contracts subject to Brokerage.
- e. When d. above applies, if no other Customer's Cleared Contract for which Party A is acting as Clearing Broker is confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 of the Business Rules on or after the JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to each Customer Added to Hedge above, the sum of the amount of the portion, allocated to Cleared Contracts subject to Brokerage, of the Cash Settlement Amount to be paid or received on each JSCC Business Day from the third JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to the Customer Added to Hedge through Default Auction Date plus Successful Bid Amount less the Net Present Value as of the JSCC Business Day immediately preceding the Default Auction Date, each arising from the Subject Cleared Contracts for Hedge, the Cleared Contracts of the Customer Added to Hedge and Hedge Transactions related to these Cleared Contracts. The allocation shall be determined by prorating such amount in the same manner as the provision of d. above;
- f. When d. above applies, if one or more further Customer's Cleared Contracts for which Party A is acting as Clearing Broker are confirmed not to be transferred pursuant to Article 94 of the Business Rules on or after the JSCC Business Day following the Last Day of Position Transfer Window applicable to said Customer Added to Hedge, the sum of the amount obtained by the calculation made in the same manner as the provisions of d. and e. above. If there is one or more additional Customers for which Party A is acting as Clearing Broker is decided not being able to transfer the Cleared Contracts executed for its account

pursuant to Article 94 of the Business Rules thereafter, the total amount calculated in the same manner shall be added accordingly.

- g. When Party B is a Cross Margining User, if a Cross Margining Liquidation Transaction is executed in respect of Party B's Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts, the amount equal to the Cash Settlement Amount related to the Cleared Contract which comes into existence as a result of such Cross Margining Liquidation Transaction.

(1)-2 The "Cash Settlement Amount" and the "Net Present Value" referred to in Item (1) shall be calculated by JSCC pursuant to the provisions of the Rules on an assumption that Cleared Contracts to which Party A is a party, including Cleared Contracts subject to Brokerage, validly exist on the Party A Default Determination Date, and the "Cash Settlement Amount" and the "Net Present Value" to be paid or received in any currency other than Japanese yen shall be Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate set forth in Article 6 of the Rules on Default Settlement Regarding Clearing Participants in Relation to IRS Clearing Business.

(1)-3 The "risk" referred to in Item (1) means the amount, with respect to the relevant Cleared Contracts, calculated by JSCC according to the method set forth in Paragraph 1.(1).a. of Appendix 2 to the Handling Procedures of Interest Rate Swap Business Rules.

(2) When Party A is to pay to Party B the Post-Default Allocated Profit and Loss calculated pursuant to the provision of Item (1), Party A shall be deemed to owe a payment obligation related to such Cash to Party B.

(3) When Party B is to pay to Party A the Post-Default Allocated Profit and Loss calculated pursuant to the provision of Item (1), Party B shall be deemed to owe a payment obligation related to such Cash to Party A.

2 The amount of Profit and Loss before Default shall be, in respect of each Subject Clearing Brokerage Contract, the sum total of the Net Present Value calculated on the Calculation Date upon Party A Default, excluding those in respect of which the Cleared Contracts subject to Brokerage related to the Subject Clearing Brokerage Contract is Cleared Contracts (Settlement Type). For the purpose of this Paragraph, "Calculation Date upon Party A Default" means the JSCC Business Day immediately preceding the Party A Default Determination Date when Variation Margin is settled on the Party A Default Determination Date, or the day that is 2 JSCC Business Days preceding the Party A Default Determination Date when Variation Margin is not settled on the Party A Default Determination Date.

3 When Party A owes to pay the Post-Default Allocated Profit and Loss to Party B pursuant to the provision of Paragraph 1.(2), Party B may directly request JSCC to pay the same amount as the relevant Post-Default Allocated Profit and Loss. When JSCC makes such payment, the payment obligation of Party A against Party B related to the Post-Default Allocated Profit and Loss set forth in Paragraph 1.(2) shall cease to exist.

- 4 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, Party A and Party B shall immediately return to the other party Variation Margin deposited by the other party in accordance with this Agreement, provided that neither Party A nor Party B may request the return of said Variation Margin from the other party until the settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage, Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed pursuant to the provisions of Articles 26.2 and 26.3 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations arising from Variation Margin are settled pursuant to the provision of Paragraph 7.
- 5 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, Party A shall immediately return to Party B Customer Initial Margin deposited by Party B, provided that Party B may not request the return of said Customer Initial Margin from Party A until the settlement of all Cleared Contracts subject to Brokerage, Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts recorded on Party B Clearing Brokerage Account is completed pursuant to the provision of Article 26.1 of this Agreement, except for the case where the claims and obligations arising from Customer Initial Margin are settled pursuant to the provision of Paragraph 7.
- 6 For the purpose of Paragraph 5, where Customer Initial Margin is deposited in the form of Eligible Securities Collateral, unless otherwise agreed between Party A and Party B, Party A shall return Cash in the amount equivalent to the market value of Eligible Securities Collateral used to determine the appraisal value of the Eligible Securities Collateral as of the Initial Loss-Determination Date in relation to the Default of Party A (“Initial Loss-Determination Date”) in lieu of returning the Eligible Securities Collateral.
- 7 If the Subject Clearing Brokerage Contracts are terminated pursuant to the provision of Paragraph 1, all monetary obligations outstanding between Party A and Party B under this Agreement as of the Initial Loss-Determination Date shall be settled as set forth below. Such monetary obligations shall include the obligations to pay the Early Termination Amount as a result of termination of the Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1, which include, if the Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts or Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts are recorded on the Party B Clearing Brokerage Account, the payment obligation existing between Party A and Party B in respect to the legal relationship having the same economic effect as the Subject Clearing Brokerage Contracts that will come into existence pursuant to the provision of Article 28-9.1 of this Agreement (where Paragraph 3 applies, other than the payment obligations related to the Post-Default Allocated Profit and Loss set forth in Paragraph 3; the same applies in this Paragraph), the obligations to return Variation Margin pursuant to the provision of Paragraph 4, the obligations to return Customer Initial Margin pursuant to the provisions of Paragraphs 5 and 6, the obligations to pay Fixed Amount and Floating Amount that remain unpaid, if any, and any and all other monetary obligations outstanding between Party A and Party B:
- (1) The Early Termination Amount payable by Party A to Party B as a result of termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1, Party

A's obligation to return Variation Margin to Party B and other monetary obligations of Party A owed to Party B outstanding as of the Initial Loss-Determination Date, excluding the obligations to return Customer Initial Margin under the provisions of Paragraphs 5 and 6, ("Party A's Obligations at Initial Loss-Determination Date") shall be netted with the Early Termination Amount payable by Party B to Party A as a result of termination of the Subject Clearing Brokerage Contracts, Party B's obligation to return Variation Margin to Party A and other monetary obligations of Party B to Party A outstanding as of the Initial Loss-Determination Date ("Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date"). For the purpose of this paragraph, in respect of the Variation Margin or monetary obligations to be paid or received in any currency other than Japanese yen, the above amounts shall be the Japanese yen equivalent of such amount converted using the quotes of foreign exchange rate set forth in the provision of Article 6 of the Rules on Default Settlement Regarding Clearing Participants in Relation to IRS Clearing Business;

- (2) As a result of netting pursuant to the provision of Item (1), if Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date remain, the amount of Customer Initial Margin deposited by Party B with Party A, or, if Customer Initial Margin consists of Eligible Securities Collateral, but Party A will not return Cash equivalent to the market value of the Eligible Securities Collateral as set forth in the provision of Paragraph 4, the liquidation proceeds of Eligible Securities Collateral shall be deducted from the remaining amount of Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date. As a result, if the amount of the Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date becomes negative, Party A shall have an obligation to immediately return to Party B the amount equal to the absolute value of such negative value.
- (3) As a result of netting pursuant to the provision of Item (2), if the Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date still remain, the amount of Initial Margin deposited by Party B with JSCC, or, if Initial Margin consists of the Eligible Securities Collateral, the liquidation proceeds of Eligible Securities Collateral, shall be deducted from the remaining amount of Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date. As a result, if the amount of Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date becomes negative, Party B may request return of Initial Margin from JSCC up to the amount equal to the absolute value of such negative value.
- (4) As a result of netting pursuant to the provision of Item (3), if the Party B's Obligations at Initial Loss-Determination Date still remain, that remaining amount shall constitute the obligations of Party B owed to Party A arising from the termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts (referred to as "Party B's Final Obligations" in this Article) and the claims in the Party B's Final Obligations shall constitute the claims of Party A to Party B.
- (5) As a result of netting pursuant to the provision of Item (1), if the Party A's Obligations at Initial Loss-Determination Date remain, the sum of that remaining amount and the amount of the obligation to return Customer Initial Margin pursuant to the provisions of Paragraphs 5 and 6 shall constitute the obligations of Party A owed to Party B arising from the termination of all Subject Clearing Brokerage Contracts (referred to as "Party A's Final Obligations" in this Article) and the claims in the Party A's Final Obligations shall

constitute the claims of Party B to Party A.

8 If Party A owes Party A's Final Obligations pursuant to the provision of Paragraph 7, Party A shall perform Party A's Final Obligations by the time agreed between Party A and Party B, or promptly, absent such agreement, and in the manner agreed between Party A and Party B.

9 If Party B owes Party B's Final Obligations pursuant to the provision of Paragraph 7, Party B shall perform Party B's Final Obligations by the time and in the manner as designated by Party A.

Section3 Position Transfer of Outstanding Contracts Due to Default of Other Clearing Participants

Article 36. Position Transfer of Outstanding Contracts Due to Default of Other Clearing Participants

1 If JSCC declares the Default of other Clearing Participant who also is a Clearing Broker for Party B ("Defaulting Clearing Participant") and if the Cleared Contracts of Party B are terminated, said Cleared Contracts and other claims and obligations specified in the Rules (collectively "Defaulting Clearing Participant's Outstanding Contracts") will be transferred to Party A through Position Transfer pursuant to the provisions of the Rules, through submission by Party B of request for Position Transfer to Party A and subject to an acceptance of Position Transfer by Party A.

2 When Party A accepts Position Transfer of the Defaulting Clearing Participant's Outstanding Contracts pursuant to the provision of Paragraph 1 and receives the Position Transfer request form from Party B in accordance with the Rules, Party A must submit the request form to JSCC within the period of time specified in the Rules. Such request form shall state, among other things, the effect that Party A has received the request to accept the Position Transfer and it has consented to accept such Position Transfer; that Party B is requesting such Position Transfer to JSCC; and that Party A is submitting the request form for such Position Transfer to JSCC.

3 Upon the Position Transfer of the Defaulting Clearing Participant's Outstanding Contracts to Party A pursuant to the provision of Paragraph 1, the provisions of this Agreement shall apply to the Defaulting Clearing Participant's Outstanding Contracts transferred to Party A as if they are the Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) and the Subject Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type) under this Agreement.

4 Party A and Party B hereby agree in advance that upon the Position Transfer of the Defaulting Clearing Participant's Outstanding Contracts to Party A pursuant to the provision of Paragraph 1, Initial Margin in which Party B has the right to claim return pursuant to the provisions of the Clearing Brokerage Agreement between Party B and the Defaulting Clearing Participant shall be deemed as Initial Margin deposited with JSCC by Party B through Party A acting as its agent at the time of such Position Transfer.

Section 4 Participation in Default Auction for Other Clearing Participant

Article 37. Hedge Transaction

1 Under Clearing Brokerage for Party B which is in the same Corporate Group as Party A, Party A

may become a party to the Hedge Transactions set forth in Article 93.1 of the Business Rules with JSCC for the account of Party B.

- 2 When a Hedge Transaction is executed between JSCC and Party A pursuant to the provision of Paragraph 1, the provisions of this Agreement shall apply as if that Hedge Transaction is the Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) which comes into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B, and the legal relationships between Party A and Party B in respect of that Hedge Transaction is the Subject Clearing Brokerage Contract (Collateral Type) corresponding to the Hedge Transaction which is deemed as the Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) pursuant to the provision of this paragraph.

Article 37-2. Cross Margining Liquidation Transaction

- 1 Under Clearing Brokerage for Party B, Party A may execute Cross Margining Liquidation Transactions with JSCC on Party B's book in accordance with Article 93-2.2 of the Business Rules.

- 2 When a Cross Margining Liquidation Transaction is executed between JSCC and Party A pursuant to the provision of Paragraph 1, the provisions of this Agreement shall apply as if that Cross Margining Liquidation Transaction is the Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) which comes into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage for Party B, and the legal relationships between Party A and Party B in respect of that Cross Margining Liquidation Transaction is the Subject Clearing Brokerage Contract (Collateral Type) corresponding to the Cross Margining Liquidation Transaction which is deemed as the Cleared Contract subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) pursuant to the provision of this paragraph.

Article 38. Default Auction

- 1 Under Clearing Brokerage for Party B which is in the same Corporate Group as Party A, Party A may participate in the Default Auction for the account of Party B. If Party A wins a bid for the Auction Transactions for the account of Party B, these Auction Transactions shall come into effect between JSCC and Party A as broker for Party B.

- 2 When the Auction Transactions come into effect between JSCC and Party A pursuant to the provision of Paragraph 1, the provisions of this Agreement shall apply as if the Auction Transactions are the Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) which comes into effect as a result of Party A's Clearing Brokerage and the legal relationships between Party A and Party B in respect of the Auction Transactions are the Subject Clearing Brokerage Contracts (Collateral Type) corresponding to the Auction Transactions which are deemed as the Cleared Contracts subject to Brokerage which are Cleared Contracts (Collateral Type) pursuant to the provision of this paragraph.

Chapter 7 Miscellaneous Provisions

Article 39. Voluntary Termination of this Agreement

- 1 This Agreement may be terminated by mutual agreement upon consultation between Party A and

Party B.

- 2 In addition to the provision of Paragraph 1, Party A or Party B may terminate this Agreement by giving a written notice of termination to the other party not less than XX JSCC Business Days preceding the date on which it desires the termination.
- 3 When this Agreement is to be terminated pursuant to the provision of Paragraph 1 or 2, Party A shall give prior notification to JSCC. Such notification shall be given by the third JSCC Business Day preceding the desired date of the termination in the event of the termination pursuant to the provision of Paragraph 1 or without delay after Party A gives or receives the written notice of termination to or from the other party, as the case may be, in the event of the termination pursuant to the provision of Paragraph 2.
- 4 The provisions of this Agreement shall continue to govern the Subject Clearing Brokerage Contracts executed before the termination of this Agreement pursuant to the provision of Paragraph 1 or 2.
- 5 Notwithstanding the provisions of Paragraphs 1 and 2, no termination of this Agreement shall become effective until JSCC receives the notification pursuant to the provision of Paragraph 3.

Article 40. Compulsory Termination of this Agreement

- 1 If an Event of Default occurs and is continuing in respect of Party B, Party A may terminate this Agreement immediately by giving Party B written notice of not more than 20 days, provided that, in any of the Events of Default, this Agreement shall be automatically terminated upon occurrence of such Event of Default as a matter of course without a written notice from Party A to Party B, if Party A and Party B have so agreed in advance.
- 2 When JSCC declares the Default of Party A, this Agreement shall be automatically terminated as a matter of course without any notification from Party A or Party B upon completion of the settlement of all Subject Clearing Brokerage Contracts outstanding as of such time.
- 3 When this Agreement shall terminate pursuant to the provision of Paragraph 1 or 2, Party A or Party B shall notify JSCC to that effect in advance or without delay after the termination.
- 4 Notwithstanding the provisions of Paragraphs 1 and 2, no termination of this Agreement shall become effective until JSCC receives the notification pursuant to the provision of Paragraph 3.
- 5 If the settlement of the Subject Clearing Brokerage Contracts has not been completed at the time of the termination of this Agreement pursuant to the provision of Paragraph 1, this Agreement shall continue to govern said Subject Clearing Brokerage Contracts and the settlement thereof.

Article 41. Reports

- 1 Upon request of Party A, Party B shall report to Party A without delay the matters required to be reported in connection with the Subject Clearing Brokerage Contracts.

2 Upon occurrence of an Event of Default, Party B shall immediately report that effect to Party A in writing.

Article 42. No Assignment of Claims

Neither Party A nor Party B may assign to any third party, pledge or otherwise dispose of its claims under this Agreement, unless JSCC's written approval has been obtained in advance, the request for which shall be made using the JSCC's prescribed form.

Article 43. Confidentiality

1 Party A and Party B shall keep confidentiality of, and shall not use for any other purpose, business secrets of the other party which it becomes aware in connection with this Agreement. The "secret" referred to above shall mean confidential facts that are not otherwise available to general public and may have significant commercial impact.

2 Party A and Party B shall not divulge business secrets set forth in Paragraph 1 to any third party, except for the following cases or unless there is other legitimate grounds for doing so:

- (1) When it obtains a prior written consent of the other party;
- (2) When the disclosure or provision thereof is required by an order or request from a court, competent authority or any other public institution or a financial instruments exchange or any other self-regulatory organization, or by law or regulation;
- (3) When it is disclosed or provided to an attorney, certified public accountant, tax accountant or other professional or any other Legal Entity (*houjin tou*) in the same Corporate Group, to the extent necessary for its performance of this Agreement or for the protection of its rights; or
- (4) When it files a report to JSCC or accepts investigations conducted by JSCC.

Article 44. Notice of Changes in Notifiable Matters

Party B shall immediately give a written notice to Party A of any change in its trading name, name, representative, seal impression or signature registered with Party A, address, location of its office or other matters.

Article 45. Disclaimer

1 Neither Party A nor JSCC shall be liable for any damage arising as a result of a delay in the return of Margin requested by Party B or the performance of any other obligation due to an act of God or other event of force majeure.

2 Neither Party A nor JSCC shall be liable for any loss, destruction of or other damage to Margin resulting from any of the events described in Paragraph 1.

3 As long as Party A has verified with due care and believed that a seal impression or signature affixed on a written notification or other document is the same as the seal impression or specimen signature notified to Party A in advance, Party A shall not be liable for any damage

resulting from forgery, falsification of or other trouble in such document.

Article 46. Effectiveness of Notice

1 Any notice or other communication between Party A and Party B in connection with this Agreement shall be given by any of the below listed methods to the address or office notified by Party B to Party A or in accordance with the details of electronic communication system or e-mail, and shall become effective at such time as set forth below, provided, however, that the methods of Items (5) and (6) may not be used for a notice or other communications between Party A and Party B in connection with the matters set forth in Article 29 or 30 of this Agreement. If the timing set forth below with respect to each method of notice is not a day on which commercial banks located in the place designated by Party B as its address for receiving notices are open for general business, including the dealings in foreign exchange and foreign currency deposits (referred to as “Local Business Day” in this paragraph) or after the business hours on a Local Business Day, such notice or other communication shall become effective on the next Local Business Day:

- (1) Delivery by hand or sending by mail in writing: the date of the receipt;
- (2) Transmission by telex: the date of receipt of an answerback from the recipient;
- (3) Transmission by facsimile: the date on which a qualified employee of the recipient receives it in a legible form;
- (4) Sending by a contents-certified or registered mail or by equivalent method: the date of delivery or attempted delivery;
- (5) Sending through an electronic communication system: the date of receipt; or
- (6) Sending by e-mail: the date of delivery.

2 In the event of a late delivery or failure of delivery of any notice or other communication between Party A and Party B addressed to the address or office notified by Party B to Party A for any reason attributable to Party B, it shall be deemed to have arrived at the time when it should have arrived under ordinary circumstances.

Article 47. Standard Time

Unless otherwise set forth in this Agreement, any reference to the year, month, day and time in this Agreement shall be the reference to year, month, day and time in Japan Standard Time.

Article 48. Reports by Electromagnetic Means

With a consent of Party A, Party B may, instead of submitting a document in writing, provide information to be reported under the provision of Article 41.2 hereof or notify under the provision of Article 44 hereof (excluding notification regarding changes in its seal impression or signature) via an electronic information processing system or other information and communication technology. The submission of report or notification in the above mean shall have the same effect as a report or notification in writing.

Article 49. Execution of Memorandum of Understanding

So long as it is consistent with this Agreement and the Rules, Party A and Party B may conclude a memorandum of understanding or other consent letter on the matters related to this Agreement or Clearing Brokerage under this Agreement (including the matters related to delinquent charges, bank transfer fees and other matters not prescribed in this Agreement).

Article 50. Matters not Set Forth in this Agreement

Matters not set forth in this Agreement in connection with the Subject Clearing Brokerage Contracts shall be subject to the memorandum of understanding or other consent letter concluded between Party A and Party B pursuant to Article 49 of this Agreement, if any, as well as the Rules.

Article 51. Precedence of this Agreement

- 1 In the event of any inconsistency or conflict between an agreement between Party A and Party B and the provisions of this Agreement or the Rules, the provisions of this Agreement and the Rules shall prevail to the extent of such inconsistency or conflict.
- 2 In the event of any inconsistency or conflict between the provisions of this Agreement and the Rules, the Rules shall prevail to the extent of such inconsistency or conflict.

Article 52. Governing Law

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

Article 53. Jurisdiction

- 1 Party A and Party B hereby agree that the competent court in the location of the head office or XX branch of Party A shall have the jurisdiction over any legal action relating to this Agreement or the Subject Clearing Brokerage Contracts.
- 2 Notwithstanding the provision of Paragraph 1, Party A and Party B may separately agree on the exclusive jurisdiction or arbitration in respect of any dispute in connection with this Agreement or the Subject Clearing Brokerage Contracts.

Note 1) Upon execution of the Clearing Brokerage Agreement, Party A and Party B may elect to use either Exhibit Form 3 (*youshiki dai 3 gou*) or Exhibit Form 3-2 (*youshiki dai 3 gou no 2*) of Handling Procedures of Interest Rate Swap Business Rules.

Note 2) Party A and Party B may determine the number of days to be inserted to “○ JSCC Business Days” in Article 39.2 of this Agreement by mutual agreement.

Note 3) Party A and Party B may amend Article 43 of this Agreement (except for Article 43.2.(4)) with their mutual agreement.

Note 4) Party A and Party B may delete, or designate and insert a name of certain branch to, the phrase “○○ branch” in Article 53.1 of this Agreement by mutual Agreement. The provisions of Articles 53.1 and 53.2 of this Agreement may be amended by a mutual agreement between Party A and Party B.

Note 5) When Party A and Party B desires to agree otherwise under the provisions of this Agreement that have reference to “by mutual agreement,” “agreement between Party A and Party B,” “separate agreement,” “Party A and Party B separately agree otherwise,” or “otherwise agreed between Party A and Party B,” such agreement shall be evidenced by a separate memorandum of understanding executed pursuant to the provision of Article 49 of this Agreement, incorporating such agreement into the provisions of this Agreement or referring to attachment hereto.

様式第4号 誓約書の様式（日本語）

誓 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名
印

〇〇〇〇〇〇（以下「当法人」といいます。）は、貴社の定めた金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）第43条第2項の規定及び〇〇〇〇（以下「本受託清算参加者」といいます。）との間で締結した〇〇年〇〇月〇〇日付清算受託契約第3条第1項の規定に基づき、あらかじめ本業務方法書等の内容を確認及び了承のうえ、本受託清算参加者を経由して、この誓約書（以下「本誓約書」といいます。）を貴社に提出します。

なお、本誓約書において使用する用語は、本誓約書に別段の定めがある場合を除くほか、業務方法書において使用される用語の例によるものとします。

1. 当法人は、貴社が行う金利スワップ取引清算業務、本受託清算参加者との間で成立する清算委託取引その他本業務方法書等の定める事項に関し、本業務方法書等（本業務方法書等が本業務方法書等の定めるところにより変更された場合には、当該変更後の本業務方法書等）及び本受託清算参加者との間で締結した清算受託契約の定めに従い、また、これらを遵守します。
2. 当法人は、次に掲げる事項に同意します。
 - (1) 本業務方法書等及び本受託清算参加者との間で締結した清算受託契約の定めが、現在又は将来の当初証拠金に係る権利義務その他業務方法書第1条第1項各号に掲げる事項に適用されること。
 - (2) 本業務方法書等及び本受託清算参加者との間で締結した清算受託契約の定めが業務方法書等の定めるところにより変更された場合には、本誓約書の内容も当該変更に応じて当然に変更されること。
 - (3) 本受託清算参加者以外の清算参加者を受託清算参加者とする清算委託者と当法人との

間の金利スワップ取引を清算取次原取引とする有価証券等清算取次ぎにおいて、当該清算委託者が当該受託清算参加者に対して当該清算取次原取引に係る情報を提供し、当該受託清算参加者がこれを受領すること。

- (4) 貴社が、本誓約書を、前号に掲げる事項について当法人が同意していることを証する書面として同号の清算参加者又は清算委託者のためにも保管し、また、当該清算参加者又は当該清算委託者に対し、本誓約書又はその内容を、法令上必要な限度において、開示すること。

(注) 清算委託者は、誓約書の提出に際して本規則別紙様式第4号又は同第4号の2のいずれかの様式を選択できるものとする。

以 上

様式第 4 号の 2 誓約書の様式（英語）

Letter of Undertaking

Date: / /

To [], President & CEO of Japan Securities Clearing Corporation

Address

Trading Name or Company Name

Name of Representative _____ (Seal)

[] (hereinafter referred to as the “Company”) acknowledges that it has confirmed and accepted the details of the Rules (as defined in the Interest Rate Swap Clearing Business Rules prescribed by JSCC (hereinafter referred to as the “Business Rules”)) in advance, and, in accordance with the provision of Article 43.2 of the Business Rules and the provision of Article 3.1 of the Clearing Brokerage Agreement concluded with [] (hereinafter referred to as the “Company’s Clearing Broker”) on [Date], submits this Letter of Undertaking (hereinafter referred to as this “Letter of Undertaking”) to JSCC through the Company’s Clearing Broker.

The terms used in this Letter of Undertaking shall have the definitions used in the Business Rules unless otherwise set forth in this Letter of Undertaking.

1 With respect to JSCC’s IRS Clearing Business, the Clearing Brokerage Contracts (*seisan itaku torihiki*) coming into effect with the Company’s Clearing Broker and other matters specified in the Rules, the Company hereby agrees to abide by and comply with the Rules, as may be amended pursuant to the Rules, and the Clearing Brokerage Agreement concluded with the Company’s Clearing Broker.

2 The Company agrees that:

- (1) The provisions of the Rules and the Clearing Brokerage Agreement concluded with the Company’s Clearing Broker shall apply to the existing and future claims and obligations arising from Initial Margin (*tousho shoukokin*) and the matters listed in Article 1.1 of the Business Rules;
- (2) When the provisions of the Rules and/or the Clearing Brokerage Agreement concluded with the Company’s Clearing Broker are amended in accordance with the provisions of the Rules, this Letter of Undertaking shall automatically be amended accordingly;
- (3) In the Clearing Brokerage (*yuuka shouken tou seisan toritsugi*) for Clearing Brokerage Original Transaction (*seisan toritsugi gen torihiki*) between a Customer (*seisan itakusha*) of another Clearing Broker and the Company, such Customer may make available information concerning such Clearing Brokerage Original Transaction to its Clearing Broker and such Clearing Broker may receive such information; and

- (4) JSCC retains this Letter of Undertaking for the benefit of the Clearing Broker or the Customer referred to in Item (3) above as a document evidencing the Company's agreement to the matters set forth in Item (3) above, and may disclose this Letter of Undertaking or any contents thereof to such Clearing Broker or the Customer to the extent required by laws and regulations.

Note) Upon submission of the Letter of Undertaking , the Company may elect to use either Exhibit Form 4 (*youshiki dai 4 gou*) or Exhibit Form 4-2 (*youshiki dai 4 gou no 2*) of Handling Procedures of Interest Rate Swap Business Rules (*kinri suwappu torihiki seisan gyoumu ni kansuru gyoumu houhousho no toriatsukai*).